

平成27年 第2回定例会

# 摂津市議会会議録

平成27年6月11日 開会  
平成27年6月26日 閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

平成27年第2回定例会

### ○6月11日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第41号、議案第42号、議案第48号～議案第50号	1- 3
提案理由の説明（総務部長、保健福祉部長、次世代育成部長）	
委員会付託	
日程3 報告第3号、報告第5号	1- 5
報告（総務部長、保健福祉部長）	
討論（増永和起議員）	
採決	
日程4 報告第4号、報告第6号	1- 9
報告（土木下水道部長、総務部長）	
質疑（上村高義議員、木村勝彦議員、藤浦雅彦議員）	
日程5 議案第43号	1-15
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（野口博議員、藤浦雅彦議員、上村高義議員）	
採決	
日程6 議案第44号	1-21
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程7 議案第45号	1-22
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程8 議案第46号	1-23
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程9 議案第47号	1-23
提案理由の説明（総務部長）	
採決	

日程10 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件	1-24
報告（建設常任委員長、文教常任委員長、民生常任委員長）	
休会の決定	1-25
散会の宣告	1-25

○6月25日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	2-1
議事日程、本日の会議に付した事件	2-2
開議の宣告	2-3
会議録署名議員の指名	2-3
日程1 一般質問	
野原修議員	2-3
藤浦雅彦議員	2-8
水谷毅議員	2-14
村上英明議員	2-20
福住礼子議員	2-25
市来賢太郎議員	2-30
大澤千恵子議員	2-35
嶋野浩一朗議員	2-41
野口博議員	2-50
延会の宣告	2-62

○6月26日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
安藤薫議員	3-3
東久美子議員	3-9
中川嘉彦議員	3-17
森西正議員	3-23
増永和起議員	3-28
弘豊議員	3-36
上村高義議員	3-41
南野直司議員	3-47

日程 2	議案第 4 1 号、議案第 4 2 号、議案第 4 8 号～議案第 5 0 号	3-52
	委員長報告（総務常任委員長、文教常任委員長、民生常任委員長）	
	採決	
日程 3	議案第 5 1 号	3-52
	提案理由の説明（総務部長）	
	質疑（野原修議員、藤浦雅彦議員、安藤薫議員、大澤千恵子議員）	
	採決	
日程 4	議案第 5 2 号	3-56
	提案理由の説明（総務部長）	
	質疑（藤浦雅彦議員）	
	採決	
日程 5	議案第 5 3 号	3-57
	提案理由の説明（都市整備部長）	
	質疑（野口博議員、上村高義議員、藤浦雅彦議員、木村勝彦議員）	
	採決	
日程 6	議会議案第 6 号	3-65
	提案理由の説明（嶋野浩一朗議員）	
	採決	
日程 7	議会議案第 7 号～議会議案第 1 1 号	3-65
	討論（弘豊議員）	
	採決	
	閉会の宣告	3-66

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
議決結果一覧	資料- 6

# 摂津市議会会議録

平成27年6月11日

(第1日)

平成27年第2回摂津市議会定例会会議録

平成27年6月11日(木曜日)  
午前10時開会  
摂津市議会議場

1 出席議員 (20名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	17 番	嶋野浩一朗
18 番	大澤千恵子	19 番	野原修
20 番	安藤薫	21 番	野口博

1 欠席議員 (1名)

16 番 渡辺慎吾

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	杉本正彦	生活環境部長	登阪弘
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	前馬晋策	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	樋上繁昭		

1 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉      事務局次長 橋本英樹

## 1 議 事 日 程

- |     |             |  |  |
|-----|-------------|--|--|
| 1,  |             |  | 会期決定の件                                       |
| 2,  | 議 案 第 4 1 号 |  | 平成 2 7 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）                  |
|     | 議 案 第 4 2 号 |  | 平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）              |
|     | 議 案 第 4 8 号 |  | 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
|     | 議 案 第 4 9 号 |  | 摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件                      |
|     | 議 案 第 5 0 号 |  | 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件                      |
| 3,  | 報 告 第 3 号   |  | 摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件                    |
|     | 報 告 第 5 号   |  | 平成 2 7 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）専決処分報告の件    |
| 4,  | 報 告 第 4 号   |  | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件                           |
|     | 報 告 第 6 号   |  | 平成 2 6 年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件                  |
| 5,  | 議 案 第 4 3 号 |  | 工事請負契約締結の件                                   |
| 6,  | 議 案 第 4 4 号 |  | 工事請負契約締結の件                                   |
| 7,  | 議 案 第 4 5 号 |  | 工事請負契約締結の件                                   |
| 8,  | 議 案 第 4 6 号 |  | 工事請負契約締結の件                                   |
| 9,  | 議 案 第 4 7 号 |  | 工事請負契約締結の件                                   |
| 10, |             |  | 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件                       |

---

### 1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 1 0 まで

(午前10時 開会)

○山崎雅数副議長 ただいまから平成27年第2回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成27年第2回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには何かとお忙しいところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件ほか3件、予算案件といたしまして、平成27年度摂津市一般会計補正予算ほか1件、その他案件といたしまして、工事請負契約締結の件5件、条例案件といたしまして、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件ほか2件、合計14件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○山崎雅数副議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、大澤議員及び野原議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月26日までの16日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第41号など5件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第41号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正の内容といたしましては、歳入は介護保険料の低所得者保険料軽減負担金などとなっています。歳出は生活困窮者自立支援に係る消耗品費などの追加補正となっています。

補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,479万円を追加し、その総額を352億8,779万円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入の内容ですが、款14国庫支出金、項1国庫負担金は、生活困窮者自立支援負担金など666万9,000円増額しています。

項2国庫補助金50万2,000円の増額は、生活保護適正実施推進事業補助金です。

款15府支出金、項1府負担金327万6,000円の増額は、低所得者保険料軽減負担金です。

項2府補助金142万3,000円の増額は、教育支援体制整備事業費補助金です。

款18繰入金、項2基金繰入金292万円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を増額するものです。

続きまして、歳出ですが、款3民生費、項1社会福祉費1,326万円の増額は、

低所得者保険料軽減に伴う介護保険特別会計繰入金などです。

項3生活保護費100万5,000円の増額は、生活保護制度の改正に伴う生活保護システム改修委託料です。

款9教育費、項1教育総務費52万5,000円の増額は、大阪府より特別の教育課程実践研究市町村に認定されたことに伴う図書購入費などです。

以上、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容の説明を申し上げます。

議案参考資料(条例関係)の29ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、摂津市立第19集会所を廃止し、その機能を新たに建設される(仮称)別府コミュニティセンターに統合することとしたため、同条例から摂津市立第19集会所を削る改正を行うものです。

なお、この改正条例の施行日は、規則で定める日としております。

以上、議案第49号の内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 議案第42号、平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容につきましては、介護保険法施行令の改正により、介護保険条例に定める保険料率の改正が必要となり、それに伴い保険料の減額を計上するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、既定による歳入歳出予算の総額については変更ございません。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料1,310万4,000円の減額は、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険条例第4条第1項第1号に定める保険料率を引き下げることによるものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金1,310万4,000円の増額につきましては、介護保険条例第4条第1項第1号に定める保険料率の引き下げに伴う保険料の減額分は国・府・市が負担し、一般会計より減額分と同額を特別会計に繰り入れするものでございます。

なお、歳出につきましては、予算額の変更はございません。保険料の減額を繰入金で負担することから、介護予防サービス等諸費の財源内訳を変更いたしております。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成27年4月10日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、同日施行されたことに伴いまして、介護保険法施行令第39条第1項第1号に定める者の保険料の減額割合が拡大されたことにより、摂津市介護保険条例第4条第1

項第1号の保険料率を変更するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）30ページの摂津市介護保険条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、第4条についてでございますが、第2項を追加し、平成27年度から平成29年度までの各年度における第1項第1号の保険料率を、同号の規定にかかわらず、2万9,484円に改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、第1項につきましては、この条例は公布の日より施行することを定めるものでございます。

第2項につきましては、改正後の摂津市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については従前の例によるものとするものでございます。

以上、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長 登壇）

○前馬次世代育成部長 議案第48号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）27ページから28ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規

模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の保育士の数の算定につきまして、保健師又は、看護師に加え、准看護師も1人に限って保育士とみなすことができることとするものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第48号の内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本5件については、議案付託表のとおり常任委員会に付託をします。

日程3、報告第3号など2件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（杉本総務部長 登壇）

○杉本総務部長 報告第3号、摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件について、提案内容の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されました。本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同法の中で平成27年4月1日または公布の日から施行されることとなった部分を平成27年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

それでは、議案書の本文の順に沿って改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の1ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第18条第2項の表の改正は、法

人の市民税の均等割の課税標準の規定を整備するものでございます。

第46条第6項及び第47条第3項の改正は、法人の市民税の納付に係る引用条文の整備でございます。

第63条第3項及び第64条の改正は、固定資産税の非課税措置に係る引用条文の整備でございます。

第136条の改正は、都市計画税の納税義務者等に係る引用条文の整備でございます。

附則第9条の2第1項の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、対象期間を延長するものでございます。

附則第11条の改正及び附則第11条の2の追加は、個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の規定を新たに整備するものでございます。

附則第12条第2項の改正は、固定資産税の課税標準の特例に係る引用条文の整備でございます。

附則第12条の2の改正は、いわゆるわがまち特例の追加と引用条文の整備でございます。

附則第14条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第23条、第25条、第26条、第28条及び第35条の改正は、固定資産の評価替えに伴い、土地に関する税負担が急増しないようにするため、現行の負担調整措置の仕組みを3年間延長するものでございます。

附則第36条の2の追加は、軽自動車税の税率において、いわゆるグリーン化特例が新設されたことに伴い、新たに規定を整備するものでございます。

摂津市税条例の一部を改正する条例、第91条の改正は、原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率の引き上げ

が平成27年4月1日から1年間延期されたことに伴う規定の整備でございます。

最後に、附則でございますが、第1項施行期日につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行するものと規定する規定でございます。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行するものとする規定でございます。

第2項から第4項は、個人の市民税に関する経過措置の規定でございます。

第5項は、法人の市民税に関する経過措置の規定でございます。

第6項から第10項は、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

第11項は、軽自動車税に関する経過措置の規定でございます。

第12項と第13項は、都市計画税に関する経過措置の規定でございます。

以上、専決処分報告の説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 報告第5号、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)専決処分報告につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分は、平成26年度国保特別会計の収支決算補填による繰上充用金及び国保財政安定化支援事業の見直しに伴う国民健康保険料の補正でございます。

まず、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出予算におきまして、医療費適正化や収納対策に加え、保険者努力分に当たる国・府の特別調整交付金の増加などによりまして、単年度で約2億9,919万円の黒字が見込まれましたが、累積では約1億757万1,000円の不足が見

込まれますことから、その補填措置として補正をいたしたものでございます。

次に、国民健康保険料につきましては、国保財政安定化支援事業の見直しが本年4月に国から通知され、前年度実績による試算を行いましたところ、約6,093万円の増額が見込まれましたことから、同額を国民健康保険料抑制に活用し、平成27年度国民健康保険料本算定に反映させていただいたものでございます。

以上につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年5月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億757万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億8,107万4,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料は6,093万円の減額で、当初予算と比較して一人当たり2,829円の保険料引き下げとなっております。

款9諸収入、項1雑入は、1億6,850万1,000円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、款11繰上充用金、項1繰上充用金は、1億757万1,000円を追加補正いたしたもので、補填金でございます。

以上、報告の内容説明とさせていただきます。

ます。

○山崎雅数副議長 報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、報告第5号に対しての反対討論を行います。

2014年度、摂津市は国民健康保険料を9,000万円値上げしました。摂津市の国保をよくする会から1,610筆の値上げ反対の署名が届けられましたが、それを踏みにじっての値上げでした。

この年、国が消費税を増税し、一部ですが社会保障費に回しました。これを財源として国民健康保険の法定軽減が広がり、大阪府下の市町村の多くで大幅な保険料引き下げが実現しました。所得200万円、40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯で、前年の保険料から幾ら下がったかを調べた大阪社会保障推進協議会の資料があります。

北摂で見ると、豊中市で4万1,814円、池田市8,889円、箕面市7万8,016円、高槻市1万4,790円、茨木市3万8,670円、吹田市2万6,730円の値下げとなっています。大阪府下では平均約2万円の値下げです。ところが、摂津

市は、何とこの新たに軽減のかけられた世帯ですら9,949円の値上げとなりました。北摂7市で値上げになったのは摂津市だけ、大阪府下各市でもわずか4市、摂津市の値上げ幅はこのうち第3位です。

市長はよく弱者の視点と言われますが、高い国民健康保険料、消費税の増税に苦しめられる低所得層に、国がつくった緩和措置すらはね飛ばす大きな値上げだった、やっつけはいけない値上げだったと思います。

軽減のかからない世帯はもっと深刻です。所得250万円、40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯では6万2,213円もの大幅な値上げでした。

摂津市は、この値上げの理由として、医療費がかさむなど国民健康保険財政が非常に厳しいことを挙げていました。しかし、今回、2014年度の決算見込みで何と約3億円の単年度黒字が出ることがわかりました。さまざまな努力の結果、国や府からの調整交付金がたくさんおりましたことを黒字の要因とされていますが、保険料の値上げをしたことが評価の点数を引き上げ、交付金をたくさんもらえたとも聞いています。運営努力をして財政をよくすることは大切ですが、市民に負担を押しつけて、市民を苦しめて財源を増やすということは、果たして運営の努力と言えるのでしょうか。住民の福祉の増進を図る自治体として、社会保障である国民健康保険のあり方として本末転倒だと言わねばなりません。

摂津市は、累積赤字の解消のための値上げはしないと言ってきましたが、財源を引っ張ってくるために行ったこの値上げは、まさしく累積赤字解消のための値上げとなっているのではないのでしょうか。さまざまな運営のための努力は評価をしますが、その努力の成果は市民に還元するべきです。

国は、2015年度に1,700億円を財政支援として投入することを決めました。国・府とも、一人当たり保険料は5,000円の財政効果がある、5,000円保険料を引き下げられるとしています。

今、保険料は値上げではなく値下げが必要な時代です。実際に箕面市では一人当たり保険料4,600円、和泉市では3,978円、東大阪市では1万713円の値下げを行っています。ところが、摂津市は、2015年度、さらなる値上げの予算を立てました。調整交付金の点数は保険料の値上げや連続黒字で評価が上がりますが、そのために市民に再度犠牲を強いることは許されません。

今回、摂津市は、国保安定化支援事業の見直しで、6,093万円の新たな財源を見込めることがわかり、2015年度の値上げ幅を圧縮する補正予算を出しています。年度途中で値上げを見直すことは今までにないことで、評価をするものですが、それなら値上げ幅の縮小ではなく値上げそのものをやめることもできるはずです。2015年2月、摂津市の国保をよくする会から前年を上回る1,977筆の値上げ反対の署名が提出されました。これ以上の負担は耐えられないと市民から悲鳴が上がっています。保険料値上げの撤回を強く求めます。

以上、反対討論といたします。

○山崎雅数副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 以上で討論を終わります。報告第3号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○山崎雅数副議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

報告第5号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○山崎雅数副議長 起立者多数です。

よって、本件は承認されました。

日程4、報告第4号など2件を議題とします。

報告を求めます。土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 報告第4号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した人身及び物損事故で、本年4月6日に示談が成立しましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことから、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第4号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきましてご説明を申し上げます。

本件は、昨年12月12日金曜日午後2時20分ごろ、駅前放置自転車撤去作業に従事する道路交通課非常勤職員の運転する公用自動車が、モノレール摂津駅高架下、鶴野54号線の学園町2丁目から鶴野1丁目方面行きの車線において、信号待ちのため停車中に、同乗者である同じく道路交通課非常勤職員が降車しようと助手席ドアをあけた際に、後方確認を怠り、公用自動車の左後方より路肩を走行してきた原動機付自転車と接触し、相手方が転倒したものでございます。

示談につきましては、公益社団法人全国

市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、相手方に対し、治療費及び慰謝料として4万1,585円、原動機付自転車の修理費に要する費用として14万3,501円を本市が賠償することで示談が成立したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会からその金額が支払われるものでございます。

本件につきましては、運転手及び同乗者が後方確認を怠るなど、当該職員の過失が引き起こしたものであります。職員に対しましては、日ごろから安全運転及び注意喚起を行っているところではありますが、改めて交通事故再発の防止に向け、交通法規などを遵守させ、安全運転、安全確認の徹底を指示したほか、乗車前の始業点検、車両管理も徹底し、事故の再発防止に職員一人ひとり意識を高め、事故を未然に防止するよう努めてまいり所存でございます。

以上、報告第4号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 報告第6号、平成26年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件につきまして報告します。

本件について、平成26年度補正予算(第5号)で繰越明許費の設定をお願いしたところですが、今般、翌年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整し、報告するものです。

内容につきましては、款2総務費、項1総務管理費、総合計画中間評価事業で、設

定金額1,032万4,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、既収入の特定財源として、国庫支出金1,000万円、残り32万4,000円が一般財源です。

款6商工費、項1商工費、商品券発行事業で、設定金額1億9,400万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、既収入の特定財源として、国庫支出金4,499万2,000円、残り1億4,900万8,000円が一般財源です。

款7土木費、項4都市計画費、吹田操車場跡地まちづくり事業で、設定金額1,040万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、地方債930万円、残り110万円が一般財源です。

同じく、新在家鳥飼上線道路整備事業で、設定金額250万5,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源は全て一般財源です。

次に、款9教育費、項6図書館費、図書館運営事業で、設定金額2,456万2,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金2,200万円、残り256万2,000円が一般財源です。

以上、繰越明許費の繰り越しの内容につきましてご報告させていただきます。

○山崎雅数副議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

上村議員。

○上村高義議員 それでは、報告第4号についてお尋ねいたします。

毎回、議会にこういう交通事故の報告が

上がってくるわけですが、いつも再発防止に努めますということであり、先ほどの説明の中でも、今回の事故を教訓に再発防止に努めますと、同じ定型文があるような文言で説明されたんですけども、事故の中身については報告どおりかと思うんですけども、再発防止についてお尋ねしますけども、この再発防止の徹底を行ったのは、いつ何月何日に行ったのかということ、それが何人ぐらいの方に対して、職員に対して行ったのかということ。

それと、もう一つ気になるのは、今回、土木下水道部が当事者ですけども、その他の部署ですね。その他の部署は全く他人事とと思っているのか、この事故が全職員にちゃんと伝わったのかということが非常に疑問視されるわけです。そこで、他の部署に対しては、この事故の内容はどう周知徹底しているのかということ、この二つをお聞きしたいと思います。

○山崎雅数副議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 まず、再発防止関係でございますけれども、平成23年8月に作成しております安全運転マニュアルの徹底を再度まず指導しまして、信号待ちによる降車等の禁止を指示し、駅前撤去作業では、人通りの少ない交通に支障を来さない場所に停車し、周辺の安全確認を徹底するように、その2名の方には指導しております。

それと、私どもの職員には、再度安全運転の徹底の啓発とともに、指差しによりまず安全確認などの実践も併せて、安全運転に努めるようにはしております。

それと、他のところに周知徹底ですが、その部分は、この事故が起きたときに、一応、決裁等で他部のほうには回して

おります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山崎雅数副議長 総務部長。

○杉本総務部長 他の部署に対して、どのように周知したかということでございます。ちょっと日付まではということですが、こういう事故が起きましたときに、3月に理事者側と職員側との安全衛生委員会を開いておりますので、この中で報告しております。日付が3月19日に報告をし、各所属のほうに周知をしているということでございます。

また、今回の事故につきましては、これは今後開催でございますが、安全運転管理者会議の開催を予定しております。安全運転の啓発を図ることを予定しております。普段から安全運転コンテストであるとか、さまざまなものに参加したりしておりますし、全般的には優秀な成績で交通安全協会のほうから表彰をいただいたりしておりますが、一つの事故があることで、これ全体が無になるということも重々考えられますので、こういったことについての周知をしていきたいと思っております。

また、運転の管理する部門といたしましてつけ加えをさせていただきたいと思っておりますのは、今回の事故を起こしたのが、非常勤職員が運転し、非常勤職員が同乗していたということがございます。これについて、別に非常勤がどうかということではないんですけども、我々もやっぱり職員に対するというときに正規職員を中心に考えてしまっていたのではないかなど自己反省もしないといけないと思っておりますし、運転する者全てに対して十分な注意をする、また、公用車を運転するということであれば、同一に、今までもそのように考えてきておりましたけども、より一層充実した啓

発なり指導なりを図ってまいりたいと考えております。

○山崎雅数副議長 上村議員。

○上村高義議員 今、答弁いただきましたけど、これで事故がなくなるとは到底思えないんですけども、これは我々のチェックが甘かったのかという反省をしておるんですけども、要は、事故があつて、そのことをやっぱり職員にきっちりした再発防止策を立てるということは、これは全職員が対象なんです。業務用車両というものは、これは所有者は市長ですよ。これは法律で、市長は、車を運転する人に対しては、部署ごとに安全運転管理者を定めて、きっちり交通安全教育をなささい、交通ルールを遵守させなささいという、こう法律で決まっておるわけですよ。そういった中で、毎回こういう形で事故報告があるということで、管理システムというか、マネジメント的に問題があるというふうに思っておるんですよ。

そういった中で、今回の報告事項も、再発防止策について周知徹底しました、これは、したのかしていないのか、我々はわからないんです。しまったと言うけど、実際は、何月何日何時から何人、例えば参加者名簿があつて、それを聞いた人の名簿があつて、そして内容はこういうことをちゃんと説明し、そしてみんなで共有化しましたと、こうあれば、ああ、ちゃんとやっているとわかるんですけども、この紙1枚では、我々は到底そういうことが、まあ、信用しますよ。信用しますが、具体的証拠はないんですよ。だから、そういった形にきっちりするというのと、これは当事者部署も当然なんですけども、これは全職員対象なので、これは全職員を統括する市長公室なのか、総務部なのかわからない

ですけれども、これはこの統括するところから全職員に対してすぐさま発信するんですよ、この事故内容についてはね。そして、それを各部署で再発防止について議論するということが必要であると思うんです。事故を起こした人は、初歩的ミスで、それは責任もありますよ。しかし、やはりあるのは管理者、その上に立つ人が最大責任があるわけですよ。最終的には市長の責任ですよ。その市長が一応部長、課長に権限委譲しておるわけですが、そこの管理マネジメントシステムをしっかりとするということが必要ではないかなと。

ですから、次からの報告については、再発防止策については、この事故について、何月何日、何人を対象にどういった内容で説明をいたしました、こう来れば、我々もああ、ちゃんとしてくれるんだとわかるんですけども、今、定型文がこう入っておるだけで、ばーっとそれを読むだけの形になっておるので、それでは非常に我々チェックする側としても甘いのではないかなと思っています。

そういった意味で、これをぜひしていただきたいということと、ハード的にも、例えば今、ドライブモニターとか、事故の事実がわかる、証拠がわかるようなものもあるわけですが、そういったことも装着するような取り組みもするということが、職員の安全に対して市長が本気だなということがわかるわけですけどね。そういったことについて、決意というか、答弁をいただきたいと思います。

○山崎雅数副議長 総務部長。

○杉本総務部長 私のほうからお答えさせていただきます。

事故を起こすこと自体、非常に公務員として、やはり基本を遵守するということを

おろそかにした結果ではないのかなと今回の事故についても思っております。

ご指摘のとおり、ご報告の内容については、今後検討させていただいて、どのように対応したかについてもご報告させていただくような形にしていきたいと考えております。

また、先ほどドライブレコーダー等のお話がありました。パッカー車等については、既にバックモニターの整備であるとか、ドライブレコーダーの装着であるとか、このようなことを図ってまいっております。今後、全車にはなっておりませんし、一般の業務用とか事務で使っているような普通乗用車等にはまだついておりませんが、こういったものについても、予算の関係もございまして、できる限りつけるということで進めてまいりたいと思っておりますし、ただ、つけただけではなくて、ドライブレコーダーというのは録画したことを見ることができますので、こういったものを安全教育の中に取り入れていければなというふうに考えながら以前からつけておりますので、こういったことも職場でのミーティング等に活用できたらなと。ヒヤリハットのようなときにも、こういうことがあったということをも具体的に画像を見ながらできるということもありますので、そういったことについても、ご指摘いただきましたので、ぜひ進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山崎雅数副議長 よろしいですか。上村議員。

○上村高義議員 最後に。今、答弁がありましたけど、我々議員は、こういう職員の安全というのは一番大事に思っておりますので、やっぱり仕事の働きやすい環境をつくるということ、つくってあげるということは、

そういった取り組みまできっちりしていただきたいと。この事故を起こされた当事者は大いに反省していると思うんですよ。日々、こういう毎回議会に報告があるわけですが、起こした当事者はものすごく反省しておると思うんです。しかし、それ以外の職員は他人事と思っていないんですかということが言えるので、そのことを危惧するので、そういうことがないように、ちゃんと管理監督者は、職員の安全は私が守ってあげますということを明確に示すということが必要ではないかと思っています。今、私の提案しましたことは、一例として十分に庁内で議論して、どうすることが一番再発防止につながっていくのかということをやっていただきたいということで申し上げておきます。

○山崎雅数副議長 木村議員。

○木村勝彦議員 関連質問なんですけども、今、答弁の中で、正規・非正規の答弁がありました。今日まで、やっぱり摂津市の公用車に乗れば、正規であれ、非正規であれ、事故を発生させたらどちらもやっぱり責任があるわけですから、そういう点で、今日までそういう正規・非正規の区別をしていたということについて、やっぱり一定の反省をしてもらわないと、今日までこういう事故が起こるたびに答弁をされるんですけども、今回初めてそういう正規・非正規という区別をされました。そういう点では、今日まで正規・非正規に運転をさせていただいたことについて、責任問題は、どちらにしても公用車に乗れば市の責任ということになってくるんですから、その辺の区分けをしておいたことについての一定の反省の答弁をいただきたいと思います。

○山崎雅数副議長 総務部長。

○杉本総務部長 区分けということではござ

いませんが、我々が業務として乗っていただく場合に、正規・非正規というより非常勤ということで、職員ということに間違いないんですけども、区分けと申しますよりも、非常勤職員に車に乗っていただいている、これは事実でございます。この中でしっかり指導をしていく、これも我々の責務でございます、当然のことでございます。先ほど、私の答弁がちょっと言葉足らずであったのかもしれませんが、これについても、やはりそういう非常勤職員が業として、職務として車に乗られるということであれば、これは同じ責任を持つ、これは当然のことでありまして、我々管理監督者、先ほど上村議員のほうからもご指摘ありましたように、その上司なりというのはしっかりそれを担っていかないといけないというのは肝に銘じないといけないと思っております。木村議員ご指摘のとおり、その辺についての今までのどこか一部に心にすきがあったとすれば、これは十分反省しながら、今後とも安全運転、事故防止に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○山崎雅数副議長 木村議員。

○木村勝彦議員 事故の取り組みの問題ですけれども、今日までそういう対応をされてきたということは、やっぱり私は大いに行政として反省をしてもらわなければならないと。今回、初めてそういう非常勤、常勤ということの問題が出てきたんですけど、やっぱりそれは、公用車に乗れば、正規・非正規関係なく責任は行政にあるんですから、その辺の取り組みは、今回の周知徹底についても、非常勤については多分されておらなかったのではないかなという気がするんですけども、その辺の確認についてはもう1回答弁をお願いしたいと思います。

○山崎雅数副議長 総務部長。

○杉本総務部長 先ほど申し上げましたように、安全衛生の会議等の中で各部にというところで、もちろんこれは非常勤についても、運転される方全てについて周知をということで行っております。また、安全運転管理者会議を開催する予定をしておりますので、この中でも、もちろんおっしゃいましたように、非常勤、常勤問わず、運転について、ハンドルを握る者については等しく指導してまいります。また、管理職としても、その点の視点をしっかり持ってやっていただくように指導してまいりたいと考えております。

○山崎雅数副議長 木村議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 毎回、この事故の報告が出てくるたびにいろいろと議論させていただいているんですが、もう1回、最初に、事故を起こされた当事者に対する対応、処分も含めてどういう対応をされたのかということと、それから、行政上の処分が本人には何かあったのかどうかについてご答弁をお願いしたいと思います。

○山崎雅数副議長 市長公室長。

○乾市長公室長 今、藤浦議員さんから、どういう対応をしたのかということでお問いただしております。これにつきましては、昨年の12月12日に事故が発生し、その件について12月の15日に報告書が市長宛てで出てきております。これは人事課のほうに出てきたということでご理解いただければいいと思います。これにつきまして、内容を十分調査した上で、今年に入りまして3月6日の午前9時から分限懲戒審査委員会を開催させていただいております。その結果を3月10日付で市長に報告させて

いただいております。

処分の内容としましては、同乗者であります運転者、同乗者、そしてその直属の課長、そういった者に対しまして3月19日付で処分を行っておるところでございます。

○山崎雅数副議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 どういう処分だったのかということを知りたかったのと、それから、行政上の処分というのは、いわゆる道路交通法上の処分があったかということをお聞きしたんです。

○山崎雅数副議長 市長公室長。

○乾市長公室長 処分は、道路交通法上の処分はなかったということでございます。地方公務員法上の処分を行うための審査を行った結果、処分の内容は、訓告処分の一種で、部長からの注意処分を当該職員、それから課長に行っております。

以上でございます。

○山崎雅数副議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今回の事故は、運転者がおって、その横の助手が、助手席におられた方が後方確認を怠って事故に至ったということで、運転者も助手席の行動についての注意が必要だったかもわかりませんが、この助手席には、別に運転していない人でも誰でもその場にいる可能性がありますし、今、運転マニュアルというのは、私の認識では、運転をする者が強く意識をさせるためのマニュアルであるというふうに思うんですけども、今回の事故はそうじゃなくて、助手席、運転免許を持っていないでも誰でも事故を起こす可能性があるということで、少しやっぱり認識を変えて取り組んでいかないといけない課題ではないかと思うんですね。いわゆる全職員を相手に、免許を持っていないでもこういう事故が起きるんだということをしつかりと認識しな

いといけない、徹底しないといけないと思うんです。そういうことで、やっぱりこの事故を教訓として、少し再発防止の徹底の仕方についても認識を変えて対応する必要もあると思うので、そのことを指摘しておきたいと思います。以後、最低1年でもいいですから、こういう事故が本当にゼロになるような、そういう取り組みになるように期待したいと思います。

以上です。

○山崎雅数副議長 市長。

○森山市長 今日まで、こういう損害賠償の報告につきまして、るるご指摘をいただいております。先ほども話が出ておりましたが、アルバイトの方であれ、非常勤の方であれ、正規職員であれ、公務に携わる方は全て市民から見ると全体の奉仕者でございます。そういう意味では、全体の奉仕者の原点といいますか、基本、これはやっぱり緊張感に尽きると思います。いろんな機器の整備、また講習等はもちろんのこと、もう一度点検をいたしますが、基本的な緊張感についてももう一度徹底をしたいと思います。おわびを申し上げ、私からの答弁といたします。

○山崎雅数副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 以上で質疑を終わります。

日程5、議案第43号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第43号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明申し上げます。

なお、詳細については、議案参考資料1ページから10ページを併せてご参照願います。

本議案は、摂津市立第四中学校耐震補強等工事その2の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市立第四中学校耐震補強等工事その2です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は3億8,448万円です。

契約の相手方は、摂津市鳥飼新町二丁目2番52号、株式会社森上工務店、代表取締役、森上芳友です。

工事の内容は、耐震補強工事、外壁改修工事・屋上防水改修工事及びその他改修工事です。耐震補強工事は、②棟(特別教室棟)に外付けブレース補強等の補強を行い、東側渡り廊下の撤去と新設を行います。また、高架水槽架台の補強を行います。外壁改修工事・屋上防水改修工事は、②棟及び⑥棟の特別教室棟に対して行います。その他改修工事は、②棟(特別教室棟)1階から4階の便所の改修を行います。

議案第43号の内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 提案が終わり、質疑に入ります。

野口議員。

○野口博議員 幾つか質問させていただきます。

本議案を含めて、ご案内のように、今回5件の小中学校の耐震補強工事や大規模改修工事の件が出ております。入札状況を見たときに、いろいろ市内業者がどういう状況になっているのか、大変心配していますので、そういう問題意識と、本来ならば、こんなにたくさんの金額でありますので、委員会に付託してやっていただきたいわけですけれども、慣例に従ってきょうが即決ということでもありますので、幾つか基本点について質問させていただきます。

この議案を含めて今回5件出ております。入札の結果を見ますと、この議案第43号、第四中学校では6者が辞退されています。ちなみに、ほかの議案、数字を言いますと、全て建設関係会社のBランクの事業者全てに指名させていただいて入札に参加してもらったという結果でありますけれども、次の第一中学校は6者が辞退であります。鳥飼小学校が8者が辞退、第二中学校が5者が辞退、別府小学校は6者が辞退であります。ちょっと見てみますと、15者が参加、指名をしましたが、この辞退の中身を見ますと、15者の中で全て5件について4事業所が辞退されているわけです。こういう入札状況を見たときに、この市内業者について、市内業者がどういう実態になっているのか、そういうような問題を大変心配もしていますので、一度入札状況から見た市内事業所の実態について少しお話をさせていただきたいと、これが第1点であります。

もう一つは、地元業者に対して毎年仕事を発注させていただくわけでありまして、年間、一つの業者が請け負う、受注できる件数ですけども、それも一つ確認をしていただきたいと思います。

三つ目には、この間ずっと公共事業をめぐっていろんな改善もなされてきました。数年前から、事前に工事について予定価格、最高金額についてだけ示して、最低価格は示さないという形で入札を行ってきておりますけども、今回のこの5件について、落札率がどういう数字になったのかということと、それに対する評価についてお尋ねしたいと思います。

以上、3件。

○山崎雅数副議長 総務部長。

○杉本総務部長 市内業者の状況ということ

でございますが、今回、確かにご指摘のとおり、この5件で辞退が出ております。このような状況をどういうふうにということでございますが、いわゆるこれは全国的な景況感というか、こういったものにも大きく影響されているのではないかなと思います。特に関東・東北地域での工事等も非常にあって、その中で、どうしても事業がそちらへ行きますので、全般に関西圏での工事に対応できる業者が手薄になるというようなことが起こっているのではないかなというふうに我々も感じております。このような中で、今まで、数年前まででしたら、ほぼ全ての業者が入札に応じていただいていたということから、やはり工事を入札するに当たって取捨選択の幅が広がってきたのではないかなと。それと、先ほど申しました東日本等の、あと東京オリンピックもあるのかもしれませんが、こういったものの社内技術者や協力会社の技能労務職の人手といったものも非常に問題になっているのではないかなというふうに考えておまして、こういった状況がこういった辞退の数が増えてきた状況ではないかなというふうに我々としては見ております。

地元の業者さんに対する発注であります。23年度で土木工事27件、建築工事10件、24年度で土木工事29件、建築工事9件、25年度で土木工事34件、建築工事12件、26年度は土木工事27件、建築工事11件となっております。おおむね同程度の発注状況にはなっておりますが、こういった中でも、先ほどの社会状況といえますか、こういったものの中で、そういった入札辞退であったりということが起きてきているというふうに考えておまして、ただ、我々としても、やはり市内の

事業所がこういった市の事業を受けていただくということが一番望ましい形であるというふうにはもちろん考えております。ただ、先ほど申しました技術者の数が足らなかつたり、もちろん市内業者の技能というか、技術力の向上といったこともぜひお願いしたいところでありまして、そういった中で今後対応を考えていただかなくてはならないのかなと思っております。

最後に、落札率でございますけれども、今回の率で申しますと、ただいまの四中の耐震補強工事で92.3%、一中で89.8%、鳥飼小学校で91.9%、二中で89.6%、別府小学校で89.3%ということで、予定価格を下回る価格で入札はいただいております。ただ、落札率についての評価というのは非常に難しいかと思っております。ただ、全般的に近隣各市等の落札率等を見たときに、うちの市が飛び抜けて特徴があるというふうには考えてはおりません。

以上でございます。

- 山崎雅数副議長 野口議員。
- 野口博議員 市内事業所の実情の中で、特に労働者の数、技術者の数が少なくなっているということだと思います。市内のある企業では、住んでいた社宅を1棟取っ払って駐車場にされているというところもありますし、いろいろお尋ねしますと、今おっしゃったそういう状況がいつも返ってくるわけです。そういう点では、これから市としてもいろんな公共事業を発注しますので、そこでどうなるのか、大変心配もしておりますけれども、そこでもう一度お尋ねしたいのは、先ほど件数の問題でお尋ねしたのは、一つの同じ企業が1年間に摂津市の公共事業を何件受注できるのかという、この限度の問題についてお尋ねしたわけでありまして、年間の件数ではなくてですね。

言いますけれども、1年間で同じ企業が受注できる数は2件と聞いています。そういうこともあって、こういう入札状況にも一つは発展したと思えますけれども、入札の状況を見ますと、この五つの議案で四つの落札した業者4件については、五つの中で三つは入札に参加して、二つの議案は辞退するという事なんですね。一つの議案を落札した業者については全て入札参加したという、こういう状況を見ますと、昔からいろいろ談合問題についていろんな指摘もありました。この見方はなかなか難しいわけでありましてけれども、いわゆる公共事業の公平性とか、いろんな切り口があるかと思えますけれども、そういうところから見て、摂津市の今の入札制度がどういう到達なのかなども改めてお尋ねしておきたいと思えます。

もう一つ、市内事業所の実態で資料をいただいておりますけれども、いわゆる建設の場合はAからDランクがあります。土木の場合はAランクからEランクまであります。それぞれ建設業法でいう総合評定値と摂津市の独自の基準点を加えてランクが決められていますけれども、建築の場合はAランクはなしであります。Bランクは15社、Cランクは7社、Dランクが9社ということであります。こういうランク別の市内の事業所を見た場合、改めて自治体として技術労働者が少なくなっているという問題もあるかと思えますけれども、どういった支援策を行っていくのかという、企業として努力をしてもらいべき範疇の問題も当然ありますけれども、行政としてどういった政策を行うのかという問題とか、これは入札制度についてどういった改善を行っていくのかということも必要だと思っております。今回、今進めておる第5次行革の中で、

入札制度の改善問題についても言われておりますけれども、今後、この入札制度の改善について、どういう見直しを検討しようとしているのか、こういう点もちょっと少し教えていただきたいと思っております。

もう一つは、この間、別府のコミュニティセンターの建築工事だとか消防本庁の改修工事などが、JVとの共同企業体でやってほしいということで公募しましたが、なかったということでもあります。これから地元業者がこういう公共事業についていろいろ仕事をしてもらいます。そういう点では、いろいろ先ほど申し上げた点もぜひ考えていただいて、いろいろ対応していただきたいと思っておりますけれども、今後の摂津市の公共事業について、こういう市内事業所の実態を見たときに、どういうことが心配なのか、それに対してどういう手だてをとろうとしているのか、こういう点も含めてちょっとお尋ねしておきます。

以上です。

○山崎雅数副議長 副市長。

○小野副市長 入札制度の今後のありよう、支援策のお問いでありますけれども、総務部長も言いましたように、例えば我が市の中での一番の強い企業とも話をした経過があります。その企業は、今の現状から見れば、とっても摂津市では仕事ができる状況ではないと、もう東京で手いっぱいであるという企業もあるのも事実であります。それで、この入札制度の問題は、過去からもいろいろこの議会でも議論してもらっております。今、野口議員が言われている中身で、具体的にどういう支援策であるとか、入札制度検討委員会はどうするかということは、ここではちょっと控えるべきだと思います。まず、この前の消防庁舎の問題、別府コミュニティ、これは不調に終わって、新たに

今動いております。それで、今指摘のこの耐震工事についてもご指摘のとおりであります。したがって、市としては、入札制度検討委員会でこの現状をどういうふうに見るかということ进行分析する必要があるのが一つ。他市においてもこれは悩んでおります、現実の問題としては。摂津市だけの問題ではございません。したがって、まず、今回のこの問題と、別府コミュニティと、そういう問題をまず内部の検討委員会で議論すること。もう一つ大事なことは、ここが難しいんですが、やはり市内の業界といえますか、協会が今どういうふうに見ておられるのか、そこもやっぱり聞いてあげないといけないと思います。その辺がやはり市との、下手すると、そこに疑念があってもいけませんから、市としての考え方も一遍整理した上で、協会が何を言われるか大体わかりますけれども、今、総務部長が言ったとおりですけど、その辺のことをよく聞いた上で適正な入札に持っていくと、そういう方向で進んでいくということの中で取り組みをしていきたいというふうに思います。

○山崎雅数副議長 野口議員。

○野口博議員 入札制度の見直し方向などについては、また別の機会にさせていただきますけれども、要は、地元市内業者の実態について、今何が必要かという問題を僕らは問題意識で持っているわけです。なかなかいい改善方向が出てきませんが、ぜひ研究していただいて出していただきたいと思っております。

第5次行革の改革の柱の6項目めで、契約制度、入札制度の改革ということで、一つはこういっています。総合評価入札を導入と、金額のみでなく、技術、工期、成果、実績、提案などを総合的に判断していきたいと。もう一つは、入札予定価格を事後公

表化、平成26年度に検討し、今年度、実施をしていきたいと。現状では、予定価格だけは公表して入札しておりますけれども、こういうことが一応言われていますけれども、ぜひ先ほど申し上げた形で、いろんな公共工事をめぐってのいろんな切り口がありますので、ぜひ市内業者の支援になるような方向で見直し、検討をしていただきたいということを強く申し上げて質問を終わります。

○山崎雅数副議長 ほかにありませんか。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほど、議論の中で、市内の建設業界の状況等について答弁もいただきました。先日、建設常任委員会で釜石市のほうに実は視察に行ってみまして、そちらのほうでずっと工事をやられていましたけれども、京都ナンバーのダンプが走っていたりとか、本当に関西のそういう建設業者が実際にここで工事されているなということを実感して帰ってきたわけですが、そういう意味では、市内の業者も何らかの形でかかわっているところもあるだろうし、また、職人さんを非常に確保するのが難しいということも聞いています。そういう中で、今回5件の入札をされたということで、それからプラス文化ホールの工事とか、全部でこれは耐震最終年ということで9件大きな工事が行われるということで、随分業者も頑張っているとっていただいていると思うんですね。ある意味では、職人がなかなか手配でけへんということも聞いていますから、ちょっと無理をしないと、それこそ工事が間に合わないというようなこともある中での多分入札だったと思うんですね。そういう意味では、これまで議会でも随分議論してきましたけれども、市のほうの体制が、その管理がちゃんとついていける

んかという、人材の面、管理の面が議論になってきました。本来、ちょっと広がってしまいますけど、その件が非常に気になりますので、これは全部で9件を今年工事をして、しかも、今のような工事業者の環境の中で工事が進められている中で、やっぱりきちっと監理をしておかないと、ひょっとしたら瑕疵が発生することもあり得ますので、そういう本市としての監理体制がちゃんと整ってのことなのかということについてだけ、ご答弁をお願いしたいと思います。

○山崎雅数副議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 議員が今おっしゃった9件、非常に工期的にタイトかなというふうに、職員は皆、危機感を持っております。ただ、今現在、外部建築家、設備、空調も含めまして、OBも来ていただいて、外部ですけれども、体制を整えるということで、今、人事サイドとも去年から協議を進めまして、現実的に三十何億円、40億円近い総事業費を賄っていくということで、人事と相談しながら体制を整えてきております。ただ、一時的に、今回でも5件発注しますが、やはり夏場の間に子どもさんらにご迷惑をかけないような対応の仕方ということで、今、スケジュールを相当細かく担当のほうで調整しながら、そして、現場監理につきましては監理委託をして、きっちりした指導をできるように体制を整えているというところがございますけれども、やはり9件というのは今日までなかった件数でございますので、そのあたりは担当所管も、我々の建築サイド、営繕でございますけれども、必死になって対応しているというのが現状であります。ただ、何とかやり切っていくというのが職員間の意識でございます。以上です。

- 山崎雅数副議長 藤浦議員。
- 藤浦雅彦議員 ちょっと広がってしまいますけども、我々議会も、これは9件、何としてもきちっとできるように、しっかりと協力をして団結してやっていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。  
以上です。
- 山崎雅数副議長 ほかにありませんか。上村議員。
- 上村高義議員 私のほうから具体的な工事内容についてですけれども、四中の耐震工事ということで、この議案第43号ですけれども、この中で、耐震補強工事の中で高架水槽の架台補強というのが四中だけ上がってきておるわけですけれども、この高架水槽についての考え方というか、耐震診断した結果、この高架水槽の架台がちょっと弱かったということになるのか、ちょっとさびていたから補強するのか、その辺について一度説明をいただきたいと思します。
- 山崎雅数副議長 教育総務部長。
- 山本教育総務部長 四中の高架水槽の案件でございます。議案参考資料8ページを見ていただきましたら、高架水槽部分が掲載をされております。足場を4本で持っているというような高架水槽でございますので、そこに補強するというところで工事をするということでございますので、この工事をもって高架水槽の耐震については終了し、地震についても対応できるというような状況でございます。
- 山崎雅数副議長 上村議員。
- 上村高義議員 高架水槽の考え方というか、より安心して安全なよい水質の水を送るということで、直送方式のほうがより安全で地震にも強いのではないかなという思いがあるんですけれども、そういった検討はされたのかということと、摂津市として、この高

架水槽に対する地震対策としてはどういう考えを持っておられるのか、その辺のお考えも一度お聞かせをいただきたいと思します。

- 山崎雅数副議長 教育総務部長。
- 山本教育総務部長 まず、高架水槽、水のあり方ということで、直圧をかけて送ってはどうかというお話でございます。調理室等々、食事にかかわるところについては、そういうようなことも実施していたとも認識はいたしておりますが、それ以外の全体の部分につきましては、今現在、経費的なことも含めまして、その高架水槽を活用するような形で、まずそれを安全に補強するというような形で設計を行ったというふうな状況でございます。
- 山崎雅数副議長 上村議員。
- 上村高義議員 担当のほうは個別にはそういう考えがあるということなんですけれども、摂津市全体についての水道の水を安心して届けるために、より耐震、地震も想定した水の送り方について、高架水槽ということについてはどういう捉まえ方をしておるんですかということで、所管が違う部分もあると思うんですけれども、それについての考え方を一度この際お聞かせ願いたいということです。
- 山崎雅数副議長 水道部長。
- 渡辺水道部長 水道部のほうの高架水槽の考え方ということでお問いただしますので。基本的に今の4階までの直送ということは、水道部としては可能は可能でございます。あと、それぞれの施設の配置状況であったり、そういう形の中では、やはり高架タンクを設けて送っておられるところも、それはございます。  
今の耐震に関する考え方なんですけど、それは、高架水槽であっても、それに対す

る耐震化がしっかりできているということがやっぱり第一条件になってきますので、何も今の直圧だけが耐震化に一番ベターかということではないというふうには確認しております。

あと、直送になりますと、高くなりますと、通常、今の改修工事になりますと、それに対して非常に価格というのか、改修工事費も非常に高くなってきますので、やはり今の高架タンクを利用した形での設計をされたというふうには感じております。

全体的な感覚でいいますと、やはり高架タンクであっても直送であっても、安全・安心の水、これを送っていくことには変わりはないというふうには考えております。

以上でございます。

○山崎雅数副議長 上村議員。

○上村高義議員 高架水槽は異物混入のおそれがあるわけですよ。そういった意味では直送のほうがより安全ということですね。質的にはですよ。よりよい質を求めるなら直送方式のほうがいいのではないかなという思いはあるんですけども、今回は高架水槽の補強ということで扱われるということで、よりコスト的にも安いという思いがあって耐震補強工事をされたということはあるんですが、やっぱり摂津市の水道全体、より質のいい水を届けるという観点も入れながら、こういう設計をしていくべきではないかなということをおもいましたので、そういう質問をさせていただきました。今の水道部長の答弁では、そういうことも視野に入れておられるようなので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○山崎雅数副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○山崎雅数副議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第44号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第44号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。

なお、詳細については、議案参考資料11ページから20ページを併せてご参照願ひます。

本議案は、摂津市立第一中学校耐震補強等工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市立第一中学校耐震補強等工事です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は3億996万円です。

契約の相手方は、摂津市千里丘東三丁目7番27号、協同建設株式会社、代表取締役、北本和志です。

工事の内容は、耐震補強工事、外壁改修工事・屋上防水改修工事及びその他改修工事です。耐震補強工事は、②棟(管理棟)及び③棟(特別教室棟)に外付けブレース

補強等の補強を行い、渡り廊下A・Bの補強を行います。外壁改修工事・屋上防水改修工事は、①棟（普通教室棟）ほか②棟及び渡り廊下A・Bに行います。その他改修工事では、③棟（特別教室棟）1階から3階の便所の改修及び①棟（普通教室棟）ほか2棟の防火戸等の法令改修を行います。

議案第44号の内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第44号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○山崎雅数副議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、議案第45号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（杉本総務部長 登壇）

○杉本総務部長 議案第45号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。

なお、詳細については、議案参考資料21ページから30ページを併せてご参照願

います。

本議案は、摂津市立鳥飼小学校耐震補強等工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市立鳥飼小学校耐震補強等工事です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2億8,188万円です。

契約の相手方は、摂津市東別府三丁目2番48号、福島興業株式会社、代表取締役、藤田依子です。

工事の内容は、耐震補強工事、外壁改修工事・屋上防水改修工事及びその他改修工事です。耐震補強工事は、⑩棟（普通教室棟・特別教室棟）に外付けブレース補強等の補強を行います。外壁改修工事・屋上防水改修工事は、②棟（普通教室棟）及び⑩棟（普通教室棟・特別教室棟）に行います。その他改修工事は、⑩棟（普通教室棟・特別教室棟）1階から4階の便所の改修及び②棟（普通教室棟）ほか2棟の防火戸等の法令改修を行います。

議案第45号の内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 討論なしと認め、討論を

終わります。

議案第45号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○山崎雅数副議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程8、議案第46号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第46号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。

なお、詳細については、議案参考資料31ページから42ページを併せてご参照願います。

本議案は、摂津市立第二中学校管理棟耐震補強等工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市立第二中学校管理棟耐震補強等工事です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2億1,600万円です。

契約の相手方は、摂津市千里丘六丁目4番2号、株式会社小野工建、代表取締役、小野展康です。

工事の内容は、耐震補強工事、外壁改修工事・屋上防水改修工事及びその他改修工事です。耐震補強工事は、⑫棟(管理棟)に外付けブレース補強等の補強を行います。外壁改修工事・屋上防水改修工事は、②棟(養護教室棟)ほか3棟に行います。その他改修工事は、⑫棟(管理棟)2階、3階の便所の改修及び①棟(教室棟・特別教室棟)、⑫棟(管理棟)の防火戸等の法令改修を行います。

議案第46号の内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○山崎雅数副議長 起立者全員です。

よって、本件は可決をされました。

日程9、議案第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第47号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。

なお、詳細については、議案参考資料43ページから52ページを併せてご参照願います。

本議案は、摂津市立別府小学校大規模改修工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市立別府小学校大規模改修工事です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1億8,954万円です。

契約の相手方は、摂津市別府一丁目18

番1号、株式会社日生建設、代表取締役、西川富雄です。

工事の内容は、外壁改修工事・屋上防水改修工事及びその他改修工事です。外壁改修工事・屋上防水改修工事は、⑥棟（普通教室棟・給食場棟）ほか2棟に行います。その他改修工事は、⑨棟（特別教室棟）1階から3階の便所の改修及び⑥棟（普通教室棟）ほか2棟の防火戸等の法令改修を行います。

議案第47号の内容説明とさせていただきます。

○山崎雅数副議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山崎雅数副議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第47号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○山崎雅数副議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程10、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件について、建設、文教及び民生常任委員長から報告を行いたいとの申し出がありますので、許可します。

建設常任委員長。

（藤浦雅彦建設常任委員長 登壇）

○藤浦雅彦建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る3月27日の第1回定例会本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、4月21日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、5月25日に岩手県盛岡市の上下水道局広報戦略構想について、並びに5月26日に岩手県釜石市の道路、橋梁、水道等の災害からの復旧についてであります。なお、その詳細につきましては、議長に報告しております。

以上、報告します。

○山崎雅数副議長 文教常任委員長。

（安藤薫文教常任委員長 登壇）

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る3月27日の第1回定例会本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、4月22日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、5月28日に鳥取県鳥取市の中学校における部活動ガイドライン作成の取り組みについて、並びに5月29日に島根県出雲市の地域学校運営理事会制度、コミュニティ・スクールの取り組みについてであります。なお、その詳細につきましては、議長に報告をしています。

以上、報告といたします。

○山崎雅数副議長 民生常任委員長。

（上村高義民生常任委員長 登壇）

○上村高義民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る3月27日の第1回定例会本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、4月22日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、5月26日に新潟県五泉市のごみ処理の広域化について、並びに5月27日に新潟県見附市のスマートウェルネスみつけについてであります。なお、その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○山崎雅数副議長 委員長の報告は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

6月12日から6月24日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

本日はこれで散会します。

(午前11時39分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会副議長 山崎 雅 数

摂津市議会議員 大 澤 千恵子

摂津市議会議員 野 原 修

# 摂津市議会継続会会議録

平成27年6月25日

(第2日)

# 平成27年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年6月25日(木曜日)  
午前10時1分開議  
摂津市議会議場

## 1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	杉本正彦	生活環境部長	登阪弘
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	前馬晋策	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	樋上繁昭		

## 1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹
------	------	-------	------

## 1 議 事 日 程

1,

一般質問

野 原	修	議員
藤 浦 雅	彦	議員
水 谷	毅	議員
村 上 英	明	議員
福 住 礼	子	議員
市 来 賢	太郎	議員
大 澤 千	恵子	議員
嶋 野 浩	一朗	議員
野 口	博	議員

---

## 1 本日の会議に付した事件 日程 1

(午前10時1分 開議)

○渡辺慎吾議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして質問します。

J R千里丘駅西口駅前整備についてお聞きします。

J R千里丘駅西口安全対策について、吹田市域の大型マンション開発に伴う送迎バス、マイカーなどが大幅に増加する西口駅前の交通混雑を目の当たりにする中、現在施工中の千里丘中央線開通に伴って、ますます危険性が増すと危惧しております。現状の道路での対策、市道路交通課や道路管理課により地元協議を重ね、るる対策を講じられ、現状での対策には限度があると思いますが、一定効果を上げているものと感じています。現在までに実施した千里丘駅西口駅前の現状での安全対策について、改めてお聞かせください。

続きまして、A E Dの普及について質問します。

A E Dにつきましては、最近では、校区の防災訓練や自治会の自主防災訓練で参加者に実際に使用してもらって、使い方については相当多くの市民の方に普及できたと思います。また、私が平成21年6月本会議におきましてご提案させていただきました小中学校の義務教育の中でのA E Dを使った救命処置指導につきましては、関係各位のご努力により円滑に事業を推進されており、感謝申し上げますとともに、高く評

価いたしたいと思えます。

初めに、A E Dの設置状況についてお伺いします。現在、摂津市内には、どのぐらいの数のA E Dが設置されているのでしょうか。恐らくは、企業・事業所単位でも設置を推進されているように聞き及びますが、全体の数は把握されているのでしょうか。

次に、先ほど申し上げました義務教育の中での児童・生徒に対するA E D講習についてお伺いします。たしか平成22年度から始めていただいたと記憶していますが、これは防災意識の醸成という人材育成の面からも相当な効果を望めるものと考えます。これまでの実施実績を教えてください。

最後に、設置場所の周知についてであります。使い方はマスターして、実際に事が起こったときに、さて、どこに行けばA E Dがあるのか、また、夜間などの場合、設置場所はわかっている、それが建物内であれば入れるかなど、懸念する材料はあると思います。現在、どのような形で市民にA E Dの設置場所を周知しているのか、お聞かせください。

次に、総務省は本年度の高齢化率を26.8%と見込み、20年後の2035年には33.4%と3人に1人が高齢者になることが示されております。一方で、15歳から64歳は減少が続き、今や2.3人で高齢者1人を支えることになりました。高齢者の置かれている社会的背景は大きく変化し、同様の状況で推移している本市の状況から、市としての高齢者施策の認識についてお聞かせください。

以上、1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 おはようございます。

それでは、J R千里丘駅西口駅前整備に

についてのご質問にお答えいたします。

J R千里丘駅西口駅前道路における安全対策につきましては、現在までの取り組みといたしましては、歩行者の通行空間の安全確保の観点から、西口駅前に向かう千里丘19号線と22号線において、歩行者通行帯として路側線を設け、グリーンベルトを設置し、暫定的ではございますが、西口駅前の千里丘19号線・23号線合流部にラバーポール設置により歩車分離を図り、Uターン防止対策を実施しております。その際、送迎バスの運行会社につきましては、書面をもって千里丘交差点から千里丘ガード側道を運行経路とするよう勧告してまいったところでございます。

千里丘ガード上部では、置き基礎によるガードレールを設置し、歩行者通行帯を設け、歩行者の安全な歩行空間を確保するなど、現況道路幅員の中で可能な範囲で対策に努めているところでございます。

また、駅前に乗り入れをされておられます送迎バスやマイカーにつきましても、乗降のみの停車については取り締まることが困難でありますことから、違法駐車対策巡視員により巡視を行い、長時間停車がないか注視しているところでございます。

○渡辺慎吾議長 消防長。

(樋上消防長 登壇)

○樋上消防長 おはようございます。

AEDの普及についてのご質問にお答えいたします。

まず、AEDの設置の現況でございますが、公共施設に本市が設置しているものは49か所ございます。一般財団法人日本救急医療財団が管理するホームページで、AED設置者がみずから登録する方法で全国の設置場所を公開しておりますが、それによりますと、摂津市内では166か所が登

録されております。

次に、小中学校でのAEDを使った救命講習の実績についてお答えいたします。

平成22年度から、摂津市内全小学校の5年生、全中学校の2年生に対しまして、教育の一環といたしまして実施をさせていただいているものでございます。消防職員が各学校へ出向いて、授業1時間の指導を行っております。実績を申し上げますと、平成22年度から26年度までの5年間で、小中学校を合わせまして延べ7,501名の児童・生徒が受講いたしました。

設置場所の周知でございますが、公共施設の設置分につきましては、一覧表を本市消防本部ホームページに記載しております。訓練に出向いた際には、その旨と、訓練を実施した付近の現況、また、NPO法人大阪ライフサポート協会のホームページ、大阪府AEDマップを口頭でお知らせしております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 高齢者施策につきましてのご質問にお答え申し上げます。

本市では、これまで、早くから高齢者の支援に取り組んでおります。その一例といたしましては、高齢者の生きがいくりのため、シルバー人材センターの設置を先駆的に行い、生きがいの確保と就労に努め、現在では約1,000人の会員を擁しております。また、個人給付におきましても、多彩なメニューを実施いたしております。

また、平成12年には、措置から契約となる介護保険制度が創設され、高齢者の介護支援が大きく進展いたしました。一方で、高齢者の長寿化により高齢者数が増加し、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、医療や介護の給付費が大きく膨らみ、

財政を圧迫すると予測されますことから、高齢者施策の見直しを行い、2025年を乗り切る必要があると考えております。

○渡辺慎吾議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、2回目、質問します。

千里丘駅西口駅前の安全対策につきましては、これまでも現状道路内においていろいろ手だてを講じていただいたことにつきましてはは一定理解しました。しかしながら、現状を見ますと、相変わらず一般の送迎の車にまじり、一部バス会社の送迎バスも駅前での乗り降りを行うなど、駅前周辺の歩行者の安全が確保されていない状況が見受けられます。また、吹田操車場跡地の土地区画整理事業も進み、千里丘中央線もJR千里丘駅まで完成してくれば、ますます駅周辺の交通量も増えていくことは当然予測されます。駅前周辺の安全確保をするための抜本的な解決策は、千里丘駅西地区の再開発事業の実施が必要であると考えているところであります。現在の千里丘西地区の再開発の検討状況についてお聞かせください。

AED設置状況につきましては、わかりました。166か所のうち、市が設置が49か所、120か所弱が民間事業所やマンションということになると理解します。恐らくは、これは近隣住民用というより、個々の従業員、または関係する外来者のためのものと考えほうが妥当だと思います。やはりいざというとき、誰であつてもすぐに持ち出して使える状況になれば、効果は半減してしまうのではないかと懸念します。全国消防職員意見発表会というのがあるようで、昨年、偶然その発表内容を目にする機会がありました。発表者である福井県の消防職員の友人に起こった実話であり、友人の父親が急に倒れ、心肺停止状態

になられ、友人は急いでAEDを取りに走ったのですが、夜間であったため建物が施錠されており、AEDを持ち出すことができず、友人の父親は帰らぬ人となってしまったということです。発表者は、24時間店舗であるコンビニへのAED設置を提案されていたと記憶します。この提案は一例ではありますが、市として、一般市民がいつでも確実に使えるAEDの設置を推進する必要があるのではないのでしょうか。今後の展開についてお聞かせください。

次に、2025年は10年後であります。あつと言う間にやってきます。今後も、高齢者の方は増え続け、我々団塊の世代が75歳以上になる2025年問題を乗り切るため、市はどのようにして高齢者施策を見直そうとしているのか、お聞かせください。

以上、2回目、終わります。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 おはようございます。

それでは、JR千里丘駅西口駅前の再開発の検討状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

JR千里丘駅西口駅前の整備につきましては、現在、千里丘駅西地区の再開発準備組合におきまして、国費補助を受けながら再開発事業の検討を進められているという状況でございます。準備組合では、役員の高齢化も進む中、今回を最後のチャンスと捉えながら、役員会を毎月1回開催し、街区整備計画案を作成し、駅前広場の見直しなど、精力的に取り組まれているのが現状でございます。地権者の合意形成を図るためにも、地権者との直接面談を行いながら、再開発事業に対し理解を深めていただくとともに、事業参画への意向把握にも取り組まれているのが今の状況となっております。

また、今年が国費補助を受けて実施いたします調査の最後の年度となりますことから、事業化への方向性を出す決意を持って取り組まれているという状況にもなっております。

J R千里丘駅前の整備につきましては、再開発事業により駅前広場を含めた整備を地元からも強く望まれているというところでございますが、現在、準備組合において検討が進められている状況でありますことから、事業化されましても相当整備には時間を要するものというふうにご考えております。

しかし、平成27年度末の千里丘中央線の完成に伴いまして、駅周辺の交通量の増加も予想されますことから、昨年取得いたしましたJ R西日本の用地を活用いたしまして、千里丘中央線からJ R千里丘の駅前まで有効幅員2メートルから2.5メートルの歩道を整備する予定をいたしております。歩行者と車の分離を図ることによりまして、安全な歩行者空間の確保を図ってまいりたいというふうにご考えております。

また、暫定的な整備とはなりますが、駅前での送迎バスなどによります混雑の緩和を図るためにも、千里丘ガードの緑地帯を利用した送迎バスなどが一時停車できるスペースの整備も進めるべく、現在、関係機関と協議調整を行っているのが現状であります。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 消防長。

○樋上消防長 コンビニエンスストアなどへのAEDの設置、また、今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

本市消防本部は、現在、市民救命サポート・ステーション事業というものを展開しております。現在、市内のガソリンスタン

ド、企業等の8事業所に登録していただいております。間もなく14事業所を指定させていただきます、合計22事業所でのサポート体制を整え、救命率の向上に努めてまいります。

24時間店舗への設置につきましては、現在、市内に42店舗ございますコンビニエンスストアへのAED設置につきまして、事業者の意向調査や協議方法等、項目を整理しまして、実現に向けて研究を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 本市では、平成26年10月には高齢者数が2万人を超え、平成27年5月末の介護保険事業報告では2万493人となりまして、本市の高齢化率は24%となっております。今後も高齢者数が増え続ける見込みから、団塊の世代の方が75歳に達する2025年には医療や介護給付費が2倍近く膨らむと見込まれ、財政への影響が懸念されております。

担当といたしましては、今後も高齢者の方が増加していくという観点を踏まえまして、持続可能な制度への見直す時期が来たものと考えております。見直しの手法といたしましては、現在進めております第5次行政改革の中で議論をし、個人給付中心の高齢者施策の見直しを行いまして、介護予防や健康寿命延伸、安全・安心に重点を置いた施策に転換をしてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、3回目、質問します。

千里丘中央線からJ R千里丘駅までの有効幅員2メートルから2.5メートルの歩道整備や千里丘ガードの緑地帯を利用したバスなどの一時停車帯の整備を進められて

いるということですが、千里丘中央線の供用と同時に整備が完成するよう、関係機関とも十分調整を行ってほしいと思います。1回目の答弁でも現況道路における対策を聞かせてもらいましたが、JR新大阪駅から京都駅間で最も危険な駅前だと感じます。千里丘中央線や周辺整備完成後の駅前周辺の安全確保について、どのように取り組まれるのか、いま一度、部長の決意を聞かせてください。

市民救命サポート・ステーション制度につきましては、ますます推進していただき、AEDの設置箇所を増やすとともに、救命サポートの養成に努めていただきたいと思います。事故や急病は昼夜を分かたず発生する現状を鑑み、先ほどの消防職員の意見発表の例もありますし、消防長もコンビニへのAED設置を研究するとご答弁いただきましたが、これは大いに研究する価値があると思います。夜間や休日であっても、付近の住民が迷わずAEDにたどり着け、確実に使用できる環境整備について、市としてしっかりと研究し、より一層の救命率の向上を目指されていくことを強く要望します。

次に、高齢者の福祉サービス全般を見直されるに当たって、どのようなスタンスで挑まれるのか、第5次行革での見直しと言いつつ、結果的には縮小や廃止がほとんどで、経費の削減がありきとはならないか、強化していかなければならない事業がシフト先として計画されているのか、また、広報紙やホームページを見ない高齢者にどのようにして福祉サービスの有益情報を伝えようとしているのか、鍼灸マッサージ師協会と協働し、長きにわたり取り組んできた老人はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業は、どのように見直そうと考えておら

れるのか、高齢者の見守りの視点を踏まえ、先人の方々が安心して安全に我が摂津市で生涯元気で楽しく生活していただくための市の見解をお聞かせください。

以上、3回目、終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 千里丘駅西口駅前整備についての3回目のご質問にお答えいたします。

JR千里丘駅西口駅前道路における安全対策の一環といたしまして、西口駅前に乗り入れをされている送迎バスの運行会社につきましては、引き続き、千里丘交差点から千里丘ガード側道を運行経路とするよう勧告をしております。また、今年度完成予定の千里丘中央線の施工に合わせて都市整備部で検討されておられます千里丘ガードの緑地帯を利用したバスなどの一時停車帯整備の進捗に合わせまして、送迎バスの運行会社に案内・勧告を行い、交通安全の確保に取り組むとともに、千里丘中央線供用開始後の西口駅前の交通状況を注視し、大阪府及び摂津警察署とも連携をいたしまして、駅前における円滑な交通環境が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、決意でございますが、駅前の安全対策につきましては、今後も引き続きまして積極的に取り組んでまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 高齢者福祉サービスにつきましては、これまで、社会状況に応じまして、それぞれ目的を持って実施してまいりましたが、長期の継続によりまして、社会状況や評価基準が変化をいたしていることから、全ての事業を再評価させていただきます。評価の視点といたしましては、高

齢者が地域でいつまでも安心して暮らしていただけることを視点として福祉サービスの転換を図ってまいります。

高齢者への周知につきましては、広報紙やホームページを利用しつつ、今後は個別訪問の機会を活用して進めてまいりたいと考えております。また、事業者と連携し、協働の取り組みとして行ってまいりました老人はり・きゅう・マッサージ施術費補助は、これまで高齢者の健康づくりや介護予防に貢献できたものと認識いたしております。今後の介護予防の構築におきましては、引き続き事業者と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 野原議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に、摂津市における地方版総合戦略の策定の進捗状況についてですが、人口の急激な減少、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、2015年度から2019年度までの5年間の地方版総合戦略の策定を行うことになっておりますが、本市においても、人口減少に歯どめをかけるための魅力づくりの必要性が議論されてきており、まさに時を得た戦略策定だと期待が高まっているところだと思いますが、その進捗状況についてご答弁をお願いいたします。

次に、2番目、吹田操車場跡地の関係ですが、先日、7街区の一部、8街区に対して入札が行われ、その結果、落札額が6億7,101万円となり、今回、契約案件

の追加上程が予定されていますが、中期財政見通しでは15億円で見られていた金額を大幅に上回る額になりました。政府の景気対策の効果に加え、2020年東京オリンピックが決定したことなど経済情勢の変化や、駅前で国循が区域内に来るなど、魅力的な条件が重なったことなどが考えられますが、本市が南千里丘開発に続き、大変よい時期に土地売却ができたことに感心するところでもあります。このことは、少なからず中期財政見通しや第5次行政改革に対する影響があると思えますし、市民に対しても何らかの還元をしないといけないと考えますが、その認識についてご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、防災施策の強化についてです。

1番目、地域の防災リーダー育成の必要性についてですが、本市における自主防災組織の取り組みは、他市に先駆けて早くから防災訓練などを実施されており、高く評価するところでもあります。しかし、さらに実践的な組織へと進めるためには、防災の専門知識と高い意識を持った防災リーダーを各自主防災組織の中に育成していかなければ、さらなる発展は望めないと実感するところでもあります。他市では、独自の防災リーダー養成講座などを設けて育成している市もありますし、また、防災士の受講費は約6万円かかりますが、その一部を助成することで、それにかえている自治体もあります。本市の考えをご答弁お願いいたします。

次に、2番目に避難所運営マニュアルと運営会議の設置の必要性についてですが、いざ災害が発生し、待ったなしで避難者が避難所にやってくる中で、避難所となっている小学校などをどのように使うか、体育

館のレイアウトはどうか、また、それ以外の部屋をどのように使うのか、ペットが来た場合、その置き場をどうするのかなど、それぞれの避難所ごとのマニュアル、いわゆる実践的な計画図を、学校関係者や自主防災関係者、また市役所の職員などと一緒に事前に作成をするとともに、内容を共有しておかなければならないと思います。また、それぞれの担当者もかわることから、年に1回はその計画をもとにした避難所訓練を行うことが必要であると思いますが、その見解についてご答弁をお願いいたします。

3番目に、警報発令時の自主避難のためのガイドライン策定と各自治会との連携の必要性についてですが、昨年夏に安威川が警戒水域を超えたことで、緊急速報エリアメールで避難勧告が行われました。その後、市民から、どこへ避難したらよいのかなど、自治会に問い合わせがあったようです。こうしたことから、事前に自治会に勧告のパターンを理解してもらっておくことや、ふだんから情報交換をして連携をとることの必要性を実感しますが、その認識についてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、小中学校の支援学級の課題についてですが、社会的に発達障害などが受け入れられるようになってきている中で、支援学級対象児童が年々増えてきているように実感いたします。

そうした中で、1番目に、支援学級設置基準及び各学校での支援学級数の現状と対応について、2番目に、支援学級対象児童の現状と人員配置の現状及び対策について、3番目に、対象児童が増加傾向にある中で、今後の考え方について、それぞれご答弁をお願いいたします。

次に、5番目、市民活動団体を支援する

公共施設予約システムのあり方についてですが、せつついきいき健康づくりグループの自主グループ団体で、コミュニティプラザ調理実習室を利用して、定年後の男たちの料理教室を通し、地域になじめない男たちにコミュニティを提供することで、ひきこもり等を防止し、また、連れ合いを亡くした人の自立を促すなどの社会貢献を行っているグループがあります。メンバーの増加から、現在、市内で3団体に分かれて活動を行っている中で、2団体がコミュニティプラザの調理実習室を月1回利用して活動されています。一般の予約は約3か月前からですが、行政関係の予約はそれ以前にインターネットで行うため、事情を考慮せずブッキングすることにより、日にちの変更を余儀なくされることがあったようです。メンバーの多くは高齢者であり、日程の変更を徹底することが困難であり、参加者の減少にもなっている現状をお聞きしました。本市の保健福祉課では、その活動を支援されていますが、他の課では関係ないようです。こうした状況を改善できるシステムの構築はできないのか、ご答弁をお願いします。

以上で1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 総合戦略策定の進捗状況について、ご質問にお答えいたします。

国が制定したまち・ひと・しごと創生法を踏まえ、本市では、将来の目指すべき方向性を示した総合戦略の策定に向け、人口ビジョンの策定とともに取り組んでいるところでございます。この総合戦略の狙いは、本市の持つ強みを最大限に生かし、地域の魅力をアップさせることで、定住化を促進し、人口減少を抑制することにあります。

具体的な進捗状況でございますが、市民4,500人を対象とした意識調査や、転入者、転出者へのアンケートの準備、また、今後の人口動態の推計、分析作業などを進めている段階でございます。また、その後の手順といたしましては、本市の地域特性への配慮はもちろんのこと、潜在的な都市資源を際立たせ、独自性のある施策や目標を総合戦略に盛り込む作業に軸足を移してまいりたいと考えております。より多くの人に住んでみたい、これからも住み続けたいと感じていただくために、本市の地域性にマッチした魅力ある施策が展開できるよう、その指針となる総合戦略の策定に知恵を絞ってまいります。

それから、吹田操車場跡地7・8街区の売却益の第5次行政改革に対する影響についてお答え申し上げます。

地方自治体の最大の使命は、安定的な行政基盤を確立し、継続して住民サービスを次の世代へとつなげていくことでございます。このため、現在、第5次行政改革に取り組み、必要性のより高い行政サービスを適切に選択し、資源をシフトすべく、各行革項目の推進スケジュールをまとめたロードマップを作成しているところでございます。また、吹田操車場跡地7・8街区の売却益は、単に一時的な臨時収入であるため、これに安堵して行革の歩みを緩めることは決して許されるべきものではないと考えております。この売却益に浮き足立つことなく、しっかりと気を引き締めて第5次行政改革を着実に進めることが今の本市に一番求められていることであり、この姿勢こそが持続可能な行政経営につながるものと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 吹田操車場跡地7・8街区の売却益と中期財政見通しに対する影響等についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にございましたように、平成26年10月に策定しました中期財政見通しでは、平成27年度に吹田操車場跡地用地売却収入として15億円を見込んでおりましたが、今回の入札結果から、その売却収入が約68億7,000万円の見込みとなったことは、市財政に一筋の光となるものと感じております。しかし、中期財政見通しにおける歳入については、平成26年度税制改正の制限税率引き下げに伴う減収分を見込んでおるものの、今後予定されている法人市民税率再引き下げや法人実効税率の引き下げに伴う法人市民税の減収分及び固定資産税の償却資産課税に関する税制措置に伴う減収分は見込んでおりません。

また、一方、歳出についてですが、主要事業につきましては、近々に予算化されるものを中心に見込んでおり、来年度策定いたします公共施設等総合管理計画に基づいた施設の維持補修費や、防災の観点からの雨水幹線の整備、JR千里丘駅西口のまちづくりなどの未確定要素を含む事業費は見込んでおりません。

今後、それらの歳入の減収、歳出の増加を考えますと、さらに厳しい財政運営を強いられることは明白でございます。

また、平成26年度末の地方債現在高見込みは、一般会計と下水道特会を合わせて約594億円となっており、さらに、その内訳は、いわゆる赤字地方債や資本費平準化債が228億円と38%を占めていることから、健全財政を保つためには、繰上償還が可能なものについては早期に償還していくことが必要であると考えております。

これらのことを勘案いたしますと、今回、

一定規模の売却収入が見込まれるものの、将来の市民生活の改善や多方面にわたるまちづくりを推進していくためには、一定規模の財源を留保しつつ、財政構造の変革を図ることが必要不可欠であると考えており、平成26年度の決算が確定次第、それらの要素を含めた中期財政見通しを策定してまいりたいと考えております。

続きまして、防災施策の強化についてのご質問でございます。

まず、防災リーダーの育成についてのご質問ですが、一たび大規模な災害が発生した際、行政で行えることには限界があり、地域がみずから防災活動を実施していただく必要があります、防災リーダーの育成は必要不可欠であることを認識しております。茨木市や和泉市など、独自に防災リーダー育成の研修を行っている例があり、今後、内閣府が公開している防災リーダー育成の教材などを参考に検討してまいります。

次に、避難所運営マニュアルと運営会議の必要性についてお答えをいたします。

避難所の開設は、気象状況などを判断し、市が行うものでありますが、避難所の運営に関して、特に多くの市民が避難されてきた場合には、地域の方々に協力していただき、円滑な避難所運営を行う必要があります、マニュアルや運営会議の設置はその助けになるものと考えております。

そのためには、自主防災組織を中心とした運営に当たる意識を啓発することが重要で、その手段として、HUG訓練、避難所運営ゲームと申しますが、を地域で実施してまいりたいと考えております。昨年、避難所開設に当たる緊急防災推進員を中心にこの訓練を実施したところ、避難所運営のイメージができたとの感想があり、今後、地域での意識啓発に活用してまいりたいと

考えております。

次に、警報発令時の自主避難のためのガイドライン策定と各自治会との連携の必要性についてお答えいたします。

昨年の8月9日から10日に台風が接近し、大雨となり、午後1時55分に市内に避難勧告を発令し、緊急速報メール、エリアメールで、避難所への避難ではなく、垂直避難等と呼びかけるとともに、地区ごとに避難所を開設する対応をしました。市が発信したエリアメールを受信した市民からは、安威川の水位がどれくらい上昇しているのか、どのように対応すればいいのかと多くの反響がございました。こうした問い合わせからも、避難のガイドラインとなるようなわかりやすい避難情報を迅速に提供する必要があり、また、各自治会でも混乱が生じないよう情報の共有化を図っていく必要があると認識しております。

先日、6月4日に、全国的にテレビ、インターネット、携帯電話等に災害情報や避難所開設情報を発信する訓練があり、避難情報をわかりやすく伝える文書の事前準備を行うなど、さまざまな工夫をして対応いたしておりますが、市民、自治会に対しても、今後引き続きまして、災害情報の入手手段等の啓発を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 それでは、まず、本市の小中学校の支援学級数の増加の現状、あるいは支援学級の設置基準、年度途中転入への対応についてのご質問にお答えいたします。

支援学級の設置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、各種別ごとに支

援学級1学級の児童・生徒の数は8名と定められており、各学級に1名の担任が配置されておるところでございます。

今年度の本市立学校の支援学級数でございますが、小学校49学級、中学校18学級の合計67学級でございます。一昨年度は小中学校合わせて58学級、昨年度は64学級と年々増加の傾向でございます。これは、大阪府全体でも、この3年間で支援学級数が約300学級増加したところでございます。

本市の支援学級の種別の内訳でございますが、知的障害学級が小学校23学級、中学校8学級、肢体不自由学級が小学校5学級、中学校2学級、病弱・身体虚弱学級が小学校7学級、中学校2学級、自閉症・情緒障害学級が小学校14学級、中学校6学級でございます。学級設置につきましては、障害の種別ごとに行っておりますが、個に応じた教育課程を編成し、きめ細やかな対応を行っているところでございます。

年度途中の転入に関しましては、児童・生徒やその保護者が不安になることがないよう、大阪府教育委員会とも連携し、学校の受け入れ体制づくりを進めておるところでございます。また、受け入れ学校に対しましても、個に応じた支援のための配慮について市で指導をしているところでございます。

次に、支援学級対象児童・生徒増加傾向の中での人員配置等の対策と今後の考え方についてのご質問にお答えいたします。

増加に対しまして、必要に応じて障害児介助員や障害児等支援員を現在配置しておるところでございます。現在、各小中学校では、支援教育コーディネーターを定め、支援教育を学校全体の体制で行う組織づくりに努めておるところでございます。支援

学級数の増加に伴い、新たに支援学級を担当する教員も増えております。そこで、支援学級担任を対象に、例えば、自閉症スペクトラムの理解のための研修や、大阪府立摂津支援学校の巡回指導により、具体的な支援方法について理解する場を設けるなど、支援学級担任のさらなる力量向上を計画的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 市民活動団体を支援する公共施設予約システムのあり方についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティプラザは、その設置目的を、市民の交流と多様な活動の場を提供し、もって活力ある地域社会の形成に寄与するとしており、より多くの市民の方々にご利用いただきたいと考えております。そのため、市民同士で使用希望日が重複して予約申し込みがあった場合、抽せんとしております。また、市主催の事業につきましては、行政活動の円滑な実施のため、一般の予約開始に先立って予約を受け付けております。このような事情により、施設の定期使用確保は困難であると考えております。

しかしながら、市主催事業との重複の問題に関しましては、現行の運用方法の中で可能な限り配慮できるよう、市民団体の活動について各課に周知してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員。(「答弁が一つ漏れています」と藤浦雅彦議員呼ぶ)

質問してないん違うの、あなた。(「教育総務部長の」と藤浦雅彦議員呼ぶ)

いや、質問してないん違うの。質問してない。2回目の質問をしてください。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問を

させていただきます。

1 番目の地方版総合戦略の策定についてですが、取り組みはまだ緒についたばかりだと思いますが、私たち公明党はこの策定を大変重要視しております。本市には多くの事業所があり、摂津市にしかない高い技術や特殊な技術もあります。そうした特色を大いに生かしながら、すぐれたアイデアと知恵を絞って魅力的な戦略を策定し、多くの人々が住みたいまち摂津、子どもを産み育てたいまち摂津の構築ができますよう、私たちも最大限努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひし、要望といたします。

次に、吹田操車場跡地の売却益についてですが、中期財政見通し、第5次行革ともに浮き足立つことなく粛々と推進するとの答弁でございました。理事者としては当然の答弁であると思っておりますが、今回の68億7,000万円について、中期財政見通しでは15億円と見ていたことですので、実際は、最初の土地払い下げ価格が利息を入れても15.4億円程度、それに、防災公園整備事業に土地代も含めて市負担額は6億円程度、その他、区画整理の補助裏や周辺整備で3億円程度、合わせて24.4億円を差し引いても44.3億円程度の市の収入になります。また、まちが整備されてくると、将来的には固定資産税など増収が見込めます。こうしたことは市民にとりましても大変明るいよい話題だと思います。明年に市制施行50周年を迎える中、厳しい財政の中で協力し続けていただいている市民の皆さんに何らかの形で還元することが必要だと思います。このことについては市長の認識をお聞かせください。

次に、3番目の防災施策の強化についてですが、大災害はいつ起こるかわからない

中で、それぞれの取り組みを加速させていくようにしないと間に合わないように感じます。とにかくスピード感をもって対応していただくことをお願ひし、要望といたします。

ちなみに、私は昨年11月に防災士の資格を取得いたしました。災害全般にわたるテキストによる事前学習と、2日間みっちり講習を受け、最後にテストを受けますが、ボリュームもすごいです。その受験関連費用も総額6万円と高額です。かなり高度な専門意識が身につきました。また、そこで知り合いになったいろんな方とお話をしましたが、堺市や京都市、福井県などからは行政からの補助で来た人が多かったように思います。担当課長には資料を見せましたが、防災士制度を利用することも防災リーダー育成の方法であるということをおし上げておきたいと思っております。

次に、4番目の小中学校の支援学級の課題についてですが、教室などの設備の整備もそうですが、人員配置の問題は深刻な事例もお聞きをしました。途中転入の対応や、一般学級に入って授業などを受ける機会もある中で、学級定員を大きく超えている事例などは国の基準が変わらないと難しいとのことですが、補助員の増員や年度途中異動など、市としてできる限りきめ細やかな対応をお願ひし、要望といたします。

次に、5番目の市民活動団体を支援する施設予約システムのあり方についてですが、総合計画にもある協働の施策である市民活動団体の支援は、関係のない課であっても全市的に配慮が必要である施策であると思っておりますので、最大限努力をお願ひし、要望といたします。(発言終了のブザー音鳴る)

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 藤浦議員の2回目の質問にお答えをいたします。

今回の売却益について、還元してはどうかというご質問だと思います。さっきから話がいろいろ出てきておりますけれども、摂津市には、現在、連続立体交差事業とか、千里丘の西口の駅前、それから焼却場の建て替えとか、下水道の雨水幹線の増設ですか、そのほか、いろんなさまざまな夢づくりというのがある。いずれも莫大な財源を伴うプロジェクトといたしますか、これがどっかりと横たわっていることは皆さんご承知だと思います。これらの問題は、先ほどから出てきております中長期の財政の見通しの中にまだ繰り入れられておりません。今後、繰り入れていくと同時に、いかにこの財源を確保するか、これは非常に難しいんですけど、大切な課題でございます。

そんな中、今回、こうして、予想を上回るといいますか、売却益が出たことは非常に幸せなことでありまして、間違いなく中長期の財政の見通し、これを明るくしてくれたことは間違いのないと思います。ということで、今後において、市民の皆さんに新たなご負担をお願いするような場合、最小限のといえますか、できるだけ抑えることができるのではないかとという意味では、還元といえば還元につながってまいります。

それから、ただいま第5次の行政改革に取り組んでおりますけれども、行革といえ、スクラップ・アンド・ビルドというんですかね。過ぎたるは見直すといえますか、それから足らざるは補う、これが行革の理念だと思います。どちらかといえ、やっぱり限られた財源とか限られた条件の中で、スクラップのほう、過ぎたるは見直す、こっちのほうにどうしても力が入ってしまって、足らざるは補う、こっちのほうにまで

なかなか手が届かないというのが、これは現実なんです。そういう意味では、今後、まちをつくっていく場合、今まで以上に足らざるは補うのほうにもしっかりと目を向ける、そして、そんな中、将来に向かって持続可能なしっかりとしたまちづくりに取り組んでいける、これも大きな還元につながっていくことではないかと私は思っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず、一つ目のマイナンバー制度についてでございます。

本市におきまして、関係するコンピューターシステムやネットワークの構築に関して、円滑に作業が進捗しているのかどうか、また、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードについて、今後、どのような流れで交付をされていくのかについてお尋ねをいたします。

次に、二つ目の認知症の方への取り組みについてでございます。

本市におきまして、65歳以上の高齢者の人口比率は、平成22年に19.5%、平成26年には23.5%となり、4ポイントの増加となりました。直近の4年間で高齢者の割合は、おおむね5人に1人という状況から4人に1人という急速な高齢化を示す実態がございました。

そこで、本市における認知症やそのご家族に対する取り組みの現状と課題についてお尋ねをいたします。

続いて、三つ目の子どもや高齢者のスマ

ートフォンなどの安全な利用についてでございます。

高齢者の方の携帯電話所持率も大幅に増大し、メールを通じた架空請求等の詐欺も急増しています。安全利用のために、どのような啓発活動を行っておられるのか、お尋ねいたします。

また、ここ数年で小中学生のスマホの所持率は飛躍的な勢いで上昇していると伺っております。大人もさながら、今では子どもたちの間でもスマホは生活の中に急速に浸透しつつあります。少し前までは所持することへの論議が中心でしたが、今となつては、その利用方法に着目し、正しい使い方へのガイド役として教師や保護者が取り組んでいく時代になっていると感じます。

そこで、本市において、児童・生徒への指導や保護者への啓発について、学校現場でどのような取り組みがなされているのか、お伺いいたします。

以上、1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 マイナンバー制度導入に伴うシステム構築の進捗についてのご質問にお答えいたします。

本年10月に国民への個人番号の通知が始まります。平成28年1月から個人番号の利用が開始されます。また、申請者には個人番号カードの交付が行われ、さらに、平成29年7月からは、情報提供ネットワークシステムを通じて情報の照会や提供が開始されます。このスケジュールに沿って、住民基本台帳システムの改修をはじめとして、情報連携を行うための団体内統合宛名システムの構築等を進めておりますが、今回の導入時におきましては、従来システム

の一部改修で対応可能で、大規模なシステム改修は必要ないものと考えております。

今後とも、国のスケジュールを注視しつつ、円滑な制度の運用に向け、システム構築に努めてまいります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 個人番号カードの交付までの流れについてのご質問にお答えいたします。

マイナンバーにつきましては、本年10月に個人番号が付番され、国の外郭団体であります地方公共団体情報システム機構、略称J-LISから、全国民に対し、個人番号をお知らせする通知カードが郵送されます。身分証明書などに利用できる個人番号カードの交付を希望される方は、同封の個人番号カード交付申請書に写真を添付し、署名、押印の上、返信用封筒でJ-LISに返送していただくことになります。個人番号カードは、J-LISにおいて作成され、年明け1月から順次市町村に届きます。市町村は、申請者に個人番号カードの交付の準備ができた旨の通知書を送付し、申請者は、その通知書と本人確認書類等を持って市町村窓口へ来庁し、手渡しで個人番号カードの交付を受けることとなります。

本市におけます個人番号カードの交付でございますが、一定の数のカード交付申請があると予想されるため、市民課窓口ではなく、市役所内で特設会場を設けることとし、交付事務を行うに当たりましては、適正かつ円滑に個人番号カードをお渡しすることができるよう、交付体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 認知症の方や家族に対す

る取り組みの現状と課題につきましてのご質問にお答えいたします。

本市では、徘徊する高齢者の方をいち早く発見できるよう、警察と連携し、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を平成25年度に立ち上げました。現在では、市内82事業所の協力を得て、徘徊する高齢者の方の捜索に取り組んでおります。また、認知症の方への傾聴などに取り組むボランティアグループの育成を支援し、現在、2グループが施設や在宅へ出向き、支援を行っていただいております。さらに、介護を行う家族からの相談を受けたり、サロンの運営を行うなど、家族への支援に力を入れる団体も活動しておられます。

本市では、認知症に関する取り組みを推進するために、認知症支援プロジェクトチームを設置し、周知の観点から作成しました認知症支援についてまとめた情報紙を市内各機関に配布し、適切な支援につなげられるよう努めております。

続きまして、高齢者に対するスマホ等を通じた詐欺などに関して、安全な利用を図るためにどのような啓発活動を行っているかについてのご質問にお答え申し上げます。

スマートフォン等を通じた高齢者への詐欺などにつきましては、スマートフォン等の急速な普及により、高齢者だけでなく一般の利用者に対しても大きな問題となっております。スマートフォンについては、便利な反面、携帯できるパソコンとしての機能を有していることから、相当のリスクがあることを高齢者が十分に認識できていないことから、情報の流出や詐欺などに巻き込まれることが危惧されております。高齢者がスマートフォン等を利用するに当たっては、スマートフォン等の利用に特化した啓発活動ではございませんが、高齢者全体

に向けて、介護保険料の決定通知に詐欺についての注意喚起チラシの同封や、封筒への還付金詐欺への注意喚起の表記を行っております。また、実際に詐欺が疑われる事案が発生した場合には、産業振興課の消費生活相談ルームへの情報提供を行い、ホームページ等を通じての注意喚起や啓発活動を行っております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 スマートフォン等に関しての児童・生徒への指導や保護者への啓発など、教育現場での取り組みについてのご質問にお答えいたします。

携帯電話やスマートフォン所持の低年齢化は、本市の児童・生徒におきましても決して例外ではございません。昨年度の全国学力・学習状況調査によりますと、本市の児童・生徒のスマートフォンの所持率は、小学校6年生で63.2%、中学校3年生で86.2%と全国平均をいずれも大きく上回っております。また、全国的に使用時間が長時間になる傾向が見られ、その中で、メールやSNSなどを利用する際の言葉の行き違いから発生するトラブルや、悪質なサイトへのアクセスから犯罪に巻き込まれる危険性が生じている状況も報告されております。さらには、長時間使用による心身への負担も指摘されており、日常生活への影響が懸念されております。

そこで、本市の小中学校では、スマートフォン等でのコミュニケーションのあり方、個人情報を公開することの危険性、スマートフォンをはじめ、情報端末の正しい使い方について教員が指導しているところでございます。また、通信会社や本市教育委員会事務局職員による啓発のための授業や、警察関係職員による非行防止・犯罪被害防

止教室などにおいても、その危険性を児童・生徒に伝えるなど、関係機関から学ぶ機会も設けているところがございます。

さらに、児童・生徒及びその保護者には、警察や大阪府が作成した相談窓口を記した注意喚起の文書なども配布しておりますが、まず、スマートフォン等についての保護者の意識が変わることが大変重要だと捉えております。各校PTA主催の講演会等において、このテーマが取り上げられることもあり、今後、教員の研修と併せて、さらに計画的・継続的な取り組みを行う必要を感じております。

○渡辺慎吾議長 水谷議員。

○水谷毅議員 一つ目のマイナンバー制度のシステム改修については、現状、円滑な進捗である点、理解ができました。先日、年金情報の漏えいに関する事案が発生し、市民の皆様より本市における情報管理のあり方についてのお問い合わせをいただきました。大切な情報をお預かりする側として、職員の皆さん全員が、臨時や非常勤及び指定管理者を含め、この際、情報を扱う立場としての共通認識を目に見える形でガイドライン化し、異動が発生した際にもきちんと受け継げるよう、体制をさらに強化していただくことを強く要望いたします。

また、将来的に、マイナンバーを活用した各種申請の電子化等も検討されていることと思います。より安全な今後のシステム変更にも十分に備えていただきたいと思います。

続いて、マイナンバーカードの件です。市民の皆様は、カードが交付されることについては、おおむね認知をされていますが、どのような手順で進められるのか、交付に当たって、その安全性は担保できるのか、心配されています。通知カードと個人番号

カードの違いや、今後のスケジュール的なことなど、時期を見て、市の広報等を通じてのわかりやすい情報発信をお願いしたいと思います。さらに、番号カードの受け渡しの間違いないように、さまざまな工夫と配慮をご検討いただきたいと思います。

次に、コンビニ交付サービスの概要をお伺いいたします。併せて、現在市内5か所にごございます市民サービスコーナーの今後はどうなるのか。特に別府地域におきましては、新たなコミュニティセンターの建設を控え、市民サービスコーナー存続を望まれる声も多くございます。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、二つ目の認知症の方への取り組みの件です。

本市において、認知症支援プロジェクトチーム等、先進的な取り組みについて評価をいたしたいと思います。しかしながら、一方では、今後10年後の2025年には、高齢者5人に1人の割合で認知症にかかるとの予測もあります。そこで、本市における認知症サポーター育成の進捗と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

続いて、三つ目のスマホの件です。

高齢者の方に向けてのチラシなどの取り組みもございますけれども、最も有効なのは、人を通じての啓発活動であると考えますが、さらなる啓発活動を行う意味での取り組みについてお伺いをいたします。

子どもたちのスマホへの取り組みについてです。さまざまな機会を通し、教育現場での指導や保護者への啓発の取り組みにはご苦労も多いことと思います。この二、三年、スマホ等の使用用途や環境が大きく変わり、今では親も子も必要な情報ツールと言っても言い過ぎではないような時代となりました。そこで、児童・生徒の所持状

況及びスマホ等に対する今後のさらなる取り組みについてお伺いいたします。

以上、2回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 コンビニ交付サービスについてのご質問にお答えいたします。

コンビニ交付サービスは、個人番号カードを用いて、コンビニの店舗に設置してある多機能端末機を操作し、証明書の交付を受けることができるサービスでございます。

サービスの実施時期につきましては、個人番号カードの交付に合わせ、平成28年1月29日から予定しており、現在、実施に向けて準備を進めているところでございます。

取得できる証明書は、市民サービスコーナーで取り扱っております住民票の写しや印鑑登録証明書に加え、コンビニ交付では、戸籍謄・抄本や戸籍の附票の写しも取得可能となります。

サービスの提供時間につきましては、戸籍謄・抄本と戸籍の附票の写しは市役所の開庁時間と同じ時間帯となりますが、住民票の写しと印鑑登録証明書は、年末年始を除く朝6時30分から夜11時まで、土・日曜日、祝日も対応可能となりますので、市民の利便性の向上に資するものであると考えております。

続きまして、コンビニ交付サービスの実施に伴います市民サービスコーナーの今後の取り扱いについてでございます。

市内に5か所あります市民サービスコーナーにつきましては、コンビニ交付サービスの実施により、全国のコンビニ店舗で早朝から夜間まで証明書の交付が受けられるようになることから、廃止する方向で検討しております。

別府市民サービスコーナーにつきましては

は、別府公民館と併設していることから、別府公民館の閉館等を見据えた対応が必要となってまいります。他のサービスコーナーと同様の取り扱いとなるよう対応してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 続きまして、保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 認知症サポーターの進捗と今後の取り組みについてでございます。

本市におきましては、認知症の理解を広めるために、認知症サポーター養成講座の受講者数を平成29年度末までに2,500人と目標を定め、講座の開催に取り組んでおります。平成27年3月末時点では2,121名の方の受講をいただいております。今後は、より幅広い年齢層の方に受講していただけるよう、この夏には認知症キッズサポーター養成講座を開催し、子どもたちの理解を高めてまいりたいと考えております。

続きまして、スマートフォン等の安全な利用についてでございます。

高齢者の方につきましては、認知機能の低下などもございまして、年に数回程度の啓発では高齢者の意識に浸透しにくいということは認識いたしております。国におきましても、契約に関する基本的情報の丁寧な提供促進や高齢者を意識した周知啓発活動の支援が必要との発表も行ってございまして、本市におきましても、今後、高齢者の方が集まる場所、例えばデイサービスやふれあいサロン等におきまして、事業者の協力をいただきながら、高齢者の方がスマートフォン等を通じた詐欺などに遭われないよう、必要な情報提供等の支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 児童・生徒のスマートフォン等の所持状況についての現状分析

と今後の取り組みの方向性についてのご質問にお答えいたします。

現状の小中学生のスマートフォン等の所持率を見たとき、その広がりぐあい、使用状況から、児童・生徒に対して所持や使用を禁止するだけの指導は現実的とは言えず、有効なものであるとは考えがたいと捉えております。大人にとって日常生活に欠かすことができないものとなったスマートフォン等は、日常の中で学校、家庭、地域が連携して取り組み、正しい使い方やルールを教えていくことが必要であると考えております。

学校では、まず、児童・生徒に、その便利さと危険性を知り、正しく使うためのルールを発達段階に応じて考えさせることを指導してまいりたいと考えます。そのため、実態を十分に把握し、適切な教材選択や指導ができる力量を教員が身につけられるよう、教員研修の充実を図ってまいります。また、ルールに関しましては、家庭での徹底が必要であり、学校の指導と家庭での取り組みがつながるよう、保護者啓発にもさらに努めてまいります。そのためには、わかりやすい発信の工夫が必要であるとの認識もいたしておるところでございます。

現在、教育委員会では、児童会、生徒会の代表者会を開催し、楽しい学校づくりについて協議することを計画いたしておりますが、そのテーマの一つとして、スマートフォン等の使い方についても取り上げる予定でございます。その場で各小中学校への発信や問題提起を行い、市内の児童・生徒がみずからスマートフォンの正しい使い方を考え、実践するきっかけになればと考えており、夏休み期間の開催へ向け、準備を進めておるところでございます。

○渡辺慎吾議長 水谷議員。

○水谷毅議員 コンビニ交付について、その利便性においては、市民の皆様も大いに期待をされているところです。しかしながら、一方では、コンビニの多機能端末機に触れたことのない方も多くおられ、使いこなせるかどうか、不安なお気持ちでおられる方も少なくはありません。したがって、カードをお渡しする際に、わかりやすい補助資料の提供、及び、会場に操作方法の掲示や、例えばタッチパネルを利用し、画面の動きを確認できる模擬端末の体験コーナーなどの設置もご検討いただきたいと思います。特に高齢者の方には、多くの方が集まる機会を通じて説明会等をご検討いただきたいと思います。まずは、日ごろお世話して下さっている民生委員さんはじめ、サポーターさんが質問を受けても困らないように、事前にご配慮いただくことを要望いたします。

次に、市民サービスコーナーの件です。さまざまな事情から、方向性については理解できなくもありませんが、スムーズな制度移行のためにも、実質的にコンビニ交付が始まる来春から、せめて1年間以上、別府を含め、現行の市民サービスコーナーとの併用を強く要望いたします。また、多様化した現代にあって、市役所になかなか来られない方もおられます。今後、各種手続きの電子申請も検討課題となっていることとは思いますが、安全性を十分精査した上で、早期の実施を目指し、さらなる利便性の向上を実現していただきたいと思います。

二つ目の認知症サポーターの取り組みについてです。

既に2,000名を超える受講があり、子どもにもその理解を深める取り組みも一層充実していただきたいと思います。私ごとになりますが、私の身近にも認知症の近

親者がおり、その症状を目の当たりにすることがあります。あんなに社交的で頑張っていた人がなぜと思うこともしばしばございます。そこで、認知症予防及び早期発見にぜひとも力を注いでいただきたいと思います。現在、パソコンやスマホなどで当事者やご家族が簡単にチェックをできるネット上のサイトがあります。比較的安価で市のホームページに盛り込み、運用が可能な内容ですので、一日も早い導入を強く要望いたします。そして、今後さらに増え続ける当事者やご家族を見守るためには、地域が一体となった取り組みが必然的に求められると考えますが、地域の中での今後の取り組みをお伺いいたします。

スマホの件です。

高齢者の方への取り組みとして、デイやサロンを通じての周知は必要であると思います。介護やサロンの運営に当たるヘルパーさんや民生委員さんへの支援が必要であると考えます。スマホ安全利用を啓発する意味で、例えば替え歌であるとかスマホ安全体操など、ボランティアの皆さんのご協力もお願いしながら作成し、楽しく安全利用を啓発できるツールをご提供いただきますことを要望いたします。

また、児童・生徒については、教育現場において、教員からの働きかけはとても重要であると思います。しかしながら、教員の皆さんの業務は多岐にわたり、多少の個人差も生じる可能性もあろうかと思えます。そこで、学校にもパソコンや大型液晶テレビなどのICT機器もおおむね充実してまいりました。教員が活用できる最新のスマホ等の正しい使い方をアナウンスしたDVDなどの映像のご準備の検討をお願いしたいと思います。

そして、家庭において、時間的な要素な

ど、ルールづくりを行うきっかけとして、例えば、カレンダー程度の大きさで、親子の話し合いで決めた約束事項を記入し、張り出せるツールを提供していただき、児童・生徒の心身にかかる負担を軽減できるようにお考えいただきたいと思います。また、現在予定されていますが、児童・生徒による代表者会を充実させていただき、場合によっては啓発ポスターや作文及びスピーチコンテストなども企画くださり、児童・生徒による主体的で楽しい取り組みを目指していただきたいと思いますことを要望いたします。

以上、質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 認知症支援につきまして、地域の中での今後の取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

2025年には高齢者5人に1人の方が認知症にかかること示されてございます。本市といたしましては、今後、認知症の正しい知識を持つ方を増やし、地域でご本人やその家族を温かく見守っていただけるよう進めてまいります。さらに、地域ケア会議や在宅医療と介護の連携を進め、認知症にかかわる方々の横の連携を構築してまいります。また、ボランティア活動を活発に導くため、ボランティアグループの育成や支援の充実を検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目の道路補修についてお尋ねをいたします。

道路というものは、不特定の人や車など

が自由に通行ができるところということで、道路がネットワークとしてつながって、また、生活の安定と支えになっているというふうに言えると思います。今回は市管理の道路につきましてお聞きをいたしますけれども、本市の管理延長は約200キロメートルあるというふうに思います。これまで、道路の関係でいえば、自転車での通行中にかごに入れている生卵が割れていたとか、あるいは、車道の波打ち部にひっかかって転倒しそうになったとかということがあったということで、道路補修についての質問や要望を幾度かさせていただきました。これまで補修もされて、また、地域の要望に対応されてこられたという点では、一定の評価もいたします。しかしながら、交差点付近や、交通量などの環境条件にもよりますが、アスファルト舗装のひび割れ、わだち掘れ、波打ち、そして、舗装が沈下してマンホールぶた突出などの解消としての道路補修を要するところがまだまだ見受けられるというふうに思います。車両もそうでありますけれども、歩行者、自転車、そして自動二輪車などの安心通行が行えるように、道路インフラ整備をしっかりと行っていくということが必要であるというふうにも思います。

そういう意味で、予算の関係もありますけれども、この道路補修を行っていくに当たっての考え方について、1点目、お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

次に、2番目でありますけれども、防犯灯の早期設置についてお尋ねをいたします。

防犯灯は、犯罪の防止や、また、有害環境の排除などという観点から設置されているというふうに思います。本市では、平成25年度に、避難所付近には停電時にも点灯する蓄電池式のLED防犯灯を設置され、

また、全防犯灯のLED化をされました。これも、地球環境に配慮した省エネルギー化や、また、省電力化の取り組みの一環ということで、温室効果ガスの排出削減量はドラム缶換算でも約500本分に相当するということでもありますけれども、こういう地球環境への配慮もあります。地域が明るくなったというふうにも実感していますので、この面でも高く評価をしております。

現在の新設や照度アップの申請は、自治会長名で5月申請となっておりますけれども、現実の設置は秋以降というふうになっております。中には自治会の3月総会で要望が出るということもありますので、そこから考えれば、現状はおおむね8か月経過してからの設置というふうになっているため、防犯の観点からいえば、もっと早く設置をお願いしたいと思っておりますけれども、本市の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

次に、3番目の集会所のトイレ改修や段差解消についてお尋ねをいたします。

集会所は現在53か所あると思いますが、地域福祉活動を考えた折に、地域に密着し、地域からより近い集会所といった既存施設をもっと活用すべきだというふうに思います。これまでのバリアフリーの観点から、建物の改修、また、経年や老朽化により屋根や外壁などの修繕をされているというふうにも聞いております。現在は、地域の健康推進、介護予防などでの福祉的な活用もされているところもありますが、まだそのような活用が困難な集会所もあります。福祉活動をされている方から、健康体操を公民館などで実施しているけれども、距離があって車送迎している現状では、その公民館での体操のみとなっているというふうに思うと。もし身近な集会所で開催できれば、

自分で歩いて集会所に来ていただいて、そして健康体操を受けるといったことで、介護予防効果も上がるんじゃないかというふうにも言われておりました。また、老人クラブの日常的な活動をさらに身近なところで開催できるよう、トイレの改修や段差解消をさらに行っていくべきであるというふうに思いますけども、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、4番目の国立循環器病研究センターへのバスの運行等の交通アクセスについてお尋ねをいたします。

心臓病や脳卒中、高血圧などの循環器病を専門に、世界の最先端の治療と研究を行っている国立循環器病研究センターが、JR岸辺駅北側に平成30年度予定で移転をされます。将来的には、摂津・吹田両市にまたがる市域において、同研究センターを核に健康医療をキーワードにしたまちづくりが展開されるということになり、今後、地域と連携した予防医療の展開ということで、摂津市として高齢化が進展する中で、健康づくり推進への期待を高く私も持っております。同研究センター移転におきまして、特に安威川以南地域の交通アクセスに課題があるのではというふうにも感じておりますし、また、市民の方々からも同様の話を聞くことが日増しに増えてきております。移転後は市民の利用が増えると思いますので、受診する市民の利便性向上への取り組みが必要なのではないかというふうに思います。国立循環器病研究センターの無料シャトルバスを安威川以南へ運行してもらえよう協力を求めていることもその一つだと思いますけども、今後の取り組みや考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 道路補修についてのご質問にお答えいたします。

道路の補修計画につきましては、舗装のひび割れやわだちのなどの路面状況の調査をいたしておりますが、これに加えて、日々の道路パトロールにより発見された箇所や、市民の方々などからの連絡、要望のありました箇所の現地調査を行い、最新の道路状況の把握に努めるとともに、生活道路の安全性を高めるため、その補修に努めてまいりました。通行の安全性を確保するとともに、事故防止を図るため、交通量の多い道路に重点を置き、アスファルト舗装路面の状況で、亀裂やわだちの発生などにより劣化が著しく、バイクや自転車などの通行に支障のある場合は、優先順位を考え、緊急性の高い箇所から補修を行っているところでございます。

しかしながら、摂津市内の道路では、まだまだ舗装の劣化、損傷が数多く見受けられますことから、今後も道路パトロールにより、危険箇所の早期発見、早期修繕・補修に努め、安全性を高めていきたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 防犯灯の設置時期についてのご質問にお答えいたします。

市内防犯灯は、平成25年度にLED化を行い、現在は6,505灯が設置されております。今年度におきましては、30灯程度のLED灯新設を予定しております。

また、設置スケジュールにつきましては、自治会等からの要望をいただく時期に合わせまして、設計、契約の事務を7月までに完了し、8月及び9月に具体的な設置場所等の調査、調整を行っております。その後、

10月から発注を行い、設置しております。

議員ご指摘の緊急な対応が必要と思われる箇所につきましては、個別に協議させていただき、早急な対応ができるように考えてまいります。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 集会所のトイレ改修や段差解消についてお答えをいたします。

市立集会所は、地域の文化・福祉の向上を図るとともに、市民相互のコミュニケーションの場を提供しているもので、自治会活動のほか、ご質問にありましたように、地域での健康増進、健康体操などが実施される場としても利用されています。

洋式トイレの設置状況ですが、地元要望を踏まえ、改修を実施しており、市内の集会所53か所のうち、1か所以上の洋式トイレを設置しているものは44か所となっております。

次に、集会所入口の段差解消につきましては、玄関スペースの問題からスロープの設置は難しく、手すりを設置するなどの対応を行っており、今後も集会所運営管理者と協議しながら進める予定としております。集会所の老朽化に伴いまして、修繕等多くの要望が寄せられており、外壁や屋根などの改修など緊急性を要するものを優先し、残りの財源で可能な修繕を行っている状況であります。今後の集会所改修の方針についても、現在作業を進めています集会所の統合・再編の考えを勘案し、また、福祉的な利用促進も視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部理事。

(島田保健福祉部理事 登壇)

○島田保健福祉部理事 国立循環器病研究センターのバス運行についてのご質問にお答

えをいたします。

議員ご指摘の無料バスでございますが、これは、病院を利用する人のための交通手段として、国立循環器病研究センター、以下国循というふうに略して答弁させていただきますが、この国循が独自に運行している無料の送迎バスでございます。現在、摂津市内においては運行はなされておませんが、国循と地下鉄千里中央駅、北千里駅、阪急茨木市駅、JR茨木駅、阪急石橋駅、阪急箕面駅の計6地点を結ぶルートで運行されているところでございます。

JR岸辺駅前移転後の国循バスの運行がどのようになるかは、現在、国循において検討されているところでございますが、ご指摘のとおり、こうした国循バスが摂津市内に運行されれば、国循を利用する市民にとって交通アクセスが向上するものというふうに考えております。この国循への交通アクセスの課題については、国循や吹田市民病院、摂津・吹田両市の医療行政関係者で構成いたします吹田操車場跡地を中心とした健康医療のまちづくり会議において、摂津市医師会、摂津市歯科医師会からも安威川以南地域と移転後の国循とのアクセス改善を望む意見が述べられております。また、昨年度末に実施いたしました今後の保健医療施策に関する市民アンケートにおきましても、国循移転に関する課題を問うたところ、交通アクセスが悪く身近に感じられないといった回答が多く寄せられたところでございます。国循バスの摂津市内への運行は、国循の協力なしには実現しませんが、本市としましては、これら市民の意見及び今回の議員からのご要望をしっかりと国循側に伝え、協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の道路補修についてでありますけれども、危険箇所の早期発見、また早期修繕、そして補修に努めるというふうなご答弁でございましたけれども、アスファルトは40度を超えると耐久性が落ちるといふふうにも言われておりますので、近年の温暖化によってアスファルト舗装にも悪影響を及ぼしているというふうにも言われております。また、ひび割れ、そして、わだちになれば、雨水がたまって路盤や路床への水の浸透によって舗装劣化を進めてしまうということもございます。仮舗装したところは短い期間しかもたないというふうにも思いますので、舗装計画にしっかりとこの当該場所を入れるといったことを行っていくということが必要であるのではないかというふうに思っております。

そこで、道路補修の計画性というものをどのように考えておられるのか、この点、お尋ねをしたいというふうに思います。

次に、2番目の防犯灯の件でありますけれども、先日も5時前ごろに、児童の下校途中に安全を脅かす事案がございました。これから日照時間が少しずつ短くなってきますし、また、夏場は夜間の外出が多くなるというふうにも思いますので、できればこの夏ごろに設置ができればよいのではないかというふうにも思っております。防犯灯があれば、地域の安心感や共存感というものが高まり、また、防犯の意識もさらに高まっていくというふうに思いますので、防犯の観点からいえば、できるだけ早く設置をしていただくようお願いするとともに、また、数年前に少し話題にもなりましたが、青色防犯灯ですね。この件も、少し

高額というふうにも聞いておりますけれども、他の設置事例等々をまた検証していただいて、本市においても研究していただきたいというふうにお願ひし、要望とさせていただきます。

次に、3番目の集会所の件でありますけれども、先ほどのご答弁では洋式トイレがあと9か所ということでございましたけれども、やはり市民にとって身近な公共施設は集会所であるというふうに思いますので、福祉的な活用や健康向上、また、地域活動のさらなる活性化に向けて、高齢者の方も含めて、地域の方が出かけやすい、そして活用しやすい集会所へとなるよう、トイレ改修や段差解消を積極的に進めていただきますようお願いし、要望とさせていただきます。

次に、4番目の国立循環器病研究センターのバスの運行の件ですが、先ほどの答弁で、摂津市医師会、また、摂津市歯科医師会からもアクセスの改善を望むという意見がございました。そしてまた、市民アンケートにおきましても、交通アクセスが悪いという回答もあったということでした。その意見などをしっかりと国立循環器病研究センターにまた伝えていただきまして、受診する市民の利便性向上への取り組みとしてのこのシャトルバス運行を進めていただきたいというふうにお願ひして要望とさせていただきます。

以上で2回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 道路補修についての2回目のご質問にお答えいたします。

道路補修につきましては、舗装の経年劣化による損傷の著しい道路から計画的に順次修繕工事を実施しておるところでございます。また、自転車、歩行者などの通行の

安全にも努めているところでございます。

今後の道路補修のあり方といたしましては、幹線道路と同様に、生活道路と歩道、また、昨年度から新たに組み込んでおります通学路として利用されております自転車・歩行者専用道路につきましても同様に計画的な補修に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○渡辺慎吾議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、3回目は要望とさせていただきますけれども、この道路補修についてであります。

自転車の左側通行が基本となっている現状ということも踏まえて、この道路の波打ちを解消することも必要ですし、また、わだち掘れ改修で自動二輪車や自転車の転倒回避にもなるというふうにも考えておりますので、また、車椅子、自動二輪車や歩行者、そして自動車などが安心して通行できるような、そういう安定した道路ネットワークとなるように、予算的なことも含めて補修や計画的な舗装工事を行っていただくようお願いしたいというふうに思います。

少し話は変わりますが、道路の一部でありますU字側溝等々におきまして、雑草やごみによって雨水が排水不良となるというおそれもありますので、防災・減災という意味からも、この雑草やごみ除去も必要かと思っておりますので、そのこともしっかりと対応していただきたいということと併せてお願いをして要望させていただきます、以上で私の一般質問を終わります。(発言終了のブザー音鳴る)

○渡辺慎吾議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 順位に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、改正道路交通法の施行に伴い自転車の安全運転を推進することについて。

自転車は運転免許の必要がないため、法律によるルールがあるにもかかわらず、守らなくてもよいといった風潮があり、近年は自転車による事故も増えて、4月末現在、府内で自転車が絡む交通事故は4,060件発生し、全国ワースト1という状況です。本市では、昨年の自転車関連事故が122件発生しており、思いやりとマナー向上のため、自転車安全利用倫理条例が制定されていますが、改正道路交通法の施行に当たり、市としての現状の取り組みと警察との連携及び取り締まり状況について、また、今後、自転車安全運転についてどのように推進されるのか、お聞かせください。

次に、妊娠から育児まで切れ目ない支援のための産前産後サポート体制について。

地方創生を具体化するまち・ひと・しごと創生法案に「結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備」が掲げられます。国においては、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化のため、妊娠・出産包括支援事業がスタートし、市町村でのモデル事業が展開されます。摂津市では、南千里丘のまちづくりを機に、多くの方が転入され、妊婦健診の助成も拡充され、そこで、市内における出生数の動向と妊娠から子育て期の支援の内容をお聞かせください。

次に、まちごと元気！ヘルシーポイント事業の進捗状況と今後の展開について。

ヘルシーポイント事業がスタートし、まだ2か月足らずですが、健幸ノートの配布状況と市民の反響をお答えください。

次に、高齢者が安心して外出できる救急医療情報キットの携帯用の作成について。

平成22年に実施された65歳以上の単身世帯対象のアンケート調査を受けて、医療情報キットが配布されました。高齢者が万一の際に備える救急医療情報キットの内容と配布状況についてお聞かせください。

以上、1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 改正道路交通法の施行に伴い、自転車の安全運転を推進することについてのご質問にお答えいたします。

平成27年6月1日に施行されました改正道路交通法の内容は、一定の危険な違反行為を3年以内に2回以上繰り返した悪質な自転車利用者に対して、自転車運転者講習を受講しなければならず、受講に従わない場合は5万円以下の罰金が課せられるという内容でございます。

本市では、平成24年4月に、他市よりもいち早く自転車安全利用倫理条例を制定し、自転車マナーの向上に取り組んでおります。制定後の取り組みとして、新たに自転車安全利用指導員を雇用し、公用車両による市内啓発や、駅周辺において自転車利用者への直接街頭指導を行い、啓発に取り組んでいるところでございます。

摂津警察署との連携した啓発では、春・秋の全国交通安全運動の期間中に、市内主要駅構内及び駅周辺において街頭指導活動の実施や、通学時間帯での交差点の指導、また、高齢者を対象とした交通安全教室などを行っております。夏の交通事故防止運動期間中では、集客施設において自転車安全利用啓発の実施や自転車シミュレーターの実験会を実施するなど、自転車マナーの向上を図っております。

摂津警察署の取り締まり状況でございますが、自転車利用者の悪質な運転者に対して、毎年検挙実績があるとお伺いしております。

本市といたしましては、今回の改正道路交通法の施行に先駆け、摂津警察署と調整を行い、自転車に関する違反行為と併せ、摂津警察署からのお知らせとして、道路交通法の改正内容を掲載したA3版チラシを作成し、本年4月1日付広報せつにつに折り込み、全戸及び全事業所へ配布、通知したところであります。また、6月5日には、本市職員を対象とした講習会を摂津警察署から講師を招き開催し、職員への周知も図ったところでございます。

今後も、摂津警察署と連携を図り、継続して啓発に努めるとともに、摂津市まいどおおきに出前講座の申し込みに応じて教室を開催するなど、より多くの市民へ啓発し、自転車安全運転の推進に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 出生数の動向と妊娠期から子育て期までの支援についてのご質問にお答え申し上げます。

本市の出生数の動向ですが、平成15年に983人となり、1,000人を下回るようになりましたが、その後も徐々に減少し、平成24年には787人となりました。その後、増加傾向にあり、昨年は907人となっております。

妊娠期の支援といたしまして、妊婦健康診査の助成の拡充による健診体制の充実、妊娠届出書から支援が必要とされる妊婦への保健師による訪問、また、妊娠中の方や、そのパートナーを対象とした教室については、会場を保育所で行い、交流を企画する

など、仲間づくりや産後の子育てが身近な地域で行えるよう取り組んでおります。

出産後の支援といたしましては、全出生児を対象とし、生後4か月までに助産師等が訪問を行うこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し、産後の健康管理や育児相談への対応、地域における育児情報の提供などを行い、安心して子育てができるよう支援を行っております。また、乳幼児健康診査や離乳食講習会や育児相談事業を通して、支援が必要とされる方に対しては、地区担当保健師による継続的なフォローを実施いたしております。

次に、まちごと元気！ヘルシーポイント事業の進捗状況についてのご質問にお答え申し上げます。

この事業は、40歳以上の市民を対象とした今年度の新規事業であり、市民が健康づくりへの関心を高め、健診受診や運動習慣を身につけるなどの生活習慣病の予防に取り組む仕組みづくりを目的とするものでございます。健診や健康づくり事業の参加によりポイントを付与し、ポイントをため、健康グッズ等の景品と交換できるものでございます。

ポイントシールを張りつけする健幸ノートにつきましては、市保健福祉課窓口、保健センター、市内6公民館において配布を行いまして、現在、約3,000冊を配布いたしております。ポイントシールも、特定健診や歯科健診の受診者や健康教室参加者に対して発行を始めており、先日のウォーキングイベントでは約120人と多くの参加があるなど、この事業の効果があらわれ始めているところでございます。この事業が日々の健康づくりにつながるよう、啓発の取り組みを進めてまいります。

続きまして、救急医療情報キットの内容

と配布状況についてのご質問にお答え申し上げます。

本市では、ひとり暮らしの高齢者などが安心して日常生活を送っていただけるよう、ひとり暮らし登録をしていただく際に、救急医療情報キットを民生児童委員を通じて配布いたしております。キットは筒製で、救急医療情報シートが入っており、血液型、緊急連絡先、かかりつけの医療機関などを記入していただくとともに、写真や保険証、薬剤情報提供書などの写しを同封し、ご自宅の冷蔵庫の中に保管していただくもので、万一の救急時には、キットの情報を生かして迅速に医療機関につなぐこと、また、家族への連絡をスムーズに行うことを目的といたしております。この取り組みは平成23年度に実施し、これまで2,358名の方々に配布してまいりました。効果といたしましては、脳梗塞などでろれつが回らない場合や、介護ヘルパーによる通報のため、かかりつけ医の情報がわからない場合などでも、救急医療情報キットにより、かかりつけ医につなぐことができ、迅速で適切な処置ができているという報告を救急隊員からも受けております。

○渡辺慎吾議長 福住議員。

○福住礼子議員 自転車安全運転の推進について。

自転車は、日常の乗り物として生活に根づいており、健康志向、経済的理由、エコブーム、また、交通機関が乱れても影響を受けにくいなどから利用者が増えています。しかし、本来車両であるはずの自転車の位置付けが曖昧で、歩道を走らせることにより歩行者に近いものとされ、歩道は徐行すべきところを猛スピードで走り抜けるようなことが日常になっております。

そこで、次の内容を提案いたします。1、

計画的な警察による取り締まりの実施。2、自転車運転者講習の対象者は14歳以上です。中学校でのスタントマンによる交通安全教室では、目の前で事故の怖さや衝撃を実感する生徒も多かったと思います。来年の実施には保護者の参加を推進。3、正雀ちびっこ交通公園の施設を利用した三世代交通安全教室の開催回数を増やす。4、幼児及び高齢者のヘルメット着用の推進。5、摂津市都市計画マスタープランにある平坦な地形を生かしたまちづくりの実現に向けて、行政と警察と民間による自転車利用環境整備のための（仮称）自転車会議の開催。以上、警察との連携を強化し、自転車安全運転の推進として要望をいたします。

次に、産前産後サポートについて。

出生数が増加傾向にあることは大変喜ばしいことです。妊娠中でのパートナーが参加する教室、保育所での交流会の企画、全出生児へのこんには赤ちゃん訪問事業など、支援は出産や子育ての不安を解消してくれると思います。

先日、2人のお母さんとお話をいたしました。生後6か月の子どもを持つお母さんは、いろんな育児情報や地域の子育ての交流の場に多く参加をすることで、お母さん自身の気分転換になっております。もう一人は、ご近所の方を通じて子育てに悩んでいると聞き、子育て支援課から保健師さんにつないでいただき、そのお母さんと連絡をとってもらい、不安を解消されました。全てのお母さんに産後鬱は起こり得ます。妊娠期から出産後も安心して相談できることは、お母さんにとって強い味方です。育児不安のあるお母さんへの市の支援体制についてお聞かせください。

次に、ヘルシーポイント事業について。

ウォーキングイベントに多数参加があり、

多くの方に認知してもらい、この事業が健康づくりに効果が出ることを期待したいと思います。さて、市内のウォーキングコースがオープンしておりますが、コースの設定と今後の展開についてのお考えをお聞かせください。

次に、医療情報キットの携帯用について。

民生児童委員が配布されることで、ひとり暮らしの高齢者と顔の見える関係と地域のつながりが強化されると思います。医療情報キットは、急病や災害など緊急時に素早く対応することを目的とし、自宅冷蔵庫の保管用です。急病や災害は外出時に発生することも予測され、携帯できる医療情報の必要性はないでしょうか。その点についてのお考えをお聞かせください。

以上、2回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 育児不安のある母親への支援についてのご質問にお答え申し上げます。

育児不安の強い方、心身の不調から育児疲れのある方、子どもの発達上、支援が必要な方に対しましては、地区担当の保健師が電話相談や訪問などによる継続的な支援を行っております。より専門的な支援が必要な場合は、家庭児童相談室や児童発達支援センターなど、関係機関と連携を図り、支援するネットワークを構築いたしております。また、地域においては、地区担当保健師が、地域子育て支援センターや保育所、幼稚園をはじめ、NPO法人や育児グループ、校区福祉委員などの育児支援関係機関と連携をとりながら育児不安の解消に努めております。このように多くの関係機関と連絡をとりながら、母親だけでなく父親も含めて、妊娠期からの継続的な支援により、安心して産み育てられるよう、今後も切れ

目ない支援に努めてまいります。

次に、ウォーキングコースの設定など、今後の展開についてのご質問にお答え申し上げます。

ウォーキングコースにつきましては、まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業において取り組みを進めております。身近な地域にウォーキングコースを設定することで、日ごろからウォーキングに親しみ、楽しみながら健康づくりに取り組んでいただくものでございます。ウォーキングコースは、現在市内に6コースあり、今年度には明和池公園をコースに取り入れた千里丘コースの設定を予定いたしております。健康せつつ21の計画においては、平成30年度の目標設定を10コースと定めております。ヘルシーポイント事業において健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣の実践につながるよう、まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業の充実を図り、健康を支える環境の整備に努めてまいります。

続きまして、救急医療情報キットを活用した携帯用の救急医療情報シートの作成についてお答え申し上げます。

救急医療情報キットは、在宅時の万一に備えた取り組みでございます。冷蔵庫に保管する前提で救急医療情報シートを作成していますことから、記入項目も多く、携帯用には向いておりません。携帯用には、個人情報保護の観点を踏まえ、必要最小限の項目に絞った新たな救急医療情報シートの作成が必要であると考えております。外出時の備えとして携帯を希望される高齢者への外出支援を図る視点から作成を今後検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、3回目です。

産前産後のサポート体制について。

フィンランドではネウボラという支援があり、保健センターの機能を持った何でも相談する場所で、よく理解してくれる専門性のある保健師が常駐しており、ワンストップ・サービスが受けられるため、9割の親が利用し、定着している施策です。常駐の保健師は「ネウボラおばさん」として親しまれ、母子、家族の心身の健康に寄り添うことを基本にし、子育ての指導ではなく、家族のように相談に乗ることに力点を置いています。このネウボラ日本版として、子育て世代包括支援センターを全国に整備することが進められています。母子健康手帳の交付から育児学級への参加促進までの支援を集約し、保健師が一人ひとりに合った支援体制の計画を立て、必要であればデイサービス、ショートステイもできるといった事業が、大阪では堺市、枚方市、八尾市で展開をされています。

本市の支援ネットワークはわかりました。これは提案ですが、担当保健師の名前と連絡先を名刺よりも大きいサイズでマグネットかシールで張っておけば、お母さんがいつでも相談ができ、また、家族にもわかりやすいと思います。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

これから吹田操車場跡地のまちづくりが進み、人口増加が見込まれます。その際、出生数の増加があったときに、現状の助産師と保健師の体制で対応し切れるのかどうか、今後の動向をしっかりと見きわめながら妊娠・出産のサポート体制の構築に取り組んでいただくよう要望をいたします。

次に、ヘルシーポイント事業についてですが、過日視察に行ってまいりました先進的な健康ポイント事業を行う新潟県見附市は、面積77.91平方キロメートル、人口4万1,545人、高齢化率29.1%

です。健康施策の一つに健康運動教室を実施し、体力年齢の若返りと医療費の抑制効果、さらには、介護認定率は県平均、全国平均よりも低いという結果に結びつきました。しかし、参加者数が伸びないことから、健康施策にまちづくり全体の要素を組み入れ、歩いて暮らせるスマートウェルネスシティを目指して、歩きたくなる道路整備、歩かされてしまう快適な歩行空間の整備など、実現に向けて、行政の縦割りではなく、各課が連携をとる仕組みづくりもありました。

今後の市内ウォーキングコース設定においては、また、健康遊具の設置についても、市全体から見て、増やす、見直す、取りかえといったことも含めて検討をお願いいたします。また、ヘルシーポイント事業が地域でも取り入れられるよう、公民館でも証明できるスタンプなどを押して、健康への関心が広がり、健康のまちづくりにつながるよう要望いたします。

次に、医療情報キットについて。

外出支援を図る視点から、医療情報の携帯用の作成について前向きにご検討いただけるかと思えます。情報の記入用紙は折り畳んで財布に入れるなどできます。また、記入用紙を入れる透明ケース、名付けて「安心でっセルケース」もご検討いただきたいと思います。先のアンケート報告書に「医療情報キットの配布は高齢者のみ世帯への拡大も行う」とありました。外出時は一人の場合も考えられ、「キットがあればきっと安心」と高齢者の方に外出していただけるよう、医療情報のキットの携帯用として内容の拡充と配布の拡大を要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○渡辺慎吾議長 福住議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時 1分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○渡辺慎吾議長 再開します。

次に、市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成26年度大阪府中学生チャレンジテストについて。

このたび、平成26年度大阪府中学生チャレンジテストの結果が市町村別の結果も含めて大阪府のホームページへ公表されました。このチャレンジテストの目的として、「生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る」、「生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る」に加え、「大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性を担保する方策について検証」とあります。公立高校の入学者選抜にもかかわる大切なことだと思いますが、まず、このテストについて、本市教育委員会がどう捉えているのか、今回の目的は達成されたのか、また、本市の教育委員会として、今回の結果についてどう受けとめていらっしゃるのか、お伺いいたします。

続きまして、ごみ処理の広域化について。

先日、民生の常任委員会で新潟県五泉市に伺い、五泉市、阿賀野市、阿賀町、五泉地域衛生施設組合のごみ処理広域化について視察をいたしました。視察では、それぞれの地域のごみ処理の施設の稼働年数の経過により、施設更新の検討時期に来ていることや、国や県の施設整備方針により、一

一般廃棄物処理施設広域化への取り組みが実際に進められており、話をお伺いすることができました。建設候補地や最終処分場、また、それぞれの地域での分別の違いなど、いろいろと問題がある中、一般廃棄物処理施設整備推進協議会で何度も視察や協議を重ねられ、広域化への準備が進んでいることがわかり、大変参考になりました。

さて、摂津市では、より効率的なごみ処理体制の構築に向けて、茨木市とごみ処理の広域化に向けた検討を進めていることと思います。第1回の定例会の代表質問では、我が会派を含め、多くの会派がごみ処理の広域化に関する質問を行っていました。そのご答弁の中で、広域化を行うメリットや、なぜ茨木市と広域化の検討を行うのかについては理解いたしました。では、平成27年度に入り、3か月ほどたちました。この間、茨木市との間で、広域化に向け、どのような協議が行われたのか、また、現在の状況などについてお伺いいたします。

続きまして、公衆トイレについて。

お子さん連れの方や妊婦の方、また、ご高齢の方や障害をお持ちの方など、外出時には多くの不便があるかと思いますが、中でも外出時のトイレについては心配される方も少なくはないと思います。トイレの心配をせずに外出できるよう、公衆トイレの整備、特に、車椅子で入ることができたり赤ちゃんのおむつ交換ができるような多目的トイレの整備状況について、摂津市がどうであるか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 それでは、平成26年度大阪府中学生チャレンジテストの結果をどう受けとめるのかについてのご質問に

お答えいたします。

チャレンジテストは、大阪府教育委員会が府内中学校1、2年生を調査対象として行う学力テストで、生徒がみずからの学習の到達状況を知り、今後の学習の資料とすることはもちろんのこと、3年生を対象に実施する全国学力・学習状況調査と併せて、府及び市町村の教育委員会や中学校は、全ての学年におけるきめ細かい学習状況の把握・分析により、これまでの教育施策や取り組みの検証を行うことができ、生徒への学習指導の改善を図ることができるものでございます。

さて、昨年度、試行として実施されましたチャレンジテストにおいて、本市の結果でございますが、国語、数学、英語の3教科平均が、1年生では58.5ポイントで、大阪府の平均を3.6ポイント下回っておりました。また、2年生では、同じく3教科平均が51.1ポイントで、大阪府の平均を4.7ポイント下回っておりました。いずれの学年におきましても、本市中学生の学習到達度等において大きな課題があると教育委員会では捉えております。

なお、昨年度、府内全市町村で出しました目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価による仮評定をチャレンジテストによって検証した結果、府が示しました評定の範囲には、本市の5中学校とも全てその範囲にございましたので、本市中学校ではおおむね妥当な絶対評価がなされた、そのように考えております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 平成27年度に入り3か月ほど経過しているが、この間、広域化に向けて茨木市とどのような協議を行っているのかについてのご質問にお答えいた

します。

茨木市とは、4月7日、5月20日に協議を行い、この2回の協議で、今後の進め方についての確認を行うとともに、会議体に関する検討を行い、6月1日付で茨木市と本市の担当職員をもって組織する広域ごみ処理連絡調整会議を設置いたしました。今後、この連絡調整会議の中で課題解決に向けての協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 公衆トイレについての質問にお答え申し上げます。

誰もが気軽に外出できるようにするには、バリアフリー対応の公衆トイレ等の整備が重要でございます。バリアフリー対応のトイレの整備状況でございますが、平成21年にバリアフリー法に基づき一部改正されました大阪府福祉のまちづくり条例によって、事業者が設置する都市施設のうち、一定の用途、規模のものにつきましては、事前協議等の手続きを求めており、その中でバリアフリーが進められております。具体的には、車椅子の方、つえをお持ちの方、内部障害の方、さらには乳幼児を連れた方など、全ての方が利用しやすいトイレとなるよう、一定規模の商業施設等におきまして、車椅子の方が利用できるトイレや小便器の手すり、オストメイト対応トイレ、多目的トイレの設置などが義務付けられるなど、新たに建設される建物につきましてもバリアフリー化が促進されている状況でございます。

○渡辺慎吾議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

平成26年度大阪府中学生チャレンジテストについて。

ご答弁をいただきまして、このチャレンジテストに関して、全国学力・学習状況調査と併せ、学習状況の把握、また、検証に用いていかれることがわかりました。そして、平成26年度のテスト結果については、中学校1、2年ともに府内平均を下回っていることが明らかになりました。府が公表している細かなデータも見ましたが、府内平均を大きく下回っている教科もあり、悔しく思います。

このチャレンジテストもそうですが、昨年度の全国学力・学習状況調査の結果でも、全国平均、府内平均を下回り、一昨年と比べても差が広がったということでしたが、この状況について、どのように改善していられるのか、具体的な対策をお聞かせください。

また、学力向上のために今年度設置する学力向上懇談会の進捗状況と、市内の子どもたちの生活面について、午前中の質問で水谷議員からスマートフォンについてもありましたが、スマートフォンの使用やテレビの視聴時間について、学力との関係が深いということですが、児童・生徒やその保護者に対してどのように働きかけをするのか、お聞かせください。

続きまして、ごみ処理の広域化について。

ご答弁をいただきまして、4月、5月と茨木市との協議が行われ、今後の進め方についてなど確認されたということがわかりました。また、会議体として広域ごみ処理連絡調整会議を設置されたということですが、今後の方向性として、会議の開催頻度や会議内容など、ご検討されていることをお聞かせください。また、今年度の到達点など、どの程度想定されているのかもお聞

かせください。

続きまして、公衆トイレについて。

ご答弁をいただき、バリアフリー法の改正により、これからできる施設に関しては、多目的トイレやオストメイト対応のトイレなど、誰でも気軽に使えるようバリアフリー化が進んでいることがわかりました。では、摂津市ではどれくらいバリアフリー化が進んでいるのか、その点についてお聞かせください。

以上、2回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今回のチャレンジテストの結果を踏まえた学力向上の対策についてのご質問にお答えいたします。

全小中学校で学校経営計画を策定しておりますが、その中で示した学力向上の取り組みについて、学力向上プランとして月々の行程表にまとめ、その進捗状況を自己評価するなど、教育委員会に報告するよう求めています。各学校では、このプランに基づいて、基礎的・基本的な学習内容の定着や活用力を培う授業改善に計画的に取り組んでまいります。

また、小学校2年生から6年生を対象に学力定着度調査を実施し、中学校のチャレンジテストと併せ、継続的に学力状況の把握・分析ができる体制が構築され、より綿密な学力向上プランの策定と、より効果的な学習指導を行うことが期待できるものと考えております。

さらに、今年度設置いたします学力向上推進懇談会は、夏季休業期間中をめぐり第1回の開催を予定しております。現在、その開催に向け、座長を予定しております学識経験者を中心に、具体的な中身について話し合えるよう協議を重ねておるところでございます。各校の教員か

ら成る学力向上担当者会や校長会とも十分連携し、多くの力を結集して、懇談会での提案内容で、できることは年度途中であってもすぐに取り入れる、そのようなスタンスで臨みたいと考えておるところでございます。

また、児童・生徒の学力向上につながる生活状況につきましても、学力調査とともに実施いたします生活実態調査等で、スマートフォンの使用実態やテレビの視聴時間等、より一層詳細な分析が可能になると考えております。なお、スマートフォンの使い方につきましては、今年度、茨木少年サポートセンターが本市の小学校6年生から中学校3年生まで全ての児童・生徒にアンケート調査を実施いたしましたので、その調査結果も活用し、児童・生徒や保護者への啓発を具体的に行い、生活改善から児童・生徒一人ひとりの学力や学習状況を考えるきっかけにしたい、そのように考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 広域ごみ処理連絡調整会議の開催頻度や会議内容はどのようなことを考えているのか、また、今年度の到達点としてはどのように考えているのかについてのご質問にお答えいたします。

茨木市との広域化に向け、広域ごみ処理連絡調整会議を開催、協議を行ってまいりますが、会議の開催頻度といたしましては月1回を考えております。6月におきましても、6月17日に会議を実施いたしております。会議の内容は、広域化に伴う課題等を整理していくため、両市においてのごみ処理に係る人員、予算、ごみ処理量、処理施設などに関する資料の作成について協議を行ったものであります。

今後は、会議の開催とともに、先進団体の視察なども検討しながら、ごみ処理広域化のあり方についての問題点、課題の整理を行い、本市と茨木市双方が効率的なごみ処理行政を推進できるよう、基本合意に向け協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 市内のバリアフリー化の整備状況についてでございます。

平成25年の3月に、市内のバリアフリーの状況を記載いたしましたバリアフリーマップinせつつを作成いたしております。平成16年にも同様のバリアフリーマップを作成してございまして、それらを比較させていただきますと、この9年間でバリアフリー化は大幅に進んでいるものと認識いたしております。例えば、バリアフリーの調査項目が6項目から31項目へと大幅に増加しております。以前は、車椅子対応の駐車場があるか、車椅子対応のトイレがあるかなどが主な項目でございました。しかし、現在では、それらのことに加えまして、オストメイト対応トイレや親子トイレ、おむつ交換台の設備の有無を確認いたしております。また、授乳室や託児室、AEDが設置されているかなどの項目が追加され、さらに、車椅子が通過できる幅である出入口80センチ以上が調査した施設では一般的となっておりますなど、大きく進展をいたしております。

このように、バリアフリー化の整備状況は、トイレの設備をあげましても、車椅子の方、つえを利用する方、内部障害の方、さらには乳幼児を連れた方など、全ての方が利用しやすいトイレの使用となるよう進められております。公共施設の改修時には、これらの内容を考慮した設備に更新するな

ど、さらなるバリアフリー化に努めているところでございます。

○渡辺慎吾議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 平成26年度大阪府中学生チャレンジテストについて。

ご答弁をいただきまして、学校経営計画をもとに学力向上の取り組みを進めていただいていること、また、スマートフォンやテレビの視聴時間の問題も調査を進め、生活改善に取り組んでいただいていることがわかりました。

また、学力向上推進懇談会は、夏季の休業期間中をめぐり第1回を開催される予定だということですが、学力向上に直結する場としていただきたいと思います。

また、大阪府公立高等学校入学者選抜についてですが、絶対評価の導入をきっかけに、府内統一ルールとして、全国学力・学習状況調査の結果が評定平均の目安算出に使用されることとなりましたが、もともとこの学力調査はこのように使用されるはずのものではなかったことや、5月の学力調査が進学に関係してくることの生徒たちへの意識付けの問題など、大阪府教育委員会のあまりに急な対応で学校現場に混乱を招かないのか心配しています。その点について、摂津市教育委員会からも大阪府教育委員会に対し、今後しっかりとした対応をお願いしていただきますよう要望いたします。

続きまして、ごみ処理の広域化について。

ご答弁をいただき、今後、月に1回のごみ処理連絡調整会議を開催し、協議を進めていかれるということ、また、先進団体の視察なども行いながら問題点や課題の整理も行われる予定であることがわかりました。

視察でもいろいろと話をお伺いしましたが、広域化に向けて、これから出てくる課題はたくさんあると思います。一つ一つ丁

寧に協議を重ねていただいて、最終的に茨木市と摂津市双方が広域化を行ってよかったなと思えるように進めていただきたいと思います。以上、要望とさせていただきます。

続きまして、公衆トイレについてです。

ご答弁をいただきまして、市内のバリアフリー化の整備状況について、また、この9年でバリアフリー化が大幅に進んでいることがわかり、安心しました。既存の施設に関しては、改修などの際に対応していただけるということで、今後も、車椅子であっても、お子様連れであっても、誰でも気軽に利用できるトイレの改善と今後ますますのバリアフリー化を進めていただきたいと思います。

以上、要望といたしまして、私の質問を終了いたします。

○渡辺慎吾議長 市来議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、中学校部活動についての質問をさせていただきます。

中学校の部活動につきましては、第1回の定例会でも部活動についての質問をさせていただきました。その後、文教常任委員会の報告案件として、本市一中の吹奏楽部の運営については、活動予定表の点検を行い、教育長が顧問と面談をされ、不適切な発言についてと、生徒の心身に負担過重な活動時間にならないよう、これは直接嚴重に注意されたとお聞きしております。また、経費につきましても、外部指導員を依頼し負担額が大きくなったことについても、保護者の経費負担ができるだけ少なくなるように留意しているということもお聞かせいただきました。

近年、学校選択制の拡大、それから学校評価制度の導入に伴いまして、学校の売りや目玉として、部活動に一定の成果を義務付けたり、顧問教師個人の思い入れから、合唱部、ブラスバンドのコンクール入賞や運動部の勝利主義に生徒と保護者を過剰動員するような例が多く見られるそうです。度を越えた長時間の練習は生徒の心身の発達にとっても弊害であり、これに派生して起こりがちな体罰やいじめ、それから生徒の精神的負担などに及ぼす影響について、冷静に見きわめる必要があると言われております。

今回、本市では、教育長が顧問と2度にわたり面談され、指導がなされたことですが、本市の部活動の顧問教員の指導方針についての考えを教育長にお聞かせいただきたいと思います。

また、今回、部活動について、また、指導についての問題点を、鳥取市の部活動ガイドライン、先日、文教常任委員会で視察に参りましたけれども、このガイドラインのように作成すべきと思います。しかしながら、実情に合った方策を立てるためには、部活動を含めた教員の勤務形態など、また実態などをより細かく把握することが急務であると思いますが、摂津市の部活動ガイドラインについての見解を教育長にお聞かせいただきたいと思います。

また、文科省では、平成7年度から平成15年度の9年間、総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を実施してきました。この中には、基盤的政策として、指導者の確保、運動部活動の改善・充実とあります。つまり、各学校の運動部の数や種類、そして指導者の数をしっかりと把握し、質の高い指導者のもとで連携・協力を行いながら部活動を行うというものであります。し

かしながら、平成24年中学校学習指導要領に、部活動については、「学校教育の一環として、教育課程との連携が図れるよう留意する」と一文が加えられました。これで部活動における取り組みは中学校の学校運営上の大きな課題となったわけです。本市での中学校の部活動にかかわる現状と課題についてお聞きします。

また、他市でもさまざま議論されている部活動を理由とした転居の実態と指定校変更の取り扱いについてお聞きしたいと思います。

1回目の質問でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 それでは、私のほうから、まず、本市の中学校部活動の現状と課題についてのご質問にご答弁申し上げます。

本市立中学校における昨年度の部活動入部率は約88%で、そのうちのおよそ4分の3が運動部に入部しており、この数字はほぼ全国平均と同じ状況でございます。

また、部活動の設置状況でございますが、各校の状況によって違いがあり、現在、全校に共通して設置されている部は、吹奏楽部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部の三つのみという状況でございます。かつては全校に設置されていたサッカーやバスケットボール、水泳などの部が設置されていない学校も出てきておりますが、これは、生徒や保護者のニーズは多様化しているものの、少子化による部員や教員数の減少による影響のあらわれであり、継続的に円滑な部活動運営を行うためには、各校で適切な設置部数を考えることが重要であると考えております。

本市の部活動の活動時間の現状でござい

ますが、平日はおおむね2時間から2時間半程度、試合や発表会等が近付いた場合を除き、週に1日程度の休養日がある部が大半でございます。

現在、全教員が各中学校ではいずれかの部の顧問を担当しておりますが、必ずしも経験のある部を担当している状況ではございません。現状では、顧問になってからその競技等の知識、技能を学んでいるというケースも少なくありません。そこで、教育委員会では、専門的な指導を行うため、その競技等の経験者を校長からの求めに応じて派遣する部活動指導者派遣事業を実施しているところでございます。現在、五つの中学校に延べ10名の指導者を派遣いたしております。その他、部活動運営を支援するため、部員の保護者による保護者会を自主的に結成されているケースもございます。

今後の部活動の継続、また、円滑な運営のためには、外部指導者をはじめ、保護者、地域の方々との連携をいかに築くか、そのことが課題の一つであると考えているところでございます。

現在、先ほどもお話がありましたように、学習指導要領において部活動の意義が明記され、学校教育の一環として非常に重要な位置を占めておる部活動でございます。勝利至上主義に陥ることなく、人格形成と技能や競技力の向上の両面にプラスの効果をもたらすよう、また、部活動における教育的な配慮や豊かな人権感覚が指導する教員には求められる、そのように考えておるところでございます。これまで一部の部活動に指導の過熱化の状況が見られたこともあり、校長会等を通して指導を図っているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 指定校の変更並びに部活動を理由とした転居に関するご質問にお答えいたします。

指定校の変更を認める要件につきましては、文部科学省が平成18年に通知がございました。その中において、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合が考えられるが、市町村の教育委員会が就学校の変更を認める具体的な事由については、各教育委員会において、地域の実情等に応じ、適切に判断すべきものであるとの記載がなされております。

これを受けまして、平成18年本市教育委員会会議におきまして議論をさせていただきました。指定校変更の許可基準を定めてまいりました。そのときには、国の通知にございます部活動の理由についても議論をさせていただきましたが、部活動を理由とした指定校の変更を認めるに至らなかったところがございます。そのため、窓口等において保護者の方からご相談等があった場合には、認めていない旨を説明いたしているところがございます。

また、これまでにご相談等々があった中から、希望する部活動が設置している校区内の親戚宅等に転居をして、指定校として就学された事例がここ5年間で4例あったと把握をいたしているところがございます。部活動が生徒にとって有意義な教育活動であることを踏まえ、十分な部活動ができない場合には複数の中学校で合同部活動の実施を行うなどの対応も行っていました。

一方で、ご質問にありました指定校変更の要件として部活動を盛り込んでいくこともございます。大阪府内にはそういう団体もあるような状況でございます。多様化する

ニーズや指導者の不足などを考えた場合には、国の通知にございます指定校変更を取り入れるということも選択肢の一つではあるという認識をいたしているところでございます。

先ほど申し上げましたように、許可基準は教育委員会会議で議論をしていただいたものでありますことから、項目の追加等を行う場合には、改めて同会議に諮る必要があるかと考えております。また、その議論をしていただくに当たりましては、希望する部活動が市内の複数校にある場合の通学校をどうするのか、他市からの転入の方にも認めるのか認めないのか、規模が小さくてクラブの数も少ない学校から生徒が流出することへの対応などのほか、指定校変更をした生徒が部活をやめてしまった場合、また、その学校からその部活動が廃止された場合、逆に本来の指定校で新たに希望する部活動が開始された場合、さまざまな場面を想定して課題を整理していく必要があるというふうに考えております。他市の状況を詳細に研究することが必要であるということも考えております。

○渡辺慎吾議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 中学校部活動顧問がどうあるべきかというご質問でございますが、中学校の部活動は、共通の種目や分野に興味、関心を持った生徒が、学年や学級の枠を超えて集まり、自発的、自主的に行う活動でありまして、部活動を通して技術や体力を向上させることはもとより、規範意識や社会性、自主性を高めることで、豊かな人間関係づくりを図るとともに、明るく充実した学校生活を送ることに寄与するものかと考えております。

したがって、部活動顧問に、このよ

うな中学校の部活動の意義に沿い、生徒の心身ともに健全な成長を願う熱い心を持っていただくことはもちろんでございますけれども、例えば、それぞれの部活動の目標や練習内容について、子どものいわゆる勝利至上主義に陥ることなく、生徒の過重負担にならないよう、部員の思いでありますとか、あるいは、それぞれの技量等も勘案しながらその内容を策定するといった配慮は必要であるというふうに考えております。また、いじめや体罰といったことに対する対応等、豊かな人権感覚を持ち、また、日ごろから保護者等との連携を図り、部活動についての相互理解を図るといった、そういった態度も必要であると考えております。

また、お示しの部活動ガイドラインについてでございますが、先ほど議員からもお示しがございましたが、中学校の部活動と教育課程との関連につきましては現行学習指導要領で明記をされました。部活動の指導方針や活動計画の策定について、また、指導者の役割、活動経費や練習についての留意点を取りまとめて、本市としても鳥取市等の先進地域の取り組みを参考に部活動ガイドラインを策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 今先ほど教育長のほうが答弁いただきましたので、今の思いが、教員、それから外部指導員の皆様方に、活用されるときに、部活動に対する考えをしっかりとやはり共有できるようにしていただきたいなど、それが一番大事なことではないかなというふうに思っております。

そして、中学校の部活動は、多くの中学生にとりましては非常に魅力のある活動だというふうに思っております。学校選択制

をとっている中学校では、学校を選ぶ上でクラブ活動が非常に重要な選択肢になっているということをお聞きしておりますし、そして、この摂津市では、現在希望する部活動が設置されていない、十分な活動ができない対応策として、拠点方式の合同部活動について、そしてまた、指定校変更を基準に取り組む検討をいただいたということも先ほどご答弁に中にごございましたけれども、改めて教育委員会会議に指定校変更をかけないといけないというふうにご答弁もいただきました。

しかしながら、平成23年度、バレーボール部が全国大会に行ったとき、約2名が指定校を変わって入部されております。これに関しましては、教育委員会が知らなかったのか、それとも今ご答弁いただいたこの4件という中に入っていたのか、もし入っていなかったとしたら、いわゆるこれは氷山の一角ではないかというふうに思うわけですが、このあたりのご答弁をお答えいただきたいと思います。

そして、また、先日、教育委員会が、クラブ活動ではありませんけれども、指定校変更要件を満たさずに変更していたというような事実がございました。その事実の説明がつかないまま、後ほど正式に報告もいただいておりますが、教育長はこの件についてどのように認識されているのか、また、どのように対応されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目にさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 1回目のご答弁でご説明しました、クラブを理由にと思われる方がこの5年間で4名というご答弁をさせていただいたところでございます。今、議員のほうからお話がありましたその2例につ

いては、その4名の中に入っているような状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

○箸尾谷教育長 今ご質問のございました指定校の変更についてでございますけれども、教育委員会としまして、きちんとした資料提供を求めることなく指定校変更の継続を認めたことに対しましては、まことに遺憾であったというふうに思っております。

○渡辺慎吾議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 すいません、遺憾でありましたというようなお答えをいただいたんですけれども、これは、私ども文教常任委員会に関しましては、正式に報告もない状態のまま放置されたというふうにとらせていただいております。そして、今先ほど申し上げましたように、もし指定変更の内容を変更するのであれば教育委員会の会議にかける必要があるというふうにお聞きをしたわけでございますけれども、こういった都合のよいときには教育委員会の会議にかける、そして、都合の悪いときには、これは何だか隠蔽をしたような形になっている、こういったことに関しましては、教育長、どのように精査されているのかということをお聞かせいただきたいのと、そして、これに関しまして、やはりこの指定校の変更というのは、一つは、やはり大きくまちづくりに影響してくるものだというふうに考えます。例えば、今現在、指定校の変更が認められた子どもだけが住民票を移動するということになれば、そこに住んでいる住民票のある親に関してはこども会に入会する子どもがいないというような枠組みになる可能性ももちろん考えられるわけでございます。ですから、これは、この指定校変更に関して、また、選択制の学校という部

分に関しましても、今後また考えていかれるのかもしれませんが、こういったまちづくりの観点から、市長はこのことについて、指定校変更についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 教育長。

○箸尾谷教育長 本市教育委員会といたしましても、指定校変更及び区域外就学許可基準というものを設けております。その中に、例えば転入出、あるいは転居等による場合、それから転入予定の場合、住居建てかえによる仮住所からの就学の場合、そして身体的な理由及びいじめや不登校等の場合、その他の事情で教育長が特別に認める場合というような項目立てて基準を設けております。

今回の問題につきましては、この中に含まれる内容でございますが、教育委員会としての処理が不適切であったということで、とりわけ、特に教育委員会会議にお諮りをしているわけではございませんが、今回質問いただいております部活動を理由とした指定校変更につきましては、この指定校変更及び区域外就学許可基準には全く記載がありませんので、新たな基準として決める場合には教育委員会会議にかけてご判断いただく、ご議論いただく必要があるというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 教育長、文教常任委員会に対しての報告がなかったということのご答弁漏れがありますが。

○箸尾谷教育長 文教常任委員会においてきちんとした報告ができていなかったことに関しましては、まことに申しわけなく思っております。早急にまたご報告をさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 大澤議員の3度目の質問にお答えをいたします。

よく私は言っていることなんですけれども、極端な少子化というんですか、それがさまざまな分野でいろんな問題を提起しているという話をよくするんですけれども、先ほどから言われている部活動の話もそうだと思いますが、学校での部活動が成立しない、そういうのは象徴的な出来事の一つではないかと思っています。そんな中、野球したい、サッカーしたい、テニスしたい、そういった子ども、生徒さんの思いをどういうふうに吸い上げていくのか、これは皆さんも同じように思っておられると思います。

指定校を変更いたしますと、特に中学生の場合は、それまでの交友関係とか人のつながり、これが一変してしまいます。また、その地域においても何らかの影響が出てくる、そういうことはご指摘のとおりでございます。だから、本人の思い、これを生かすわ、地域力が損なわれるということになってしまっただけではないわけでありまして。本人の意思も生かし、そして地域力も今までのとおりというふうに行くには、どういう条件であればそれが可能なのか、私自身も今答えは持っておりませんが、今年から特に総合教育会議がスタートしたばかりでありますので、我々は、地域のまちづくりという観点から、行政のほうから、また教育委員会の皆さんにこの点についていろいろとご協議いただき、その結論を探っていきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長、ご答弁いただいたんですけど、市長は指定校変更に関して今ご持論を述べられておったんですけど、市長は総合計画の中で人間基礎教育、ルールを

守る人づくりということをおっしゃいますよね。それが大きな柱としてこの摂津市にあるわけです。ところが、私は一市民からのご指摘をいただきまして、市長のご親族が越境されておるということで、指定校以外の学校、鳥飼小学校から鳥飼西小学校に通われているということをご指摘され、そして、私は議長として教育委員会を調査しました。その結果、やっぱりさしたる理由もなしに2年近く市長のご親族が越境されておったことに関して、あなたが言っておられる人間基礎教育と実際の行動との乖離が著しいので、その辺も踏まえてしっかりともう一遍ご答弁いただきたいと思うんですが。

○森山市長 今、議長のほうからご指摘がございました。指定校の変更、区域外の学校に行くということについて、先ほどいろいろと教育委員会のほうから説明がありましたが、いろんな条件のもとでございます。定義はないにしても、おおむねやっぱりそういう場合でも1年というのが一つの目安になっておると聞いておりますが、どういった原因がありましても、その期間を超えるということについては、私は当事者の自覚がないということではないかと思えます。

そういう意味で、今ご指摘のように、子どもの関係者の中にそういう者があったことについて、私は市長としての立場で道義的な責任を感じております。そういう意味で、先刻も部長会等々で、関係者、そして地域の皆さんにおわびを申し上げたところでございます。今後しっかりとそういうことのないようにしていきたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長、ご答弁いただいたんですけど、我々議員がもしかそういう立場

で、自分の身内でそういう越境という形をとっていたら、多分、議会活動検討委員会等で何らかの処分の対象になるというふうに思います。今のご答弁では非常に不十分だというふうに思いますので、暫時休憩いたしまして、しっかりとご答弁の調整をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

(午後1時46分 休憩)

(午後3時43分 再開)

○渡辺慎吾議長 再開します。

答弁を求めます。市長。

○森山市長 議会進行にいろいろご迷惑をかけて申しわけございません。

常々人間基礎教育を提唱しております者として、ルールに反して指定校を越えて入学していたことにつきましては、私の身内のことでございます。先ほども申し上げましたように、道義的な責任を強く感じております。この場をお借りして改めて心から深くおわびを申し上げます。

なお、クラブ活動によるものなど、一般的な指定校の変更制度につきましては、改めて教育委員会で議論いただきたいと思います。教育委員会が総合教育会議で取り上げることをお決めになりましたならば、私も意見を申し上げられるよう直ちに取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 大澤議員の質問が終わりました。「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

木村議員。

○木村勝彦議員 一応昼からの審議が再開をされて、市長のほうから一定の答弁があったんですけども、私は、やはり議会のあり方として、大澤議員が市長の処罰までを求められておらない段階で、議長が関連質

問的に質問されて、それに対する市長の答弁が返るということは、非常に私はおかしい形だと思います。そういうことが許されるのかどうか、議長の判断を求めます。

○渡辺慎吾議長 大澤議員の質問の中で、校区を越えて、指定校を越えて入学されているということで質問があったわけです。その中で、先般から市長の関係の方が、身内が越境しているんじゃないかという市民からの指摘があったわけで、そのことに関して、市長は公にそういうきちっと陳謝をしていないわけでした。そういうことで、大澤議員の質問の中で、一応そのことに関しては、まずは市長が陳謝されるべきではないかというふうに私、議長が判断しましたので、そういう形で求めたわけでございます。

以上です。「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

木村議員。

○木村勝彦議員 今後の議会運営のあり方として、議長という立ち位置は、やはり主義主張にとらわれずに公平に裁いていくというのが議長の立場だと思うんですね。そういう点では、やはりそれを私は超越しているように思います。そういう点では、今後、ほかの議長が就任をされて、そういうことが許されるのかどうかということを考えますと、非常に私は議会運営の問題として大変危惧します。それは私は間違いだと思いますので、改めて議長の見解を問います。今後のことに影響しますので。

○渡辺慎吾議長 それは木村議員としてのご意見として、私は深く今後自分に問いかけていきたいと思います。ご意見としてお聞きしておきます。以上です。

大澤議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、市内で開催をされるイベントの安全対策につきまして、この質問につきましては2点お伺いしたいと思います。

1点目は、先月だったと思いますけれども、滋賀県の東近江市で大風大会中に非常に悲惨な事故が発生いたしました。その詳しい原因等につきましては、今、恐らく警察等でも調査中なんだろうなと思いますけれども、あくまでも報道の範囲ですけれども、当然立入禁止すべきところに観客がおられたと、そのことが非常に大きかったということも報道されておりますし、また、当日は強風注意報もどうも出ていたようでございます。あれだけの大きさのたこを飛ばすということを考えたときには、やはりそういった情報をしっかりと察知しながら適切に対応していくといったことが求められたのかなというふうに思っております。

じゃ、本市の場合はどうなのかということで見ても見ますと、過去には強風でテントがあおられるといったケースが過去複数回あったのかなというふうに思っております。そこで、その点について、開催イベントの安全ということで、どのようにお考えなのか、お聞きをしたい。

それと、もう1点は、野外でイベントでありますとか、あるいはスポーツの大会等が開かれることがあるかと思えます。特に今の時期に心配されるのは落雷であります。かつて高槻市では、サッカーの試合中に落雷によって高校生が尊い命を失うというようなことが、大変悲惨な事故もあったわけでございます。その落雷防止といった観点からも、やはりしっかりと行政として指針

を示した中で対応していくべきなのかなと思っておりますが、まずその点につきまして、1回目、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2点目に、市立集会所の今後の活用についてお聞かせいただきたいと思います。

この質問につきましては、本日の午前中に村上議員も取り上げておられました。私も村上議員の意見と同一にするところがあるわけでございますが、本摂津市の大きな特徴は何なのかと考えたときに、間違いなくその一つは、これだけ狭い市域の中に53か所も集会所が設けられている、これは非常に大きな特徴であり、また、非常に有効な特徴なのかなというふうに思っております。当然、福祉的にしっかりとこの集会所を今まで以上に活用していくといったことは重要な視点なのかなと思っておりますし、また、併せて、今、摂津市では、やはり子どもたちの学力の問題というものが非常に大きな課題なのかなというふうに思っております。そういったときに、例えば、子どもたちが放課後、この集会所を利用して、そしてまた、地域の方に少しご協力をいただいて勉強等を見ていただくというような活用の仕方もあるのかなというふうに思っておりますが、今後、この本市の非常に大きな財産であります市立集会所をどのように活用していかれるのか、少しその方向性、お考えをお聞きしたと思えます。

それから、3点目といたしまして、生産緑地についてお聞かせいただきたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、平成3年に生産緑地法が改正をされまして、平成4年には地区指定を行ったわけですね。要は、保全をする緑地なのか、あるいは将来宅地化

をする緑地なのかといったことの色分けがされました。その結果として、宅地化しますよという緑地につきましては高い課税がかけられてきた、逆に言うと、生産緑地には課税を低く抑えてきたという側面があるのかなというように思っております。これは、特に本市、摂津市の場合には、非常に準工地域が多いわけでごさいます、やはりその中で一定緑地があるといったことは非常に大きな効果があるのかなというふうに思っております。ということで、今後もこの生産緑地をしっかりと維持していくといったことは大事な視点なのかなというふうに思っておりますが、生産緑地の現状でありますとか今後のお考えについて、お聞きをしたいと思います。

4点目といたしまして、学校での問題行動等についてお聞きしたいと思います。

これはあくまでも私が聞く範囲のことでごさいますので、全てを知っているわけではありませんけれども、どうもお聞きをしておりますと、児童・生徒の問題行動によって恒常的に授業ができない、クラスがしっかりと機能していないというような状況があるのかなというように思っております。これは、本当に真面目に授業を受けたいという子どもたちの学習権の保障といった観点からも、しっかりと行政として対応していかなくてはならない大きな問題なのかなというふうに思っておりますが、まず1回目では、その学校での問題行動、特に恒常的に授業ができないようなケースといったのが果たしてあるのかということについてお聞きしたいと思います。

1回目の質問は以上でごさいます。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 市内開催イベントの安

全対策についてのご質問にお答えいたします。

本市主催の屋外のイベントなどにおきましては、安全対策といたしまして、看護師やAEDの配置、消防との連携など救急体制の確保を行っております。また、危険箇所への警備員やスタッフの配置、火気や発電機を使用する場所への消火器の配置、パイプテントの飛散防止対策といたしまして、鉄くいを打ち、ロープで固定するなどの事故防止対策を行っております。市主催以外の屋外イベントにつきましても、市主催イベントと同様の事故防止対策が徹底されますよう、より一層の指導を行い、安全対策を図ってまいります。

次に、夏場のスポーツイベントにおける落雷対策につきまして、避雷場所の確保と落雷危険の周知にあると考えております。現在、市立屋外体育施設である青少年運動広場、スポーツ広場には避雷針を設置しております。また、テニスコートにつきましては、施設に沿接する道路の電柱に避雷性能がありますことから、施設への避雷針の設置は必要ないとのことでごさいます。しかしながら、避雷針によりカバーできる範囲は限られております。市主催スポーツイベントにおきましては、摂津市域に雷注意報が発令されましたら、参加者に対し落雷に対する注意喚起を行い、さらに、雷雲や雷鳴、雷光などにより落雷の危険性が高いと考えられる場合には、イベントを中断し、参加者に対し屋内等への避難を促すなど、安全確保に努めているところでございます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 ご質問の市立集会所の今後の活用についてお答えをいたします。

市立集会所は、地域の文化、福祉の向上

を図るとともに、市民相互のコミュニケーションの場として、市民活動、地域活動を積極的に行っていただくため設置しているものでございます。

現在検討しています摂津市行政改革第5次実施計画のロードマップ作成に合わせて、各集会所の状況を把握するため、集会所の使用頻度や運営及び使用状況の聞き取り、集会所点検調査シート、建物カルテシートと申しますが、を作成し、現状の老朽化について詳細な調査を進めています。

集会所を中心とした地域活動は、自治会等の集会や各種サークル活動のほか、福祉的な利用として、憩いや健康づくり、勉強会等、さまざまな形で使用されており、今後も福祉的な利用などの拡大が促進できるものと考えております。

今後作成します集会所の全体計画では、議員ご指摘のございました本市の大きな特徴としての集会所の意義等、さまざまな要素を総合的に判断し、施設の更新計画や機能集約、用途転用などの検討を行ってまいります。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 生産緑地地区についてのご質問にお答えを申し上げます。

生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法の改正に伴いまして、平成4年に地区の指定を行ったものでございます。当時は、市街化区域内農地約100ヘクタールのうち、125地区、約20.6ヘクタールを生産緑地地区として地区指定を行ってまいりました。地区指定から23年が経過し、現在の市街化区域内農地は約35ヘクタールと減少しており、その中で生産緑地地区は105地区、約16.6ヘクタールとなり、市街化区域内農地の約半分を占める状況と

なっております。

生産緑地地区の買い取り申し出に対しましては、公共施設用地並びに道路用地などに一部買収をした実績はございますけれども、大部分は建築制限の解除がなされまして、一般宅地として利用がなされている状況であります。

以上です。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 本市小中学校での児童・生徒の問題行動等による授業成立が困難な状況の有無についてのご質問にお答えいたします。

児童・生徒が授業に集中できず、教員の話聞かずに許可なく立ち歩くなどの勝手な行動をし、それを静止する教員の指示に従わないという状況は、一部の学校において、残念なことではございますが、あるという状況でございます。その原因は多様でございますが、経験の浅い教員が増加し、その指導力不足から学級でのルールが徹底できない場合や、教員をはじめ大人に対して強い不信感を有する児童・生徒たちが集団行動を乱すというような場合などが見られる状況でございます。

その対応といたしましては、学校においては、経験の浅い教員の指導力向上を図るとともに、個々の問題事案を、管理職や学年教員はもとより、スクールカウンセラー等の専門家を交えてのケース会議を行い、学校がチームとして一致した指導体制を構築することに努めております。具体的な例といたしましては、学級担任だけではなく、学級担任以外の教員や学習サポーターと複数で当該学級を指導したり、授業の進行を妨げる児童・生徒を別室で個別に落ちついた状況の中で指導するという体制をとった

りしております。

教育委員会では、校長からの報告を受け、相談内容に応じて学校教育相談員を派遣し、経験の浅い教育の指導を強化したり、指導主事、あるいはスクールソーシャルワーカーを派遣して授業観察を行い、ケース会議に参加し、現状分析し、対応の方向性を検討したりするなどの支援を行っているところでございます。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 2回目、質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の市内での開催のイベントの対策ということで、生涯学習部長からご答弁いただきました。

まず、強風の関係のことなんですけれども、かつて市内でイベントがございまして、そこで強風によってテントがあおられたといったことがございます。残念ながら新聞の報道でも出てしまったわけなんですけれども、お聞きをしていると、まず、その責任者といいますか、主催者側がテントを立てるということは、そういうことも想定されるだろうということで、テントを立てるということは、そのイコール、それのおもりをつけたりとか、そういう強風対策もしていただけるものだという、そういった思いがあったんだろうなど。しかし、片や、その参加者は、いや、そういう指示はなかったというようなことで、そこでそごがあって、結果としてそういったことになったわけですね。ということは、どっちが正しいということではなくして、やはりしっかりと行政として事故を未然に防ぐといった観点から、例えばイベントをされる、そしてテント等を設置されるといったことが把握できたときには、しっかりとそういったところも確認できる体制をつくっていく

のか、あるいは、その指針みたいなものをつくってよく説明していくとか、そういった配慮が要るのかなというように思っております。ぜひ、事故を未然に防ぐといった観点からも、そこはしっかりとお願いをしたいなといったことで、まずこの1点、要望として申し上げたいと思います。

落雷のことなんですけれども、実は昨日のお昼に雷注意報が出ていたそうなんです。午前中いい天気でした、少し雲が出てきたなといったことはわかっていたんですけれども、ただ、しかし、雷注意報が出るような天候ではなかったなというふうに思っています。雷鳴も全く聞こえませんでしたし。しかし、実際には雷注意報が出ていたようなんです。じゃ、実際に、そしたら今度、屋外でスポーツ大会であったりとかイベントを開く責任者の立場に立っていくと、そしたらどこの段階でイベントを中止したりということをしたらいいのかなというのが恐らく難しいだろうと思うんです。つまり、雷注意報が出たらやめてくださいねという要請をもしされたとしたら、きのうのような状況でもやめなあかんわけですね。となると、例えばこれから協働ということで市民の皆さんにいろいろとまちづくりに参加していただくとなると、イベントも増えていくんだろうと思います。あるいは、子どもたちのスポーツ大会等も今後どんどん私は開いていただきたいというふうに思っております。そのときに、そしたら、雷注意報でもやめてくださいねということになってしまうと、これはそこに大きなネックになるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで一つ提案をさせていただきたいのは、もっと正確にというか、摂津市に特化したような雷に対する情報を検知すること

はできないのかなといったことで、実はあるようなんですね。それは何かといいますと、雷ミハリ番といったものでございまして、これは何かといいますと、そのミハリ番を設置されているところから半径10キロメートル圏内の雷接近情報を検知してくれるんですよ。そして、そこで雷情報が検知をされたならば、登録をしておくでメールで送ることもできるわけです。要は、例えばイベントを企画した方がメールを登録していると、この半径10キロメートル以内に雷が来ていますよ、危ないですよといった情報がメールで送られるわけですよ。となると、ああ、今やめないかんのかという、そういったことを判断する大きな材料になるんじゃないのかなというふうに思います。

じゃ、どうすればいいのかといいますと、例えば本市の場合は、この市役所の屋上にお借りして、その雷ミハリ番を設置することによって市域全体を守ることができるんじゃないのかなというふうに思います。しかも、これが実際に設置をされている例があるようでございまして、例えば、奈良の平城京跡でありますとか、あるいは天空の城で有名な兵庫県の竹田城、あるいは自治体でも箕面市や熊取町では実際にもうつけられているようです。しかも、これはレンタルでしたら非常に安いんですね。月3万2,000円でできるんですよ。ということを考えて、その効果を考えて、私はやはりつけていただくといったことも可能なのかなというふうに思っております。ぜひいろいろと先進事例がございまして、そこは研究していただいご対応いただければなというふうに思っておりますので、これも要望として申し上げたいと思います。

それから、集会所のことにつきましてご

答弁いただきました。これは村上議員の質問でもあったわけなんですけれども、やはり今現在されていることは、まずはその市立集会所の使用頻度を今調べておられるんですよ。調べておられると、非常に活発に使っておられるところもあれば、残念ながらそこまで使用頻度が高くないといったところもあるというようなことをお聞きしております。それをもとに、今後どうあるべきなのかといったことについて、ロードマップをこれから検討されていくということでございます。

午前中の議論でもあったんですけれども、今後、例えば福祉的に使っていくということになっていくと、当然、老朽化対策であるとともに、段差解消なんかにもしっかり取り組んでいかなあかんわけですよ。となると、やはりその費用もかかるわけでございますので、果たして今の配置でいいのかといったことについても、これは残念ながら踏み込まざるを得ないのかなというふうに思っております。ただし、そのときに、それだけではなくて、今後どう使っていくのかといったその方向性がしっかりと示されているならば、やはり皆さんのご理解も得ることができるのかなというふうに思っております。そのときには、しっかりと摂津市としての方針ですよ。集会所をこう使っていくんだと、それによってこういった面でつくっていくんだという、その方針をしっかりと持っていただいご判断いただきたいなということで、これも要望として申し上げたいと思います。

それから、生産緑地の件なんですけれども、今、具体的な数字も少し交えてご答弁をいただきました。例えば、都市計画審議会にも私はかつて出ていたことがあるんですけれども、そこでは、結局、相続の関係

で生産緑地を手放ざるを得ないというような状況が出てくるわけですね。数字は思ったよりは減り方が多くはなかったのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、しかし、市街化区域の中で考えたときに、生産緑地以外にも減っていく可能性は十分ありますよね。ということは、やはり今ある生産緑地はしっかりと維持をしていくといったことは非常に大きなポイントなんだろうなど。今後のことを考えると、例えば市民農園等にも利用していくというようなことで、やはりしっかりと緑を担保していくということを考えると、今の生産緑地を維持していくといったことの方向性は行政として持つべきなのかなというように思っております。この点について、2回目、どのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、4点目といたしまして、学校での問題行動等ということで部長からお話いただきました。残念ながらそういった状況もあるんだというお話でございました。

教育委員会としても、当然、何とかせないかんという思いの中で取り組んでおられるんだろうなと思っておるんですけども、私は、私の中で聞いている範囲で思っているのは二つあるんですね。1点は何かといいますと、その問題行動等を起こす児童・生徒の保護者がそういった状況を認められないといったケースが多々あるように感じております。この点について、教育委員会としてどうなのか、また、どのように取り組んでおられるのか、1点お聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、少なからず学習障害の児童・生徒が含まれているということの可能性もあるんじゃないかなというふうに思っております。その点についても、教

育委員会としてどのようにお考えで、今、どのように取り組みをされておられるのか、この2点について、具体的な点になりますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

2回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 生産緑地の活用についてのご質問にご答弁申し上げます。

市街化区域内の農地は、都市におきます緑という観点から皆さん方に親しまれており、農業者の長期営農の意思に基づきまして指定をいたしてまいりました。生産緑地につきましても、周辺の宅地化の進行や生産者の高齢化などによりまして減少している現状もございます。生産緑地は、都市の緑として保全していくためには、議員ご指摘のとおり、生産緑地の買い取り申し出に対しまして、公園や緑地として農地を取得することが緑の保全という観点から非常に有効であるというふうに我々も感じております。ただ、財政的な厳しいこの折でございますので、新たな公園などの用地を取得するということは現実的に非常に難しいのかなというのは実感しております。また、生産緑地を市民農園として活用することにつきましても、主たる従事者の問題、制度的な問題を踏まえて、非常に市民農園として活用するのは難しいというのが実態でございます。

生産緑地の緑としての活用をしていくことにつきましては、制度改正などが現実必要ではないかというふうに考えておりますし、当然ながら、今現在動いております、議員立法でございますけれども、平成27年4月ということで施行間なしでございますけれども、都市農業振興基本法、これが制定されまして、施行されまして、ただ、所管

といたしましては、農林水産省が主導所管として今現在取り組んでいるというふうに聞いておりますけども、ただ、その具体的な内容というのはまだ示されていないのが現実かなというふうに思いますし、今後、そういう国なり府の動向を十分見きわめた中で、市として、生産緑地も併せ、また、担当所管の一般農地としての連携をとりながら、庁内で十分緑という観点からも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、授業の成立を妨げる問題行動を起こす児童・生徒の課題とその対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、授業を妨げる児童・生徒の保護者の現状認識につきましては、不十分な場合もあると受けとめております。例えば、学校からの情報提供がおくれたり、不十分であったりする場合や、学校への不信感から保護者が学校からの説明や報告を受け入れられない場合が見られます。課題解決のためには、まず保護者と共通認識を持つことが大切であると考えます。

次に、特別な支援が必要な児童・生徒への対応につきましては、さまざまな困難が伴う場合もございます。児童・生徒の個別の課題に向き合うため、関係機関のアドバイスも受けながら保護者とも十分に協議を重ねておりますが、保護者の理解や協力を得るのに時間が大変かかります。学校は、適切な支援ができるよう、担当教員を中心に、また、時には管理職を交えて粘り強く取り組みを進めているところでございます。

ご指摘いただいた2点の課題の克服のためには、継続的な指導、学校全体としての体制づくり、保護者との円滑なコミュニケ

ーションが必要となります。また、教員が児童・生徒と信頼関係を構築できる学級経営力の向上も求められるところと認識いたしております。

教育委員会では、校長からの相談を受けとめ、教員の力量向上を図るとともに、今年度から非常勤職員化いたしましたスクールソーシャルワーカーも交えたケース会議を開催し、関係機関との連携を提案したり、保護者とのコミュニケーションがうまくいかないケースについては、府のスクールロイヤーへの相談を仲介したりするなど、学校支援に現在努めているところでございます。

なお、今年度、小中学校の生徒指導体制を強化する取り組みとして、問題行動への対応について、事案のレベルごとに、具体的にどう対応するか、関係機関とどう連携するかなどの参考資料づくりの研究を始めたところでございます。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、3回目、まず生産緑地のことから触れたいと思いますけれども、今、部長がお話いただきましたように、議員立法で都市農業振興基本法といったものが成立をいたしました。要は、なぜこの法律が出てきたのかということ、やはり都市の中で一定緑を確保していくといったことの重要性が今改めて認識されているんだろうなというように思います。特に摂津市の場合は、これはよく市長がさまざまなイベントで言われますけれど、山もない、谷もないということで、やはりどっちかということハードなまちなんですよ。その中に緑があると、ほっとするところがやっぱりあるんですよ。私も鳥飼地域に住んでおりますので、準工地域ということで、非常に倉庫等が多い中で、やはり一定緑が

あるというのは、ほっとするところもありますし、それは、もしこれがなくなっていくとなると、今思っている以上に、ああ、大きかったんだなということになるのかなというふうに思っています。一度この緑地がなくなってしまうと、もう二度と戻ることはないというふうに思っております。まず、そういった背景があるんだといったことをしっかりとつかんでいただいた中で、当然、今後、細かいポイントが出てくるのかなというふうに思っておりますし、どうもこれからは、自治体としての責務というか、役割もこの中で明確になってくるのかなというふうに思っておりますので、しっかりそのことを念頭に置きながら、確かにその買い取り申し出をそのまま受けていくといったことは難しいのかもしれませんが、ただ、しかし、生産緑地になったときの経緯があるわけですので、そこはやはり行政としてもしっかりとご説明をいただく中で、今の緑地は少なくとも守っていくんだといった姿勢で取り組んでいただきたいなということ、これは要望で申し上げたいと思います。財政的に難しいと言われると、なかなか私も返す言葉がございませんが、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それと、問題行動の点なんですけれども、次世代育成部長からご答弁を聞いておりますと、やはり少し遠慮ぎみなのかなと思うんですよ。要は、情報提供がおくれたり不十分だったりすることもあるかもしれないとか、あるいは学校への不信感があるかもしれないとか、保護者への円滑なコミュニケーションが必要なんですよというようなことがあるわけございまして、私は、学校としてしっかりと毅然とした態度をとっていただくところはとっていただきたいな

というふうに思うんですね。決して学校というのはサービス業ではないわけございまして、やはり子どもたちがしっかりと学んで成長していく場であるということを考えると、問題行動によって真面目な子どもたちが授業を受けられないと、しかも、保護者がその状況を認めようとしなないということについては、やはりしっかりと、学校だけではなくて、教育委員会としても毅然とした態度をとって臨んでいただきたいなというふうに思うんですね。

最後に、具体的な例を少し申し上げたいんですけれども、ある学校でいじめが起こったんですね。これも問題行動の一つだと思うんですけれども、そのときに先生が子どもと保護者を両方とも呼んだんですよ。で、そこでしっかりと説明されたんですね。すると、子どもは、先生にやはりきつく言われるもんですから泣いてしまったんですね。それに対して保護者が、先生、もういいでしょうと、この子、泣いているからいいでしょうというお話をされたそうなんですけれども、その先生は、いや、違うといったことで、保護者にも、その泣いている子どもにも、要はいじめている側ですよ、言ったそうなんです。何を言ったかという、君の涙の意味がわからんと。要は、何も悪いことしていないのにいじめられて、理不尽な思いをして流している涙と、先生に怒られて悔しいかしらんし、悲しいかしらんし、そこで流している涙と全然意味が違うんだよと、重みが違うんだよといったことをしっかりと説明されたそうです。これは昨年度の話ですけれども。そのことによって、そのいじめたお子さん全員、それぞれ違うところであると思いますけれども、全員保護者と一緒に呼ばれて、しっかりとそういったことを毅然とした態度をと

られて説明されたそうです。そのことによって、そのいじめはやっぱりおさまったそうなんですよね。やはり教師がそういった毅然とした態度で、保護者にも、当然、児童・生徒にもしっかりとした態度を示していくということで、私は、大きな問題、これは非常に解決できる可能性があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、皆さんの立場からするとなかなか言えないところもあるのかもしれませんが、ただ、しかし、何を大事にするのかということを見ると、やはり真面目に受けようとしている子どもたちのことをしっかりと大事にしていくといったことが一番にあるんだろうなというふうに思っておりますので、ぜひそういった態度でこの問題行動等にも当たっていただきたいなど。そしてまた、私も、これは非常に大きな問題であるというように思っておりますので、今後もそのことをしっかりと見ていきたいというふうに思っております、私の意見でございますけれども、申し上げます質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 最初に、大正川橋東詰交差点の押しボタン式信号機の設置についてお尋ねします。

長年にわたり取り組んできた課題の一つであります。昨年5月に改めて摂津警察署と現場立会するなど、関係機関と協議が進んでいるかと思いますが、その進捗状況、今後の見通しについてお聞きいたします。

2番目に、旧味舌・旧三宅小学校跡地の売却計画についてお尋ねします。

7年前に廃校になった二つの学校跡地に

ついて、本市は報告書をまとめ、売却を基本に進めていくとの方針を明らかにしました。その内容は、旧三宅小学校では53%の5,100平方メートル、旧味舌小学校では64%の7,600平方メートルを売却しようとするもので、大災害時の避難所としての機能は果たせなくなるものであります。この間、旧三宅小学校地域では、当時の地元自治会長はじめ、地区福祉委員長、同窓会会長、PTA会長連名で跡地活用の五つの要望書が提出され、今日まで毎年、夏の盆踊り、秋の体育祭、冬の防災訓練など、地域コミュニティの拠点として地域のきずなを深めながら活用されてきています。旧味舌小学校地域では、跡地の活用を考える会の皆さんが、この間、1万筆を超える存続と活用を求める署名を届けられています。こうした経緯を真摯に受けとめるならば、今回のような売却を基本とする計画案だけをまとめることにはならないだろうと私は感じます。

そこで4点お尋ねします。一つは、地域住民の存続し活用との願い、いわゆる民意についてどう捉えているのか。二つ目に、跡地活用について、地域住民と行政側が同じテーブルに立って話ができる協議会をちゃんと設置することについて。三つ目に、避難地がなくなっても構わないという計画であるが、災害対策についての認識について。四つ目に、地方自治体における公共施設の整備、老朽化対策に対する国の財政支援策との関係で、どう活用されようとしているのかについてお聞きいたします。

3番目に、今年度財政状況の見通しと市民の暮らし、第5次行革実施計画等についてお尋ねいたします。

新年度に入りまして3か月が過ぎようとしています。先ほども議論されましたけれ

ども、今回、吹田操車場跡地の一部が約6億7,000万円で売却されようとしています。これに加えて、昨年度の決算状況の全体像が一定判明していると思いますので、当初の予算を組んだ時点と比較して、今年度の財政的見込みを判断した上で市民の暮らしにかかわる問題について見直しすべきだという点と、そして、跡地売却に伴って確認したい問題について6点お尋ねいたします。

一つは、昨年度決算見込みからして、今年度、交付団体になるのかどうか、不用額はどうかなどを含めて、今年度の財政状況についての見通しはどうか。

二つ目に、第5次行革について、部長会レベルで計画表、ロードマップについて議論されてきていますが、決算見込みを踏まえた財政見通しなり、摂津市民の暮らしの実態についてどんな議論をされているのか。

三つ目には、第5次行革の中で、市民生活に関係の深い市単独扶助費について、高齢介護課、保健福祉課、障害福祉課、国保年金課の四つの課で19項目ありますが、それぞれの平成25年度決算額と利用者数について。

四つ目に、摂津市民の実態について、どんな認識を持っておられるのか。

五つ目に、吹田操車場遺跡、明和池遺跡など、歴史的にも重要な埋蔵文化財について、その展示施設の建設・誘致について。

六つ目に、吹田操車場跡地まちづくり全体として、今日時点での事業資金の収支見込みについてお聞きいたします。

以上、1回目です。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 大正川橋東詰交差点の押しボタン式信号機の設置についてのご

質問にお答えいたします。

大正川橋東詰交差点の安全対策につきましては、従来からその実現を目指し、変則的な交差点における歩行者横断の安全確保として信号機の設置は必要であると考えておりますことから、歩行者にのみ対応した押しボタン式信号機の設置に向け、取り組んでいるところであります。昨年5月に摂津警察署と現場立会を行い、協議したところでございます。その後、摂津警察署には、本年2月に書面をもって依頼書を提出し、要望しているところでございます。摂津警察署からは、現在、大阪府警本部公安委員会へ上申中であると回答をいただいているところでございます。

今後におきましても、摂津警察署と密に協議を行いながら、道路管理者である大阪府茨木土木事務所とも協議を行い、本市の交通事故防止のために、信号機設置に向け、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧味舌・旧三宅小学校跡地についてのご質問にお答えいたします。

両小学校跡地活用につきましては、既存校舎は、耐震性能、法的条件の観点から解体・撤去とし、恒久施設として残す体育館用地以外の活用用地は売却を基本に検討すると申し上げたところでございます。ただし、売却面積、時期につきましては未定でございます。今後、財政状況を勘案しながら、さらに条件等を整理、比較検討した上で決定することとなります。また、災害対策の観点から、当然、諸条件を勘案し、総合的に判断していく必要があるとも認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、必要なサービ

スを将来世代に確実につなげていくということが行政の大きな責務であります。民意につきましても大変重いものがございます。大切であるとの認識に変わりはありませんが、本市の財政状況や今後の社会情勢を考えた場合、そう簡単に存続し活用との願いにお答えできないのも事実でございます。また、現在のところ協議機関の設置は検討しておりませんが、今後とも皆様の意見を聞きながら、最終的には市民の代表である議会にお諮りしてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の整備、老朽化対策及び国の財政支援策についてでございます。

今後の人口減少等により、公共施設等の利用・需要の変化を踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置を実現するため、国は公共施設等総合管理計画の策定を要請しております。本市におきましても、平成28年度中の計画策定に向けて、庁内体制を含めて準備を進めているところでございます。なお、計画に基づき、当面の間は公共施設等の除却についての地方債の特例措置があると聞いておりますので、最大限活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、第5次行政改革についてのご質問でございます。

第5次行政改革実施計画では、中長期的な財政基盤の確立と、これからの行政を担う人材育成を柱としております。これは、市民の生命にかかわる医療や介護などの社会保障関連サービスを安定的に提供していくとともに、時代のニーズに応じた、また市民の暮らしの実態に即した新たなサービスを展開していくためのものがございます。

この考え方は、ロードマップの作成においても念頭に置いて議論しているところでございます。必要性のより高い行政サービスを適切に選択し、そこにあらゆる資源をシフトすることで持続可能な市政運営につなげ、ひいては、それが市民の暮らしを守ることにつながるものと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 吹田操車場跡地の売却益を含め、今年度の財政見通し等についてのご質問にお答えいたします。

初めに、普通交付税について、今年度どうなるかということでございますが、現在のところ交付・不交付が確定しておりませんので、この場でお答えできる資料は持ち合わせておりません。今後、決定いたしましたらご報告させていただけるかと思っております。

現在、平成26年度の決算の作業中ではありますが、実質収支につきましては、昨年度の剰余金、当初見込みのなかった普通交付税や事務の効率化等による不用額が生じたことにより、基金を取り崩すことなく黒字となる見込みであります。しかし、市税収入は、主要法人の業績向上、特別損失処理やたばこ税の大幅な減収もあり、当初予算を若干上回るものの、対前年度を下回る見込みとなっております。今後も、国の税制改正により大幅な減収が見込まれることから、厳しい財政運営が強いられると考えております。

吹田操車場跡地用地売却収入につきましては、今年度の収入として見込んだ場合には、一時的には基金残高が大幅に増加するものと思われまます。しかし、この収入はあくまでも臨時的なものでございますので、

今後見込まれる市税等の大幅な減収に対処し、安定的な財政運営のためには、歳入歳出の財政構造の見直し、中長期的な視点での財政基盤の確立、世代間負担の公平化と将来負担における健全性などの視点を持って取り組まなければならないと考えております。

摂津市民の実態についてということでございますが、平成26年度の個人市民税の納税義務者は約3万7,000人、総所得金額は約1,066億円となっており、リーマンショック以降、やや回復傾向にあるものの、平成21年度比では93.8%と、いまだ低迷している状況でございます。

一方、扶助費につきましては、平成21年度が約61億円、平成25年度が約85億円と40%近く増額となっており、平成31年度には100億円を超える見込みとなっております。我々といたしましては、行政改革を進め、増加する行政需要の財源を捻出し、限られた財源の中で効率的に市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

吹田操車場跡地まちづくり関連の収支でございますが、今回の売却収入が約68億7,000万円、支出は、土地購入費を含む周辺整備費で約23億円、市債発行に伴う利子償還額が約2億円となっております。今回のような土地売却収入分は、先ほども申し上げましたが、一時的、臨時的な収入でありますので、将来の財政負担を伴う支出に充当することは禍根を残すことになってしまいます。今後の財政運営を考えますと、既存の公共施設等の維持補修費のさらなる増加や将来の市民負担の軽減のための公債費の償還などに対応していくことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、将来、財政収

支が崩れることのないように、市民にとって必要な行政需要について十分検討し、健全財政を維持しながら行政水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 ご質問の第5次行革に係ります4課19項目の平成25年度の決算額と利用者数等についてお答え申し上げます。

まず、高齢介護課に関わります項目は、敬老金ほか13項目で、決算額は5,186万3,859円、対象者数は延べ3,542人でございます。

次に、保健福祉課に関わります項目は、原爆被爆者二世医療助成費で、決算額は66万9,855円、対象者数は7人でございます。

続きまして、障害福祉課に関わります項目は、福祉タクシー利用助成費ほか2項目で、決算額は1,634万6,090円、対象者数は延べ1,437人でございます。

最後に、国保年金課に関わります項目は、老人医療費助成の市単独分で、決算額は5,064万1,370円、対象者数は454人でございます。

以上、4課19項目の平成25年度決算額は、合計1億1,952万1,174円、対象者数は延べ5,440人となり、市一般財源は合計で1億958万5,433円でございます。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 吹田操車場遺跡、明和池遺跡など、歴史的にも重要な埋蔵文化財の展示施設の建設・誘致についてのご質問にお答えいたします。

明和池遺跡包蔵地内にごございます吹田操

車場跡地につきましては、発掘調査により、竪穴建物跡や数多くの土器片等が発見されております。これら埋蔵文化財は、郷土の歴史と文化に根差した歴史的遺産でございますことから、これまでに発掘現場の一般公開、市役所、コミュニティプラザ、公民館等での出土品の展示会を開催いたしております。また、操車場跡地整備中の防災公園を明和池公園と命名し、同公園内に明和池遺跡に関する顕彰板を設置するなど、その啓発に努めているところでございます。

議員ご質問の埋蔵文化財の展示施設につきましては、展示に供すべき土器等の出土状況、また、地区内の本市所有地の用途は既に決定していることなどを勘案いたしますと、現時点では専用施設の整備は難しいものと考えておりますが、今後開発が予定されております地域での発掘状況によりましては、吹田操車場跡地全体としての資料館設置を視野に入れて、吹田市をはじめ各関係団体に働きかけていくことが必要ではないかと考えております。

○渡辺慎吾議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問に入ります。

最初の押しボタン式信号の件でありますけれども、先日、20年前にこの場所で事故に遭われて、私どもが近くの民間病院にお願いして救急車を出動していただいた方が亡くなりました。毎回お会いしますと、これまでは早く改善してほしいということをおっしゃられました。ぜひ、いろいろ担当としても苦労されていると思いますけれども、何とでも今後一、二年で実現できるように取り組みを進めていただきたいということをお願いしておきます。

二つ目の小学校跡地問題であります。

4点お尋ねいたしましたけれども、大事な

ポイントである跡地に対する市民の願いに真摯に応えるという点では、市のスタンスは大変低いということで残念に思います。

そこで3点お尋ねしますが、2回目の答弁は副市長にお願いしておきますけれども、一つは、この間の市の対応について、市民団体から大きな怒りが広がっているという問題であります。これまで本市は、できれば売りたいくない、そのために努力をしてきたと、売却も選択肢の一つと言われてきました。そして、今回、コンサルタントに委託する時点で、既に売却を基本とする方針を固めていたのに、それを言わないでまとめたわけでありまして。こうした経緯について、かかわってきた市民の皆さんからは、自分たちを欺いてきたのじゃないかという批判の声が広がっているわけでありまして。本来ならば、いろいろ施策によっては態度変更があります。変更した時点でそれを申し上げて、同じ土俵で議論するのが当然だと思いますけれども、こうした経過について。同時に、この売却だけの案ではなくて、活用する案も含めて提示して議論に供するのがまともな行政の態度だと思いますけれども、こういう点を含めて、1回目、お願いいたします。

もう一つは、先日の市民団体との懇談会における発言問題であります。私、初めてこの場に参加いたしました。啞然といたしました。売却にも旬があると、今、売りどきだとも受け取れる発言を行いました。第2の夕張になったらどうするかという発言も行いました。ぱっとああいう場でこういう財政状況の問題について発言してわかりますか。売却しかないんだという説明をするためにこういう話をされたけれども、大変誠意がない対応だと感じました。行政としてちゃんとそういうことを納得させるには、

やっぱりそういう場を設置して議論を行うという土俵を設けるべきだと思いますけれども、そういう点では、改めてそういう協議会の設置について、同じ土俵できちっと行政の言い分も皆さんの思いも聞きながらまとめ上げていくという作業をぜひお願いしたいと思います。

先ほど、最終的に議会と議論して決めていくんだと、これは当然であります。この問題、10年前の12月議会、あの雪の降る日にこの廃止条例は可決されましたけれども、議会も大変でしたよ。あれから10年たちました。この間、両地域でいろんな方々が利用されて、いろんな取り組みをなされてきています。その中でいろんなきずなを深める活動を展開してきています。そうした思いに応じて、成果をまとめ上げて、その上でこの議会に上程する責任が僕は行政にあると思っています。改めてこの協議会の設置の問題についてどうお考えなのか、お聞かせをください。

3点目は避難地の問題であります。先ほど、総合的に判断していくんだという答弁でありました。私たちは、今、いつでも災害が起きてもおかしくない時代に来ています。災害対策では、避難地として、大規模災害時、両跡地で四千数百人を収容するんだという計画を持っています。しかし、一方では避難地をなくしていこうという計画を進めさせようとしています。これでいいんでしょうかね。両跡地についてどうしようとしているのか、市としてのスタンスをきちんと統一的に述べていただきたいと思っています。

次は財政問題であります。

私は、今年の財政状況の上に立って改めて暮らしを守るために頑張ってもらいたいと、第5次行革の中で少なくとも市民生活

の関連施策はここで一旦立ちどまって見直ししてほしいと思います。先ほども午前中、自民党の議員、公明党の議員もそういう話が出されました。

そこで、まず第1に、財政状況についての確認であります。先ほど総務部長は昨年の決算見込みは黒字だとおっしゃった。これに加えて、ちまたでは、年度当初、今年是不交付団体だからということで出発、予算組みをしましたが、交付団体になりそうだという話が舞い込んできました。これを前提にきょうはお話ししますが、そうしますと普通交付税が入ってきます。同時に、この10年間の臨時財政対策債、自治体の判断で何でも使える一般財源として組めますけれども、大体10億円とします。その上で、6年間の不用額の平均を見ますと1年当たり10億円なんです。これを含めると、全体で年度当初に比べてプラス方向で90億円を超えるお金が生まれてくるんですよ。これをどう活用するかが今問われていると思っています。最初にこの確認をしておきたいと思っています。

二つ目は、そういう前提のもとに議論しますけれども、そういう90億円を超える新しい財源が生まれていく状況のもとで、簡単にこの学校施設の売却をしていいんですかと、先ほど申し上げた第5次行革、何の手もつけないで進めていいんですかということが僕は問題になるだろうと思っています。先ほど市民生活の実態について答弁されましたけれども、2日前に、働く方の実質賃金、24か月マイナスという数字が出されました。これまでも何回も申し上げてきていますけれども、答弁では扶助費の問題について言及されたけれども、1997年度、一番高いときと比べれば、16年間の間に税金を納めている方々の年当たり平均所得

金額は74万円も減少しているわけです。これだけ今大変なんです。だから、先ほど4課について、扶助費の問題についてご答弁いただきましたけども、きちんと見直しをすべきだと思っています。最後に答弁された老人医療費助成制度については、昨年7月末に廃止をされました。最初の敬老祝い金から特定疾患福祉金も入れますと、市の持ち出しはわずか5,900万円、6,000万円前後なんです。この制度が大きな役割を果たしてきています。先ほど申し上げたように、90億円を超える財源が生み出されようとしているときに、計画どおりに市民が大事にしているこういう制度の廃止・縮小計画を進めていいんですかと、これが問われていると思っています。一旦ストップして見直すべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

もう一つは、これから中期財政見直しを立てていく関係で一つ検討していただきたいと思うのが、今回、こういう財政状況になりますので、ぜひ市民生活を守る財源枠というものをつくっていただいて、毎年1億円なり2億円なり、そういう形できちんと対応するというのも僕は可能だと思いますので、これは初めて提案しますので、現時点でのお考えだけ聞かせていただきたい。

最後に、埋蔵文化財の問題であります。これまでも市民の会として、両自治体をはじめ、循環器病研究センター、そして、先ごろ、近鉄不動産にもその申し出も行ってこられました。まちづくり全体から見れば、ほんの少しの費用で済むわけでありまして。ご答弁にあったように、これまで市長もいろんな場面でそういう方向で意見を出されたと聞いておりますけども、ぜひ埋蔵文化財の展示施設について、全体としてそれが

設置できるように、建設できるように、市長を先頭にして頑張っていただくようお願いしておきます。

以上で終わります。

○渡辺慎吾議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

答弁を求めます。副市長。

○小野副市長 また担当のほうからも話をすることもわかりませんが、ここに書いたものは持っておりません。今考えていることを若干申し上げたいと思います。

この一つ目の旧味舌・旧三宅の跡地の売却問題でありますけども、一番大きいのは協議会の設置をとということでありまして。そのお気持ちはわかります。しかしながら、それはやはり議会の中で議論をし、我々が示してやるべきものでありますから、その協議会の中であれをします、こうしますということ約束してやるものではないと。それは意見としては聞かせてもらいますが、最終的にはこの議会の中で決めるものであれば、その意見をここで言うべきだろうというふうに思っております。

それで、ただ、この学校の跡地問題というのは、これだけで解決はできないというふうに思っております。基本的には、これは、今、原則として売却をするということが基本姿勢ということは私も言いました。これを全部残すということになれば、これはそれでもって約束事として動くわけですから、やはりこれからの一番大事なことは、今年にロードマップを出すと言っています。この問題から始めなきゃいけないと思っています。それは何でかといいますと、野口議員もご存じのように、平成3年から平成9年の7年間で下水で約590億円使いました。これが平成17年にどん詰まりになったことなんですね。それから、平成18

年以降は、森山市長が出てきて、いわゆるたばこ税で今日まで来た。で、今回、7街区、8街区は68億7,000万円で売れた。それから、南千里丘については、用途変更によってコミプラと保健センターが無償でとれたと、これが今日までの全てであります。

だから、そういうところの中で考えますと、私が思っていますのは、担当にいつも言っていますのは、例えば平成17年が夕張ということを言うておどかしではないかという、17年なんですけど、このときの扶助費と人件費を見ますと、平成24年にまた100に伸びました。このときの扶助費は6.2伸びています。人件費は5.3下げました。すなわち、扶助費の増は人件費で賄われてきたんです、このときは。ところが、もうこれは通用しないとなりますから、野口議員にも私は申しあげましたように、私ははっきりと人員計画を出しますと、これから伸びるところはどこなのかということ。平成30、31、32年も出しますと申しあげました。

もう一つは、26年の10月に中期財政見通しを出していますが、私は、トータルプラン的にやっぱりもう少し早く26年度決算に基づく中身を出すべきだと思います。そういう点で、32年の数値は38億7,000万円の赤字。そういう格好で考えたら、68.7億円から15.5億円を差し引いて、53億円を見れば黒字は15億円になるやないかと、これはそのとおりのやと思います。ただし、さっき申しあげたように、今、扶助費の事業費が91億円であります。31年で多分100億円は超えます。すなわち、予算総額の3分の1は扶助費になります。これは間違いありません。したがって、私は、いま一度、人件費でもう一遍圧

をかけない限り、摂津市は危ないというふうに見ています。だから、そのことも全部出した上で、この小学校用地の問題も、言っておられるように、あれで持ちこたえられるのか、そうでもないのかということをはっきりします。したがって、そこだけをとらまえて議論をするということは、非常に私は無責任だというふうに思っていますから、私は、ロードマップは一遍全部出して、その上で、中期財政見通しと併せて、財政規律を保ちながら、どれからやるか、どれからやったらいいかということを決めたらいいと思っています。ですから、夏に出すロードマップを、ここでやりますということはまだ決められないと思います。いわゆる中期財政見通しももう一遍平成33年まで出して、それから人件費の問題も考えてみて、これも賛成、反対あると思います。それから、おっしゃっている単独扶助費問題も注目していますが、摂津市の個人所得は極めて悪いということ、それは知っています。それであれば、一体どの手を使うのかということも考えなきゃならないことはわかっています。したがって、私が言っているのは、もうここまで来たら、一度材料は全てトータルで出すと、その上で中期財政見通しも出すと、そして、議会とどの問題から先にやっていくかということを決めたらいいと私は思っています。その中に私は味舌問題もあるし三宅問題もあると。だから、私は、三宅・味舌問題だけを協議会をつくってここで議論して決めろということは、それは私は違うと思います。それはあくまでも議会で決めること。そして、そのところで決めたとしたら、それは議会軽視であります。あくまでも市の方針を出した上で、もう一度ここで議論をするということが正しいことであるわけです

から、そういう協議会はする必要はないというのが私の今の考え方であります。意見は聞きますが、そういうことはそうではないのではないかと考えています。

それで、今申し上げていますように、一番の問題というのは、今言っています扶助費がどう伸びていくのかということが、どこでどうやったら削れるかということが出てきますから、それと、一番考えてもらいたいのは、今年の税込169億6,000万円は、170億円を切ったのは平成3年以来24年ぶりであります。多分、これから165億円ぐらいで税収は伸びません。そのことを見た上で歳出をどう考えるかということで、170億円を切ったということは、あの平成17年の第2の夕張と言われたときの税収が172.4億円でありました。今年、169.6億円に落ちました。来年は165億円ぐらいになるかもわかりません。その上に立っていろいろ申し上げていますから、私は、もう一度申し上げます、7月か8月に全部一度行革のメニューは出す、定員計画も出す、歳入も出す。多分、私の考え方は、歳出の中には西の再開発は入れるべきだと思っています。これを逃したらもうできない。それから、もう一つ、きょう出ましたけども、道路補修予算であります。これは4月29日の自治連合会でものすごい言われました。道路補修予算、今、年間6,000万円か7,000万円と思います。僕は、これは、これこそ5年計画を立てても、また市民が困られるあれになりますから、これは入れなアカンと思います。それから、あした出てきますこの中学校までの通院問題、これは市長の考えを聞いておりますから、このような問題も考えたときに、今ここでこの問題だけではご辛抱願いたいと思いますから、

私は夏ごろに全て出すと、その中でご議論賜りたいというのが私の今の考えておることですので、何もむちゃをしようとは思っていません。思っていませんが、市民の所得も厳しい上に立って、ほんなら単独扶助費はどうするのかということはまだ決めておりません。学校の統廃合問題も、担当が厳しいと言うのは、私はそのことについては慎重に扱えということを示していますから、いろいろ申し上げましたが、いずれにしても、定員計画も出した上で、もう一度ここで議論をさせてもらう場を設けますので、そのときよろしくご願ひ申し上げたいということですのでございます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 ただいま、副市長がらるご答弁なされましたので、少しダブったりすることもあるかと思ひます。また、ご質問も多岐に及んでおりますので、若干漏れたりすることもあるかと思ひます。またよろしく願ひしたいと思ひます。

まず、もともと学校跡地につきましては売却を考えていたのに、それを隠して跡地を考える市民の会とずっと協議をしてきたと、これは不誠実ではないかというようなお問ひでござひます。我々は、最初からそういったことを考えていたとか、そういったことはござひませんで、我々は白紙の状態です直な気持ちでご意見は何っていたつもりでござひます。ただ、跡地を考える皆さんの民意、これは確かに非常に重いと思ひます。もともと教育的な観点とか財政的な観点を十分に勘案して、その結果として廃校となった経過を踏まえますと、大変民意は重いんですが、このまま残して市民のために活用していきましようというご要望は一定やっぱり私もわかります。しかし、年々、先ほど副市長も申し上げられました

ように、大幅に増加してくる扶助費でありますとか、子育て支援の充実、将来を見据えたまちづくりなどを考えますと、今すぐには申しませんが、やはり両校跡地は一部売却といったことも覚悟しておく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、避難地をなくしても構わないのかと、どう考えているんだというようなことでございます。旧味舌小学校関係の避難地につきましては、運動場がそれに当たるものと思いますが、旧味舌小学校の跡地を売却すると、その避難地がなくなってしまうので、その点どう考えるかというようなことだと思っております。やはり災害は、いつ、どのような形で、どのような規模で発生してくるかわかりませんので、避難地につきましても可能な限り確保しておかなければならないのはそのとおりだと考えております。したがって、旧味舌小学校の運動場部分を売却する場合については、それにかわる避難地を確保するよう全力で取り組んでいく必要があると、このことは私も非常に大切なことと考えているところでございます。

それから、総括的なご答弁になるかわかりませんが、市民の生活は非常に厳しい、要は暮らしは非常に厳しいんですが、そういったことを踏まえて行革なり市政運営なりをせよというようなご趣旨のご質問だと思いますけれども、市民の中には生活が苦しい方もおられることは確かに承知しております。昨年秋の日刊紙の報道だったと思いますが、夏休みを迎えると体調を崩す子どもたちがたくさんいる、それは、夏休みは給食もなく、子どもにおなかいっぱい食べさせることもできない世帯が増えているからだという趣旨のものでございま

した。一方で、第5次行政改革実施計画にも掲載させていただいておりますけれども、社会保障関係経費の見込みでは、扶助費や下水を除く繰出金の合計額が、平成25年度の99億9,200万円に対して、今後、平成31年ぐらいまでに年4億円余り増えていくというふうに考えておりますけれども、やはり行革の考え方としましては、より必要性の高い行政サービスを守っていくことであって、持続可能な市政運営につなげていきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○杉本総務部長 お話の中で、普通交付税について先ほどもご答弁申し上げましたが、もう少し詳しく申し上げます。

財政力指数が今0.99ということでございまして、全国的にも高いところがございます。よって、当初予算にも計上を行っておりませんし、最終の補正係数等による交付・不交付を決定されるのは7月中旬ということでございまして、現段階では不交付になるか交付になるかということはちょっと申し上げられないということでございまして、その中で、もし交付になったとして、90億円の財源があるのではないかとこのお話が出てまいりました。この今回の土地、また、昨年度の交付なりによる増収等は確かに非常に喜ばしいこととございまして、大きな金額であることは間違いございません。ただし、我々は、その前段に、先ほど副市長答弁にございましたけれども、288億円のいわゆる赤字地方債等々を持っておるといっても忘れてはいけないのではないかなと思っております。建設等に係るのを含めて約600億円の負債があるわけでございまして、こういったものでいえば、我々は、先ほど市民の生活を守る財

源としてということでおっしゃっておいりましたので、これについても、どういうものか具体的にお聞きしておりませんが、財政担当として思っておりますのは、経常的に要るものについて、こういう今回のような資金を使っていくということについてはどうかというふうにご検討をしております。まず借金を返済して、若い世代が将来にわたって将来負担を減らすということが財政を預かる者の使命ではないのかなと考えておりますので、野口議員の市民生活を守る財源としてというのが、またご提案等がありましたら検討させていただきますけど、基本的にそういうことで考えておることだけ申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 野口議員。

○野口博議員 時間がありませんので、最後も市長から答弁を求めておきたいと思っております。

いろいろご苦労されて、その一つとして、森山市長が市政を担当されて10年間で3割ほど借金も減らしてきました。そういう努力は一応認めるわけでありまして。ただ、自治体の一番の仕事は暮らしをしっかりと支えることであります。そのための財政政策をどう打ち出していくのかと。その過程で、今回は、お話ししましたように、当初予算の見込みに対して90億円近いお金が浮いてくるんだと、これを今必要なところに使ってほしいと、その上で、おっしゃっている今後の問題について、ちゃんと計画を立ててやってほしいということで僕は言っているわけでありまして。それで、たくさん言っていない。少なくともということと二つの問題を言っています。この二つの小学校跡地問題、このままでいくんですかという問題です。それと、金額も示しましたけ

ども、単独扶助費、市の持ち出しは約6,000万円ですわ。これを出せないんですかということで、そういう意味での見直しを最低やった上で、あとはいろいろ考えていただきたいということをおっしゃっているわけでありまして。

もう一つ、先ほど副市長は協議会の問題についていろいろおっしゃったけども、当然そうなんだけど、ちゃんとやっぱりいろんなことで頑張ってきているわけで、そういう思いを込めて受けとめた案をつくるために努力をすべきだと思っております。その結果を議会に上程することが僕は大事だと思っております。そういう点で、最後に市長のほうから総括的にご答弁を求めておきます。よろしくお願ひいたします。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 野口議員の3回目の質問にお答えをいたします。

かなり幅の広いいろんなご質問、副市長のほうから総括して答えたところでございますが、いつもと同じような答弁になるかもわかりませんが、私、市政を担当させていただいて11年目になります。そのときそのときのいろんな諸条件、運よく言っただけではありませんけれども、結果として追い風になって今日を迎えることができっております。

いつも言うことですが、私は経営者です。ある意味では、まちの経営者になるんですね。ここ二、三年のことだけ考えるならば、あんまりね。いつも言っていますが、来年50年です。また100年に向けてスタートを切るわけですが、やっぱりいつまでも持続可能な安全で過ごしやすいまちづくりを考えると、やっぱり慎重には慎重にならざるを得ないんです。いつも言っていますが、ご指摘いただくこと一つ一

つ、なるほどなということはいくさんあります。でも、今を見て、将来どうすべきかを考えると、はい、そうですねと言うわけにはいかないわけでごさいます、学校の話が非常に具体的なことをご指摘をいただいておりますけれども、私が市長に就任してすぐ一番初めの仕事が学校の統廃合でございました。それはそれは両方の関係者の皆さんと直接対峙して、もうそのことは十分体でしみております。売るな、売る、その以前の話でありまして、私は、まあ、いろいろ難しいこの時期を越えて今日まで持ちこたえられたなというのが自分の実感です。だから、前にも言いましたけれども、ここまでよう持ちこたえたなと言ってほしいなと、そういう思いもあります。

今回、7街区、8街区、予想以上の売却益が出るということでございますけれども、やっぱり私は、最初から念には念を入れ、慎重に慎重をきわめて財政等々に取り組んできた、で、今日、かなりの貯金もできて、借金も3割減って、財政力指数も大阪府下でもトップクラスの地位にある、こういう現実があります。でも、私はそのことを別に自慢も何もしてきたこともないし、当たり前前にやらないかんことですのでけれども、なぜ今こうしてそういう厳しい中で結果があるかといえ、そのときそのとき議会の皆さんと力を合わせて1次、2次、3次、4次と行政改革にしっかりと取り組んできたから、また今回もああいう、予期せぬと言ったら怒られますけれども、売却益も出たのではないかなと。だから、そのときそのとき野口議員からもご指摘をいただいていることに真摯に耳を傾けながら、で、最大公約数をお互いに見つけてきたから、やっぱりこうして追い風が吹くのではないかなと思っています。

そういう意味で、前から言っていますけれども、今、国は、国の論理で1,000兆円の借金を抱え、どんどん制度の見直しをやってきますが、地方のことなんか恐らく聞いていないと思います。私の長い間のこの政治感覚から言いますと、どうも20万から30万の中核市を対象にいろんな見直しをやってきているように思えてならないんですね。そういう意味からいうと、摂津市のような10万未満のまちは、財政的にもマンパワーもしっかりと押さえておかないと、とんでもないことになってしまうのではないかな、そんな思いもあります。

そういうことで、今後ご指摘の点を踏まえながら、第5次行政改革もただ切りやええというようなものではない。朝も言いました。どうしてもスクラップのほうばかり目が行くけれども、ビルドのほうにもしっかりと目を向けられれば、今回の売却益の還元にもつながるのではないかと申し上げました。

それから、遺跡の話ですね。これも再三出ますけれども、答弁しておったと思えますけれども、関係者、吹田市、これからそれぞれで開発されるわけでありまして、また、それぞれが調査をされるわけでありまして、どういう結果が出てくるかわかりませんが、私は軽くは見ておりません。その一つのあかしとして、あの広大な防災公園、安全・安心の拠点、あの防災公園の名前をつけるときに、千里丘公園でもよかったかもわかりません。私は、あそこへ名前を、あの場所ではないかもわからないけれども、明和池公園という公園になるんですね。これは、やっぱり何とかして後世に、ここにそういう遺跡があったということを知っていただく最大の私のある意味の取り組みなんですね。思いがあります。

そんなことで、一つ一つのご指摘をしっかりと踏まえて、全庁あげてしっかりと取り組んでまいりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺慎吾議長 野口議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後5時11分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 渡辺 慎 吾

摂津市議会議員 安 藤 薫

摂津市議会議員 野 口 博

# 摂津市議会継続会会議録

平成27年6月26日

(第3日)

平成27年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年6月26日(金曜日)  
午前9時57分開議  
摂津市議会議場

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	杉本正彦	生活環境部長	登阪弘
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	前馬晋策	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	樋上繁昭		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹
------	------	-------	------

## 1 議 事 日 程

- 1,
  - 一般質問
  - 安 藤 薫 議員
  - 東 久美子 議員
  - 中 川 嘉 彦 議員
  - 森 西 正 議員
  - 増 永 和 起 議員
  - 弘 豊 議員
  - 上 村 高 義 議員
  - 南 野 直 司 議員
- 2, 議 案 第 4 1 号 平成 2 7 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 1 号)
- 議 案 第 4 2 号 平成 2 7 年度 摂津市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)
- 議 案 第 4 8 号 摂津市 家庭的 保育 事業 等 の 設備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 の 件
- 議 案 第 4 9 号 摂津市 立 集 会 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 の 件
- 議 案 第 5 0 号 摂津市 介 護 保 險 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 の 件
- 3, 議 案 第 5 1 号 工 事 請 負 契 約 締 結 の 件
- 4, 議 案 第 5 2 号 工 事 請 負 契 約 締 結 の 件
- 5, 議 案 第 5 3 号 財 産 の 処 分 の 件
- 6, 議 会 議 案 第 6 号 摂津市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 制 定 の 件
- 7, 議 会 議 案 第 7 号 地 方 単 独 事 業 に 係 る 国 保 の 減 額 調 整 措 置 の 見 直 し を 求 め る 意 見 書 の 件
- 議 会 議 案 第 8 号 認 知 症 へ の 取 り 組 み の 充 実 強 化 に 関 する 意 見 書 の 件
- 議 会 議 案 第 1 0 号 東 日 本 大 震 災 の 被 災 地 復 旧 復 興 支 援 に 関 する 意 見 書 の 件
- 議 会 議 案 第 1 1 号 子 ど も の 貧 困 対 策 の 強 化 を 求 め る 意 見 書 の 件
- 議 会 議 案 第 9 号 農 林 水 産 業 の 輸 出 促 進 に 向 け た 施 策 の 拡 充 を 求 め る 意 見 書 の 件

---

### 1 本日の会議に付した事件

日程 1 から 日程 7 まで

(午前9時57分 開議)

○渡辺慎吾議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、上村議員及び木村議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 おはようございます。

順位に従いまして一般質問を行います。

初めに、子ども医療費助成制度の拡大についてです。

私ども日本共産党は、入・通院の医療費助成を中学校卒業まで所得制限なしで行うよう、これまでも求めてまいりました。その早期実現に向けて3点質問したいと思います。

第1に、所得制限についてです。昨年9月、通院医療費の助成制度の対象年齢は拡大されましたが、新たに対象となった小学生には所得制限が導入されました。摂津市の子ども医療費助成制度では、平成13年7月に所得制限を撤廃して以来13年ぶりのことです。申請状況や認定の状況など、どうなっているのか、お聞かせください。

第2に、大阪府内各自治体の通院医療費助成の実施状況について。

第3に、市長も昨年、でき得るならば実施したいとおっしゃった中学校卒業までの拡大に必要な財源について、所得制限あり・なしで、それぞれの見込み額についてお答えください。

次に、JR東海新幹線鳥飼基地の地下水汲み上げ問題についてです。

地盤沈下の未然防止のために交わされた環境保全協定を守り、地下水汲み上げ計画の撤回をJR東海に求めた裁判のさなか、

井戸掘削工事を強行したJR東海が大量の地下水を既に汲み上げていたことが明らかになってきました。もしこれが本当なら、JR東海の企業姿勢が問われる極めて重大な問題だと思えますが、その実態をどのように認識し、対応されようとしているのか、お聞きしたいと思います。

三つ目に、旧市営鳥飼野々団地跡地でのコミュニティセンター構想についてです。

旧市営鳥飼野々団地が解体されてから2年半がたちました。跡地は、南半分が売却され、北側の約2,400平米の土地はコミュニティ施設の予定地として残されています。別府のコミュニティセンターを先行されてきましたが、鳥飼野々団地跡地の施設の建設の計画について、進捗状況をお聞かせいただきたいと思えます。

1回目は終わります。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 おはようございます。

それでは、子ども医療費助成のご質問についてお答えいたします。

昨年度、平成26年度に改正いたしました年齢拡大の申請状況につきましてご説明申し上げます。

拡大対象となりましたのは4,057人でございました。うち申請者は3,952人というような状況で、全体の97.4%の方から申請をいただいたというような状況になっております。うち、医療証をお渡しした方が3,728人、所得超過の方が218人、未申告で保留の状況の方が6人ということになっております。医療証をお渡しした方は拡大対象の91.9%の状況でございます。

昨年の制度改正に当たりまして、ホームページや広報紙でのPR、医療機関等での

ポスター掲示、拡充対象者全員への申請書の送付、小学校を通じたプリント配布などを行い、また、未申請者の方に対しては、改めて申請を促すような文書を送付しているような状況でございます。

また、当初、未申告の方、保留の状況の方が36名でございましたが、税申告の必要性をこちらのほうからご説明し、個別に文書も送付をいたしました。先ほども申しましたが、年度末には6名の状況になっているところでございます。

次に、平成27年4月時点での大阪府内の助成状況についてご説明申し上げます。

中学校卒業までの団体が18団体、うち所得制限なしが14団体、小学校卒業までが本市を含めて13団体、うち所得制限なしが11団体、小学校4年生までが2団体、小学校3年生までが7団体、就学前までが3団体というような状況でございます。

最後に、拡充に要する財源につきまして、小学生と同様の所得制限を設けた場合、約3,500万円の財源を想定しております。また、所得制限を設けない場合は、小学生の所得超過分も合わせまして、さらに1,200万円、計4,700万円の財源が必要になると見込んでいるような状況でございます。第5次行革の確実な遂行が財源の確保につながり、制度改正につながっていくものであるというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 JR東海の地下水揚水試験の実態についてのご質問にお答えいたします。

新幹線鳥飼基地井戸掘削差し止め訴訟の第3回口頭弁論が5月22日に大阪地裁で開廷されましたが、その直前に、JR東海

から本市弁護団に弁論準備書面が送付されてまいりました。その内容は、平成27年2月から3月にかけて揚水試験を実施し、揚水量を段階的に増やし、井戸2本で最大毎分1,694リットルの地下水を汲み上げた結果、地盤沈下が生じるおそれはないと結論づけております。この揚水量は、日量2,440立米に相当し、JR東海の地下水利用計画である日量750立米を大幅に上回る揚水量であり、しかも、地盤沈下を引き起こした旧国鉄時代の汲み上げ量に相当いたします。

当日、本市弁護団から、口頭ではございますが、揚水試験について強く抗議いたしたところでございます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧市営鳥飼野々住宅跡地の公共施設構想についてのご質問にお答え申し上げます。

ご承知のとおり、昨年12月に、まち・ひと・しごと創生法が施行され、日本全体の大きな問題である人口減少を抑制するべく、全ての自治体で総合戦略の策定が要請されているところでございます。この総合戦略では、日本の将来を担う子どもに焦点を当て、子育て世代を支援する取り組みについても求められているところでございます。一方で、人口減少が進む中、自治体が抱える公共施設全体のあり方についても並行して検討していく必要があると考えております。

本年第1回定例会代表質問におきまして、新たな施設を整備する場合は、市が保有する公共施設の配置状況を総合的に見直すことや、その中で、子どもの視点についても取り入れることを検討する旨、市長から答弁させていただいたところでございます。

まだ具体的な検討には入っておりませんが、ただいま申し上げましたように、今後の人口減少社会を見据え、公共施設全体のバランスや将来を担う子どもの視点等を勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2回目の質問に入ります。

子ども医療費助成制度の拡大についてです。

今、お話がありましたように、所得制限の導入によりまして、所得超過の方が218名、所得未申告、36名から努力をしていただいて6名には減ったものの、6名の方、そして、申請そのものをされていない方がいらっしゃいます。4,057名が全体ですが、3,952名の方が申請をされたということです。差し引きすると105人の方が未申請だということになっておりますので、今回、13年ぶりに設けられた所得制限によって、ほかの年齢層では全ての子どもたちがこの制度を受けられますが、所得未申告、それから申請そのものをされていない方、所得超過の方がこの制度を受けられなくなっています。所得の超過の方はともかくとして、所得未申告、それから申請されていなかった105名の方の中に、本来、申請すればこの助成対象となる児童・生徒はいるのかどうか、把握ができるのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

それから、府内の自治体の実施状況についてもご報告いただきましたが、ここ数年、各自治体競うように、所得制限なし、対象年齢の拡大が進んでおります。大阪社会保障推進協議会の調べでは、今年度中に、今お話しいただいた18団体の上にさらに5団体が中学校卒業まで拡大される予定とさ

れている、さらに2団体が高校卒業まで拡大をされるということで、大阪府内では中学校卒業まで以上の助成対象としている自治体は25団体、58.1%に達しております。全国はさらに進んでおりまして、中学校卒業以上までを対象としている自治体、厚労省の資料で、昨年2014年の4月1日現在であります。65%と、数年前と比べても飛躍的に拡大をしています。本来、住んでいる場所によって子どもの医療費負担が異なるということ自体問題で、国の責任が改めて問われるべきではありますが、自治体独自の努力でこれほどまでに充実が図られてきている背景、理由について、どのように捉えておられるのか、お聞かせいただきたい。

また、摂津市では、所得制限が導入されて、対象年齢も小学校卒業までと、これまで努力をしていただいている部分は評価をいたしますが、足踏みもしているという状況にあると思います。枚方市では、国の新交付金の地方創生先行型、約1億5,000万円を活用して、この12月から中学校卒業まで拡大をされると聞いております。各自治体がそれぞれ子育て支援策の柱として拡大の努力をしていると思います。中学校卒業まで所得制限なしで拡大するには、今お話がありました4,700万円必要だということで、児童福祉費の総額予算からすれば1%に満たないお金とも言えます。今や子育て支援策の柱として各市が積極的に取り組んでいる制度において、せめて全国標準、大阪府内標準に押し上げるためには、必要不可欠な予算だと思います。子育て支援は若い世代の定住化政策にも合致するものだと思いますが、その点の見解を副市長に求めたいと思います。

続いて、JR東海新幹線基地地下水汲み

上げ問題です。

本当に重大な問題だと思えます。もう少しお聞きしたいと思えますが、計画水量750トンの3倍以上の2,400トンもの水を汲み上げておられたと。汲み上げたからには、これはどのように活用されて、どのように排水されたのか。当然、水の排水場所が必要となってきますが、関係機関への事前協議、もしくは通知などがされていたのかどうか、改めて今後どのように対応されていくのかについてお聞きしたいと思います。

三つ目の市営鳥飼野々団地跡地の件です。

子どもの視点でということ、この間、何度もご答弁をいただいておりますが、子どもの視点で児童センターというものを私どもは強く要望してまいりました。いずれにしても、新施設の建設・設置に向けて、近隣の公共施設の再編・統合などの議論が必要になってくるということです。自治会活動を支えている集会所、鳥飼の地域では図書センターや公民館など公共施設が点在しております。それぞれ役割があって機能しているものであります。統合再編、配置見直しについての議論を否定するものではありませんが、その検討というのは、やはりしっかりと自治会や老人会、子ども会、学校、PTA、青少年指導員などなど、地域の社会を構成し、支えている住民の声をしっかりと事前に聴取して、新施設が地域にとって、これまでの施設の代替組織ではなくて、新たな役割を果たしていくものとして活用できるような施設にしていくことが必要だと思いますが、その点の地域との協働の働きかけについてどうお考えになるか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 子ども医療費助成に関

します2回目のご質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたが、昨年度、制度改正後、さまざまな方法で所得制限の内容も含めて制度改正の内容の周知を行ってまいりました。ホームページや広報紙の掲載、病院などへのポスター掲示、対象者個別への通知、学校を通じてのプリント配布、さらに、未申請者の方には個別再通知等々を行ってきたところでございます。

このような各種制度の内容につきまして、今申し上げました全ての事柄に対しまして申告が要するということの説明もし、窓口にお見えのときに、未申告の状況であれば、申告をしていただく趣旨についてもご説明をいたしているところでございます。

そのような取り組みが、先ほど申しました、申請者が97.4%の状況になり、また、未申告の方が6名というようなところまで至っているのかなというふうに理解をいたしております。

ご質問にありました申請のない方の状況でございますが、議員もご存じのように、本人同意がございません状況で税の確認ができない状況でございます。個々の税状況が把握できない段階で、それぞれの方が所得制限内にあるのかなのかということ判断するということは、担当としては判断できない状況になっております。

○渡辺慎吾議長 副市長。

○小野副市長 所得制限の導入というのは他市の流れから逆行しているのじゃないかということでのご指摘でございます。

市長も答弁いたしておりますように、子ども医療費助成の対象年齢の拡大というのは、人口減少の解消に向けた時代のニーズに応じたサービスということは承知をいたしております。この流れはそういうことだと思っています。そして、所得制限そのも

のは、43市町村中、本市を含めて4市、5市程度になっているんじゃないかと、このことも承知はいたしております。それで、きのうも答えておりますように、ロードマップで明らかにしたいとは思っております。

それで、私どもが今日まで議論してきたのは、ご存じのように、単独扶助費が摂津市はやはり府下ナンバーワンであるということの事実は、これは否めない事実でございます。その中で、これは23年度決算を見ているんですが、うちは1万9,200円、市民一人当たり、これは断トツ1位であります。ところが、隣の茨木市は1万800円、高槻市は7,600円です。そういうことを考えてまいりますと、この単独扶助費問題をどう考えるのかということ、やる、やらないは別にしまして、これは議論をしなければならないところに来ていると思います。

それで、このロードマップを出すときに、この状況を見た中で、例えば、きのうも言っていますこの23年度の平均所得は、摂津市は43市町村中で35位、294万9,000円、箕面市が1番、箕面市、吹田市、豊中市、池田市が4番まで、6番目に茨木市、7番に島本町、高槻市は12位となっています。このこともやっぱし承知はいたしております。したがって、ロードマップの中でどういう形を出すのかということについては慎重にやりたいと思っております。だから、単独扶助費は非常に上回っておりますので、ここを削ってこの4,700万円を出すということは、そういう考え方で全て持っていくつもりは今は持っておりません。

その上で、私が今注目するのは、7月に出すときに、例えばイベントについてはすごいボリュームがございます。そこに出てくる職員の超勤、それからイベントの準備

期間を全て調べております。そういうところを、もしも整理・統合ができるのであれば、そこから財源が出てくることは間違いございません。だから、そういう一つの視点を一遍もう一度見た中で、単独扶助費が府下ナンバーワンであることの実実はそうではありますが、そのことを見ながら、そういうところを考えながら整理して、7月には一定の方向をお示ししたい。もう府下の流れは十分承知をいたしております。しかしながら、この場面で、所得制限をやめますとか、どうしますとかいうことについては、今直ちには申し上げられません。申し上げられませんが、その方向性については十分承知した上で、7月のロードマップでどの辺からさわっていくのかということも含めて議論をさせていただくということのお約束はしたいというふうに思っております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 揚水試験の後、地下水の排水はどうなっているのかについてのご質問にお答えいたします。

揚水試験で多量の地下水を汲み上げている以上、どこかへ排水されているものと考えられます。その際、排水先が本市の公共下水道であるなら下水道事業課、水路へ直接排水しているなら水路管理者とそれぞれ事前に協議が必要となってまいります。しかし、協議があった情報はございません。

本市といたしましては、3万5,000名を超える井戸の掘削中止を求める署名が集まり、かつ、係争中のため井戸掘削工事は中止すべきであると意見陳述したにもかかわらず、本市に事前通告もなく計画の3倍を超える地下水を汲み上げ、さらに、汲み上げた地下水の排水について、関係機関と一切協議がないことは、極めて不誠実な

行動であると考えております。このため、  
今後は、関係機関と協議を行い、書面で抗議を行ってまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 市営鳥飼野々住宅跡地の2  
回目のご質問にご答弁申し上げたいと思  
います。

市営鳥飼野々住宅跡地の周辺には集会所  
などの公共施設がございます。ご指摘のよ  
うに、施設の再配置や統廃合以前に、まず  
もって、それぞれの施設が、現在、地域で  
果たしている役割とか果たすべき役割、現  
状抱えている課題、問題といったものを総  
合的に評価・検証していくことが必要であ  
るというふうに認識しております。

また、地域における公共施設は、地域住  
民との連携が欠かせないものであり、利用  
される地域住民の声を聞くことも重要であ  
ることは十分認識しております。また、こ  
れまで、議会でも安威川以南の公共施設に  
つきましてはいろいろご提案もいただい  
ております。それらの点も踏まえながら、旧  
市営鳥飼野々住宅跡地の施設のあり方につ  
いて検討を進めてまいりたいと考えており  
ます。

なお、市民の意見につきましては、集會  
所もございますので、地元自治会でありま  
すとか、ご指摘のとおり老人会のご意見な  
どもまずは聞いてまいりたいと、このよう  
に考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 子ども医療費助成についてで  
あります。

今、保護者、市民の多数からも、この間、  
何度も署名などが届けられております。一  
日も早く中学校卒業まで所得制限をなくし  
てほしいという声が多数届いております。

何度も申し上げますが、全国多数の自治体  
において、今や子育て支援策の大きな柱と  
して位置付けられていて、自治体の子育て  
支援の審査のバロメーターとも言えるよう  
な状況になってきているというのも実態で  
はないかと思えます。

未申請とか所得未申告、今、さまざまな  
子育て世代がいろいろな問題を抱えておら  
れる世帯も多いとお聞きしておりますが、  
いろいろな事務手続きが困難なご家庭があ  
る中で、本来受けられる方が控除されかね  
ないような所得制限というのは、そもそも  
やはりこういった子育て支援策にそぐわな  
いのではないかなと改めて思います。副市  
長からもお話がありましたが、来年度当初  
からこの制度実施ができるよう、中学校卒  
業まで所得制限なしで進めてもらうように  
強く要望しておきたいと思えます。

新幹線基地の問題ですけれども、先般、参  
議院の国土交通委員会でも我が党の辰巳孝  
太郎参議院議員が取り上げました。太田国  
土交通大臣も地元への丁寧な説明が必要だ  
とおっしゃいました。今のJR東海の姿勢  
というのは、こういったこともきちんとで  
きていない、それどころか、通告もせずに  
反社会的なやり方をやっていると言わな  
ければならないという点で、改めて国交省を  
含めたあらゆる機関に働きかけを求めてい  
っていただきたいと要望しておきたいと思  
います。

鳥飼野々の団地後のコミュニティセンタ  
ー構想についてですけれども、しっかり地域  
の皆さんの声を聞いていただくということ、  
それから、やはり安威川以南に児童センタ  
ーを、何度も申し上げてきましたけども、  
ぜひ検討に入れて具体化を進めていって  
いただきたいということを強く要望して質問  
を終わりたいと思えます。

以上です。(発言終了のブザー音鳴る)

○渡辺慎吾議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 初めに、地域防災についてお尋ねします。

きょう、朝から雨が降っておりました。それでも、イメージどおりの梅雨の雨で、ほっとしています。ただ、気象が本当にゲリラ豪雨というような言葉が出るほどに厳しくなっておりますので、このことについて一番最初にお尋ねさせていただきます。

連日、災害に関する報道が行われており、市民の皆さんにとって防災は命にかかわる大変関心の高い課題であると思います。既に本市では摂津市地域防災計画が作成されており、平時から危機管理を怠りなくされていると思います。ただ、竜巻、突風、ゲリラ豪雨による被害など、一般の人には想定できない多大な災害はどこの地域でも起こり得るので、常に防災計画は更新され続けるものと捉え、災害対策の取り組みについてお伺いいたします。

災害から身を守るのは正確な情報です。情報を市民に伝える方法の一つで、メッセージボードつき災害対応自動販売機が全国で数千台設置されています。本市もこの自販機が設置されているということです。設置状況、活用方法、メッセージボード発信方法についてお聞きします。

また、大規模災害に対する事前対策として有効とされるタイムラインがありますが、本市の取り組み状況はどのようなものですか。

2点目に、生活困窮者自立支援制度についてお尋ねします。

生活困窮者自立支援制度については、平

成25年12月13日公布、そして、平成27年、この4月1日施行となったものです。社会福祉事務所を設置している自治体に総合的な相談体制を整え、困窮者ごとの支援計画を作成すること、住宅支援、この2点が義務付けられております。ワンストップの総合窓口が設置されたことが特徴で、どこに相談に行けばよいのかわからない、困っている人がこの窓口で受けとめられることで、少しでも早く解決策につなげやすくなると思います。ただ、就労や学習支援などは自治体の裁量に委ねられ、財政の厳しい自治体には課題が大きい制度になることも考えられます。今年度の4月から施行されておりますので、支援に対する体制、市民への周知をどのようにされたのか、相談件数と内容、どのような支援をされたのか、お伺いいたします。

3点目、小中学校教育課題への取り組みについてです。

初めに、中学校給食についてお尋ねします。

今年度の6月からデリバリー方式選択制中学校給食が市内中学校5校で始まりました。摂津市広報6月15日号では、中学校での給食の様子が広報紙1面に大きく掲載されておりましたので、多くの方がご覧になったことだと思います。

私が所属している文教常任委員会では、中学校給食実施前に工場見学や試食を行い、給食がどのようなものか確認しております。中学校での給食が始まるまでは、配膳時に給食を申し込んだ生徒が直接配膳室に行くことでの混乱や、給食の量的な過不足についても、実際どうなるのかと思っておりました。ただ、それも、広報の記事や、全ての学校ではないのですが、実際に学校での様子を聞くと、大きなトラブルもなく、

よいスタートができたように聞いております。

現時点では、給食申し込み登録数と給食予約数は大差があるとのことですので、喫食率が低いことは今後の中学校給食の取り組みにも影響があると思います。中学校の状況についてお答えください。

学力について、学力にかかわってですが、次に、学校の教育課題である学力向上の取り組みについてお聞きします。

今年度は、小学校1年次の学力定着を確認するためとされた小学校2年生のシユアスタートをやめ、学年を拡大し、6年生まで学力定着度調査が実施されますが、学力向上、学力定着に向け、どのような取り組みを行うのか、お聞きします。この新たな学力定着度調査に向け、小学校2校をモデル校とし、人的配置を行うとのことですので、モデル校での取り組み内容、規模についてお聞きします。

以上です。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 メッセージボード付きの災害対応型自動販売機についてお答えをいたします。

この自販機は、平成18年に災害時における飲料の提供協力に関する協定書をコカ・コーラウエスト株式会社と締結し、市内の避難所であると鳥飼体育館、安威川公民館、旧三宅・味舌両スポーツセンターと市民文化ホールの5か所に設置しております。庁内のパソコンにより、インターネットを通じて、遠隔で各施設ごとにメッセージを流すことができる仕組みになっており、災害時の緊急情報の発信として、避難勧告や避難指示等や、避難所でのお知らせなどのメッセージを提供することが可能でござ

います。

次に、タイムライン、いわゆる防災行動計画でございますが、これについてお答えをいたします。

タイムラインは、2011年にアメリカのハリケーン災害への事後検証制度に基づき考え出されたものでございまして、災害発生前から、住民、自治体、政府が迅速で的確な対応をとるため、いつ、誰が、どのように、何をするか、あらかじめ明確にしておくもので、国土交通省、三重県紀宝町や東京都大島町でも導入されております。

本市では、タイムラインの策定は行っておりませんが、昨年修正を行った地域防災計画では、災害対応を行う各班の役割を24時間以内、3日以内、1週間以内の時系列に規定いたしております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 4月以降の生活困窮者自立支援制度の状況についてのご質問にお答え申し上げます。

本年4月から生活支援課内に生活困窮者自立支援の相談窓口を設置し、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3名体制で実施いたしております。相談窓口の設置につきましても、市の広報やホームページでお知らせをいたしております。

制度が始まってから2か月余りではございますが、相談件数は、4月は22件、5月は17件で、主な相談内容は、複数の項目ではありますけれども、収入や生活費に関することが22件、病気や健康、障害に関することが16件、家賃やローンの支払いに関することが13件、仕事探し、就職に関することが8件となっております。

一つの相談の中には、さまざまな困窮要因がうかがえますので、複合的な課題を幅

広く受けとめ、課題解決に向けた助言や専門機関へのつなぎ、住居確保、給付金等の必要な支援を行ってまいります。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 中学校給食につきまし  
てのご質問にお答えいたします。

中学校給食の開始に当たりましては、制度を周知するに当たりまして、昨年12月から今年3月にかけて、保護者説明会、試食会等を各中学校で実施いたしました。説明会におきましては、中学校給食の概要や予約システムの利用方法などを中心に説明を行い、一人でも多くの方にまず利用申し込み登録をしていただくことが重要であると考え、提出の呼びかけを行ってまいりました。

現時点での登録者は、全体の約55%の方が登録をいただいているというような状況になっております。開始後3週間を少し過ぎたところでございますが、開始後3週間の平均喫食率におきましては、約6.1%というような状況になっております。

次に、配膳室の状況でございます。受け渡しにつきましては、業者の配膳員の方が、生徒の氏名、学年、クラス等を確認した上、配付をいたしているというような状況でございます。学校管理職、あるいは生徒指導の教諭の方々が中心になり、複数の教職員に立ち会っていただいているような状況もございます。その中で、生徒の流れなどを確認しながら対応しているところがございますので、特に混乱なくスムーズなスタートが切れた状況でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 それでは、学力定着度調査など、今年度の学力向上の取り組み

についてのご質問にお答えいたします。

国や府が実施するものも含めまして、学力調査は、児童・生徒の確かな学力の定着を目指し、各校の学力向上の取り組みを検証するものと捉えております。今年12月に、小学校2年生から6年生を対象に学力定着度調査を実施いたしますが、この調査につきましても、各校の学校経営計画に示した取り組みの検証をしていくものでございます。

また、各校では、基礎的な知識、技能の習得と定着のため、宿題や補充学習の見直しを図るとともに、児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ態度を養うため、外部講師を招き、教員の授業力向上のための校内研修を実施するなど、指導方法の工夫改善に努めてまいります。

教育委員会では、各校の取り組みの進捗状況を把握し、研究授業へ指導主事を積極的に派遣するとともに、重点校として小学校3校に教育課程研究を委嘱し、大阪府教育委員会から学力向上に係る指定を受けた中学校3校と併せて、取り組みの成果を発信し、成果の共有を図ってまいります。

さらに、小学校2校をモデル校として、宿題や補習用の教材プリントを効率よく作成する教材データベースの活用と、児童が取り組んだプリントの採点や提出状況をチェックする人材として、学習プリント活用補助員の配置を行い、学んだことの復習を習慣づけ、学習内容の定着を図ってまいります。

5月に業者選定と学習プリント活用補助員の選考を行い、現在、モデル校では、校内の学力向上担当委員会において、データベースの内容把握に努め、効果的な活用方法を検討し、研修等を企画しているところでございます。なお、モデル校2校は、い

いずれも通常学級12学級の規模の学校でございます。

これらの取り組みについて、進捗状況の把握と情報発信に努めるとともに、効果のある取り組みの共有化を図ることで、児童・生徒の学びへの意欲が高まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 東議員。

○東久美子議員 2回目の質問をいたします。

地域防災について。

昨年度、女性専門部会を開催されました。傍聴して、活発な意見が交流された会議と記憶しております。その会議での意見などを防災計画に反映されたと思いますが、どのようなものか、お聞きします。

続いて、生活困窮者支援制度についてお尋ねします。

この制度は、支援を必要とする人が適切な情報を得られるよう、市の広報やホームページだけではなく、さらに今後、周知の方法を検討されることを期待しております。

2回目の質問として、この支援事業の一つである子どもの学習支援事業への取り組みについてお聞きします。

3番目ですが、小中学校教育課題への取り組みということで、7月の6日の月曜日には、文教常任委員会を中心に中学校の給食の様子を視察に行く予定です。当日のメニューはカレーですので、多くの生徒が好むメニューでもあり、喫食数が多くなっているのではないかと楽しみにしています。

小学校の給食では、学級の雰囲気によって完食する児童が多くなります。楽しく食べられる環境が大切です。中学校給食も、デリバリー弁当を広げる生徒が多くなると食べやすくなり、喫食率も高まるかと思えます。喫食率を上げる取り組みについてお聞きします。

学力向上について質問いたします。

摂津市の教育なのですが、医療に例えると、痛みがあるなど悪い箇所の治療を進めていく西洋医学のように思います。学力向上プランの実現は、摂津市総合計画のまちづくりの目標においても重点的な取り組みで大変重要ですが、この学力問題は学校での学力定着度テストで解消できるのでしょうか。もっと東洋医学的な全身の不調、実際には環境から検討すべきではないのでしょうか。

学力の課題の背景には、貧困の連鎖という言葉があるように、これはもちろん摂津市だけの問題じゃないです。家庭の収入、教育観の問題も少なくないはずです。どの子も個々の課題を持ちながら学校に来る。教室での様子を見て、友達や担任や支援員など、何があったのか関心を持ち、寄り添うところから始めることはできないのでしょうか。皆さんに思い出していただきたいのは、中学校のときの好きな科目などは、大概、その教科の先生が好きというようなことも多かったのではないですか。児童・生徒と教職員との人間関係、ここで育まれるものも多いのです。結局モチベーションです。やる気をどう引き出すか、これが課題なんです。

いじめの問題や対教師暴力についての調査は、正確に行えば行うほど数値が上がるということを踏まえても、実態として件数は増えていませんか。毎月開催される教育委員会定例会での問題行動についての報告を傍聴していると、質的な課題、教師と児童・生徒の関係が悪くなっていませんか。

今、学校での指導内容は、教科以外のものが多岐にわたり増えています。わかりやすい指導の例では、薬物乱用防止、食育、交通安全教室です。新しくは、平成27年

4月30日に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通達があり、その指導や、また、公職選挙法の改正で選挙権が18歳以上に引き下げられたことに伴い、今後、高校での指導だけではなく、全員高校に行くわけではございませんので、中学校での指導も予想されます。例にあげたもの全て重要です。どれも重要です。重要だから、事前の研修も必要です。新しい課題への取り組みが進められるときに、結局は学校現場に返されています。

昨日の議会でも、スマホの利用にかかわり、学校での指導について質問が行われました。担当課の部長が、学校での指導に向け、教職員研修を行うと答弁されました。これも、スマホの不適切な利用での子ども間でのトラブルなどが実際にあるのですから、何もしないわけにはいかない事例です。

このような状態が学校の実態です。子どもたちにかかわることの全てが学校の指導になっています。学力向上と言うのなら、特化して教材研修、理解の進まない児童・生徒への個別指導ができる環境整備を検討していただきたい。本市は、1年生等学級補助員が他市に先駆け配置されるなど、学校支援に市として大変努力してくださっているのを十分に理解して、それでもまだ教職員の多忙化という課題に対して有効な施策が行われていないと思います。

そこで、まず、教職員の多忙化をどのように捉えておられ、それに対してどのように取り組まれているのか、お聞きします。

2回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○杉本総務部長 女性専門委員会についてお答えをいたします。

女性専門委員会は、昨年5月から9月に

かけ、委員会を開催し、11月に18項目の提言をいただいております。その提言は、避難所運営や防災資機材、防災啓発など広範囲に、女性や高齢者、障害者、子どもなどに配慮したものとなっております。

この提言は、地域防災計画の防災教育の推進や、男女参画の視点を取り入れた要援護者対策、復興計画の作成、復旧事業、人材育成、避難方法及び避難所運営、地域での自主防災訓練、事業所での防災・減災対策に引き続き生かしてまいりたいと考えております。

なお、本年度の取り組みといたしまして、簡易トイレ、生理用品、着がえ等に使用する簡易テント等のこの専門委員会でのご提言を踏まえた備品等の購入について予定をしております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 子どもの学習支援事業への取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

本年5月末から、大阪人間科学大学から学生ボランティアを派遣していただき、生活困窮者の中でも生活保護の中学生を対象に学習支援事業を行っております。現在参加している生徒は4名でございますが、クラブ活動が終了する夏ごろから参加したいという生徒もございます。

事業開始に当たりましては、参加する生徒及びその保護者と事前面談により、苦手な教科や学習支援で取り組んでほしいことなどを聞き取りした上で、大阪人間科学大学の教員と学生とも情報共有を図りながら、きめ細かな対応を行っております。

実施状況といたしましては、週1回2時間程度ではございますが、現在のところ、欠席する生徒もおらず、年代の近い大学生と交流できることもあって、参加している

生徒からは楽しいといった声も聞かれます。

この学習支援事業は、学習面だけではなく、生活面等、さまざまな相談できる環境を整えることで、家庭や学校以外の心のよりどころとなる第3の居場所となることを期待いたしております。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 中学校給食につきましての2回目のご質問にお答えいたします。

現在の予約状況につきましては、一括予約をされている場合が予約者全体の約53%の状況になっております。バランスのとれた献立を毎日継続して食べていただくことは、生徒の健やかな成長に寄与できるものと考えており、多くの生徒に中学校給食が魅力的で食べやすくなる給食になるよう努めているところでございます。

喫食率の向上につきましては、先ほども申しましたが、新入生、在校生の保護者の方々に対する試食会や説明会、リーフレットの配布、各教室へのカラー献立、議員からもございました広報紙によるPR等々をこれまで行ってまいりました。また、今年度より中学校2校に栄養担当職員が配置されています。立ち会い時の声かけ、返却時の残菜のチェック等々を行い、食育からの指導にも取り組んでいただいているところでございます。また、家庭科教諭とも連携をいたしまして、食育指導を通じて喫食率の向上につなげていきたいというふうに考えております。

また、他市の事例を見てみますと、担任の先生が教室で生徒と同じものを食べているというような事例があったり、そのようなことが喫食率の向上にもつながっているというようなお声も聞きますので、我々もいたしましても、学校現場に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えておりま

す。

今後の取り組みといたしまして、保護者の方、生徒の方に対して、それぞれがそれぞれの理由で利用されておられる、また、利用されていないということも考えられますので、その点につきまして、2学期以降にはなりますが、アンケートの調査を行い、その結果を分析することにより、今後のニーズ把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、教職員の多忙化の捉え方と、それに対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

一昨年、OECD、経済協力開発機構が実施いたしました国際教員指導環境調査によりますと、教員の1週間当たりの勤務時間は、調査3か国平均が38.3時間、日本が53.9時間と、3か国で最も長い状況でございました。また、授業に費やす時間は他の3か国とほぼ同じで、日本では授業以外の業務に多くの時間を費やしていることが明らかになっております。

この調査につきましては、日本におきましては中学校192校が抽出されたものでございますが、本市の小中学校におきましてもほぼ同様の結果であると考えられます。加えて、家庭に持ち帰って行う業務もございます。それが実態でございますので、仕事に費やす時間はさらに増えてまいり状況であると捉えております。

このような状況は、教職員が児童・生徒と向き合うことができる時間を減らし、教職員自身の健康面からも大きな課題であると認識いたしておるところでございます。

教育委員会の取り組みでございますが、これまで「人」をキーワードに取り組みを進めてまいりました。先ほど評価いただき

ました小学校1年生等の学級補助員をはじめ、非常勤職員の配置、これにつきましては、今年度、スクールソーシャルワーカーも非常勤職員として配置し、課題対応の充実を図っておるところでございます。

次の、その人のことでございますが、経験の浅い教職員が各学校に増加しております。学級経営や授業において、非常に悩み苦しんでおる現状がございます。各校でも育成体制の充実を図っておりますが、人の育成のために、本市の小中学校での校長経験者が学校教育相談員として巡回指導を行っている、そのようなことにも努めております。

さらに、さまざまな新しい課題、悩みが増えてきております。対応すべき課題も増えておる中で、悩みに対して、各校にスクールカウンセラーを配置してそれに対応する、また、今年度、臨床心理士を増員して、教育センターでの相談機能の充実も図っておるところでございます。深刻ないじめなどの重篤な課題については、府のスクールロイヤーの活用も積極に進めておるところでございます。

ただし、これで決して十分ではないと認識もいたしております。教員の支援については、今後、学校の実態把握にさらに努めるとともに、教育の充実を図れる学校づくりのために私どものほうも取り組みを進めてまいりたい、そのように考えております。

○渡辺慎吾議長 東議員。

○東久美子議員 3回目の質問をいたします。

地域防災についてですが、要望とさせていただきます。

地域防災については、計画の更新、さまざまな視点を継続していただきたい。また、自治会主体の防災訓練について、避難経路をはじめ、適切なアドバイスを、個々の地

域に寄り添った支援や、自治会等の防災活動や防災訓練、それぞれ取り組みを深められておりますので、今後も活発に行われるように、ぜひ検討していただくようお願いいたします。

2点目に、生活困窮者自立支援制度についてですが、この制度を必要とされる方はさまざまな課題を持つ場合が多いと思います。最後に、本市ではNPOの活発な活動がないようですので、要望といたしますが、他の自治体の例を調べますと、NPOの活用をはじめ、他の機関との連携がかなめのようなようですので、今後、多くの団体なり、そういう連携を深めていただくようお願いいたします。

ここまでは要望でしたが、1点、今後の取り組みについてお聞きいたします。

小中学校教育課題への取り組みですが、給食についてはスタートしたばかりです。6月からのスタートですから、今後、子どもたちが「お弁当が楽しみや」と言ってもらえるようなお弁当で、学校にお弁当を食べに行こうかなと思ってもらえるようになったらいいなと思っております。本当に私もインターネットで調べましたが、メニューのカラー化したものは本当に食べたいと思うのがたくさんありました。今後の取り組みを期待しております。

教育課題のほうですが、教職員の多忙化についての質問は議会で何度も行われております。残念なことに、答弁はあんまり変わりません。これは平成18年のものなのですが、18年の第2回の答弁の内容とあんまり変わらないというのが今のご答弁への私の気持ちです。

少し学校の実態について話をさせていただきます。というのも、私は、小学校1年生等学級補助員の配置は本当にいいという

ことを言い続けておりますが、この議場におられるある議員の方から、私の言っていることはわからないと言われたんです。「えっ」と思ったんですが、わからないと言ってくださったことで、本当にそのとおりだと私は深く反省しました。その方は、多分40年前ぐらいに小学生だったと思われませんが、ご自分の小学校、中学校のときには1人の担任が学級をまとめていて何も問題はなかったと言われるわけです。確かに、この場におられる方全て小中学校に通っていたので、自分の経験をもとにお考えになるのは当然のことです。私は十分に学校の実態を伝えていなかったと思いました。

まず、学校現場の様子をお伝えすると、小学校の例ですが、1点目、子どもの様子ですが、学者によっては1クラスに6から10%、支援の必要な子どもたちがいると発言されています。

2点目、教職員の1日ですが、子どもたちが下校した後、まあ、4時前ぐらいから委員会、生徒支援とか生活指導、教科などあります。そして、職員会議、それから校内研修、支援学級担任者会、生徒指導にかかわる会議、学年会などがあります。これを月・火・水・木・金、ほぼ5時が定刻です。帰れるとしたら5時です。帰っていませんが、5時までの1時間のわずかの時間にこれだけの課題をどうやって深めていくんですか。これが実態なんですね。本当に先生たちは、「ねえ、先生」と子どもたちが声をかけようと思っても、多分、子どもは敏感ですから、空気で、先生の様子で、あのとき、先生忙しそうやったな、言いたかったんやけどなという思いで帰っている子もいるんじゃないかと思うぐらいに、毎日がこのような多忙なんですね。こういう現場があります。

少しは学校の1日がわかっていただけでしょか。

昨年度は、市内のある学校では、学年の途中で予定外に5人担任がかわったことを市教委に確認しております。このことの理由は、全て多忙のせいだとは言いません。しかし、こういうふうなことがあれば、このような変更があれば、現場はどのように混乱するかということはわかっていたかと思えます。

学力に向けた新たな取り組みを始めるこの学力定着度テストについては、児童・生徒、指導者の課題は何度も何度も指摘しております。テストを12月に実施して、1月に分析・検証して、どのような成果を上げることができるのですか。3学期は短いですよ。大きな行事、卒業式に向けて学校が一体となって子どもたちを送り出すんです。その3学期に検証できるんですか。今お伝えしたように、1週間のスケジュールはパンクしています。1時間で内容は煮詰められない。そういうふうな多忙化の中で、あえてなぜこういうことをされるのか、わからない。

この取り組みに新たな活用モデル校をつくったということですが、モデル校の規模はほぼ同じです。小学校10校の中で300人規模の学校です、これは。ところが、700人規模の学校もあるんです。モデル校とされるのなら、300人、700人で選んでもよかったんじゃないですか。モデル校ということの意味が理解しかねます。

また、次のことを、もう要望です、要望いたします。既にご存じのことと思えますが、横浜市教育委員会が、2015年5月8日に「教職員の勤務実態へのご理解と改善策へのご協力について」というプリントを出しております。このプリントについて

は、教師の多忙化を解消するための取り組みで、保護者への協力を訴えたものなんです。このプリント、賛成、反対、いろいろ出てきてはありますが、PTA連絡協議会のほう、横浜市も一緒に保護者向けに教職員の勤務実態と学校の取り組みへのご理解のプリントを配布されています。

このような保護者向けプリントが配布されるように、教職員が本来の業務に専念できない実態は本市だけではないです。繰り返しますが、本市だけではないです。同じような厳しい実態がどこにもあるんです。国の大もとの政策、子どもの定数などが変わらない限り、本当にこれは繰り返しております。ただ、違いは、教育委員会の改善へ向けての覚悟だけです。

繰り返しになりますが、摂津の子どもたちの実態は、学校だけの取り組みでは限界があります。生活困窮者自立支援制度では学習支援が行われますので、市教委と連携することで生活実態を踏まえた支援が可能になり、学力向上にも期待できます。全てをゼロにして本当に必要な支援を精選されるもよし、学校の原点に戻り、数値化に熱を上げることなく、子どもたちに向き合える時間を大量に、大量にひねり出してほしい。大胆な摂津市の教育改革に期待しています。子どもと先生が向き合える時間をもっともっとたくさんつくってください。いじめの問題も解消すると思います。モチベーションも上がります。原点に帰ってください。やること、やること、やることの項目をあげるのではなく、人肌が通じるような学校現場をつくってください。教育委員会に期待します。

以上です。(発言終了のブザー音鳴る)

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 生活困窮者自立支援制度

の今後の取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

生活困窮者が抱えている課題は、福祉のみならず、雇用、健康、教育など、さまざまな分野が複合的に重なっておりますので、関係部局が連携して総合的に取り組んでいく必要がございます。

そのため、事業実施に当たりましては、全庁的なネットワーク会議を構築しており、他課から生活困窮者の自立相談支援につながったケースや、関係機関と連携して支援を実施しているケースもございます。また、市役所内部だけでなく、民生児童委員協議会や市内の社会福祉法人、ボランティア団体等にも事業説明を行い、生活困窮者の早期発見、早期対応の協力をお願いしているところでございます。

本人に寄り添いながら適切なサービスや支援につないでいくためには、地域の中でのネットワークや社会資源の整備が欠かせませんので、生活困窮者が地域で活躍できる場、働ける場を広げていけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○渡辺慎吾議長 東議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、自転車行政について、3点質問させていただきます。

質問の前に、昨日、福住議員が自転車関連で何点か提言されました。私ももっともだと思います。しっかり対応していただきたいと思います。

まず1点目、平成27年6月1日の改正道路交通法施行についてですが、摂津市では、森山市長のもと、他市に先駆けて自転車安全利用倫理条例を制定し、自転車への関心や意識が高いと思っています。

今回の改正内容については、きのうの答弁で理解いたしました。今までと大きく変わったのは、危険行為をすると講習を受けなければいけなくなった点だと思います。対象年齢が14歳以上となっておりますが、14歳といえばまだ中学校2年生です。しかし、刑事責任を負担できると定められている年齢でもあります。義務教育期間中でもある学生が、このように講習となった場合、どうなるのでしょうか。また、行政処分、ペナルティーはどうなるのでしょうか。免許証が要らない自転車は、学生など、どのように身分確認を行うのでしょうか。お教え願います。

次に、2点目、自転車シェアリングについてですが、市内にはJRや阪急、またモノレールでレンタサイクルが設置されていますが、利用状況はどうなっているのでしょうか。また、近隣市町村のレンタサイクルやシェアリングの取り組み状況や傾向、また、他市の実情、連携できないか、お教え願います。

次に、3点目、自転車専用道・レーンのビジョンについてですが、摂津市都市計画マスタープランでは、行政の役割として三つあります。一つ、自転車で移動しやすい環境整備、二つ、自転車駐車場の整備、三つ、自転車安全利用の啓発などを提言されています。また、市民の自転車に関してのアンケート結果も出ていました。

このことを踏まえ、自転車を活用したまちづくりランドデザインを、都市計画の観点から取り組み状況と今後の展望をお教え願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 自転車行政について

のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の改正道路交通法施行についてでございますが、新たに設けられた自転車運転者講習制度の対象者は14歳以上となっております。摂津警察署に確認しましたところ、中学生であっても、14歳以上であれば、この講習制度の対象であると伺っております。また、自転車は運転免許制ではないことから、車やバイクのように反則金納付などの行政処分はなく、刑事処分の対象となると伺っております。

身分確認につきましては、中学生などに対しては学生証により確認を行いますが、学生証を所持していない場合や、学生以外で、自動車免許証を取得しておられない方などには、違反者に対して直接聞き取りを行い、その内容に対して、家族や学校、勤め先などに確認していくものと伺っております。

次に、2点目の自転車シェアリングについてでございますが、JR千里丘駅、阪急摂津市駅、モノレール摂津駅・南摂津駅には、それぞれの鉄道会社によるレンタルサイクルが配置されており、JR千里丘駅には330台、阪急摂津市駅には250台が用意されておりますが、その約9割が定期利用者であり、鉄軌道との組み合わせによる利用状況であります。

近隣市では、茨木市域におきまして、市営の自転車駐車場を管理する指定管理者である民間企業が、自主事業によりJR茨木駅、阪急茨木市駅、モノレール南茨木駅にそれぞれサイクルポートを設置し、自転車シェアリングを実施しております。

本市の自転車の利用状況といたしましては、市内での買い物や通勤通学の利用、また、通勤通学の際の駅までの利用など、市域内で利用する方が大半でありますことか

ら、自転車は、利用者自身が所有する自転車を交通手段として利用する方が大半であり、現在の市内におけるレンタサイクルは、駅周辺の自転車駐車場の利用状況なども考慮し、経済的な側面と利便性とを加味した利活用であり、自分自身専用の自転車として利用していることが実態であると思われます。

このようなことから、本市では、1台の自転車を複数の人が共有して利用するニーズは少なく、また、市域外へ出かける際も自己の所有する自転車を利用しており、現時点において市民からの自転車シェアリングのニーズは少ないものと考えております。そのため、近隣市と連携した自転車シェアリングを実施するようなことは考えておりません。しかし、他の自治体では既に自転車シェアリングに取り組んでいるところもございませうことから、今後はその動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、3点目の自転車専用道のビジョンについてでございますが、自転車にかかわるこれまでの取り組みといたしましては、市域の道路事情を考慮し、自転車に特化したものではなく、歩行者を優先にした自転車歩行者専用道路の整備を実施しており、昭和50年代に淀川右岸、大正川、境川などの河川堤防を利用した自転車歩行者専用道路の整備を行ったほか、平成20年から平成21年には千里丘南千里丘線道路拡幅事業により摂津郵便局から阪急坪井踏切までの歩道整備、平成19年度から平成24年度には千里丘三島線道路改良事業により千里丘駅南交差点から千里丘東2丁目交差点までの西側歩道の整備を行い、摂津警察より自転車通行可歩道の指定を受け、自転車走行空間を確保しております。

また、正雀南千里丘線外2路線（阪急正

雀駅前）道路改良事業により、府営摂津正雀住宅から阪急正雀駅エレベーターまでの歩道整備に向け取り組んでおり、用地が確保できた一部について、平成24年度から平成26年度に歩道整備を行ったほか、現在も歩道用地の確保に努めているところでございます。

自転車専用道の整備には、用地確保に伴う経済的な問題などから困難であります。今後につきましては、従来と同様、道路改良事業の中で歩道幅員の確保に努めるほか、より安全で快適な自転車走行のために、歩道段差の切り下げなどのバリアフリー化に努めるとともに、路面標示などによる自転車走行空間の確保に向けて、摂津警察署とも協議を行うとともに、府道における整備状況や近隣他市の整備状況も参考に検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、改正道路交通法についてですが、あってほしくはありませんが、中学生が講習を受ける場合、5,700円は大変な金額だと思います。払えない場合はどうなるのでしょうか。運転免許制度はないので刑事処分の対象とのことですが、運転免許制度より大ごとのように感じますが、どのような流れで処分になるのでしょうか。お教え願います。

次に、自転車シェアリングについてですが、ニーズがないとお考えはわかりました。今の制度、施設や環境だからではないのでしょうか。私は、シェアリングでもレンタサイクルでもいいんです。自転車利用の普及により、市民の利便性が向上し、なるべく自転車社会に対応していただければいいんです。そのためにも、民間業者はもう

かればステーションの整備拡大をしていくでしょうし、もうからなければやらないというのではなく、行政を含めて、あるべきビジョンを民間業者と連携し進めていく必要があるのではと思っています。行政で運営してくださいと言っているんじゃないんです。もっとよりよい自転車社会があるのではないかと思っているからです。その一つがシェアリングやレンタサイクルの普及促進だと私は思うのです。

よく市長は、摂津のまちを平坦でコンパクトなまちと言われます。だからこそ、自転車行政を推進していくには適していて、モデル都市にもなり得ると思っています。ただ、自転車シェアリングを考えると、摂津市単体で事業を行うには、使い勝手が限定されてしまい、利用しづらいと考えます。

身近なところで見てみると、近隣の大阪大学でCOGOOというシェアリングサービスが行われています。簡単に説明すると、学内の放置自転車対策で導入されました。利用者は、学部生、教職員を対象とし、利用料金は無料とのこと。対象者や目的が違いますが、検討し、連携できれば素晴らしいことだと思います。

また、現在、吹田操車場跡地で、医療クラスター形成に向け、国立循環器病研究センターや吹田市民病院を中核に進んでいます。医療、健康をテーマにしていることを考えれば、自転車を健康づくり、予防医療という観点、また、交通アクセス整備として国循を中心に発信すると、影響力ははかり知れないと考えます。ぜひ、自転車とのマッチングを協議会などで提案していただき、組み込んでいただきたいと思います。

また、環境に優しいエコな自転車を、摂津市単体ではなく、地域で推進していくためのシェアリング協議会、レンタサイクル

協議会などを立ち上げていただき、広域的な自転車行政を考えていただきたいと思います。お考えをお教え願います。

次に、自転車専用道・レーンのビジョンについてですが、国土交通省は、平成24年4月に、「みんなにやさしい自転車環境―安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言―」をされています。その中で、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画を早急に作成、整備することを提言されています。このような提言を踏まえて、昨日は警察との連携についてソフト面の答弁がありましたが、自転車道やネットワークなどハード面の対策について、今まで警察とどのように協議、対策をされてきたのか、お教え願います。

以上で2回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 自転車行政についての2回目のご質問にお答えいたします。

まず、改正道路交通法施行についてでございますが、自転車運転者講習制度は、自転車が原因となる交通事故が多発することから、自転車の交通ルールの理解を深めることを目的として、違反を繰り返す自転車運転者に対して、講習受講命令が出されるものでございますから、中学生の場合におきましても、当然、受講義務が課せられるものでございます。免除や除外はございません。処分につきましては少年法の適用が関連するかと伺っております。

次に、自転車シェアリングについてでございます。

現在の市内の自転車利用者は、その利用目的から考えますと、1台の自転車を共有する需要がないと認識されております。そのため、議員がご提案されました協議会について立ち上げることは考えておりません。

しかし、駅前のレンタサイクルにつきましては、行政の一つの課題である自転車駐車場の不足台数を補う上からでも重要でありますことから、レンタサイクルを運営しておりますJR西日本、それと阪急電鉄には、できる限り事業の拡大を図っていただくよう要望をしまいたいと考えております。

次に、自転車専用道のビジョンについてでございます。

平成24年に安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言を受けまして、国土交通省及び警察庁より平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が発出されております。これまで、このガイドラインに沿った取り組みといたしましては、ソフト面では、利用ルールの徹底を目指して、摂津警察署と連携して交通安全教室の実施もしております。また、ハード面につきましては、これまで自転車の歩道通行を認めていただきましたことから、道路の拡幅事業の際には、警察と協議を行い、自転車通行可とするため必要な歩道幅員を確保し、設置した歩道に対して、摂津警察より自転車通行可歩道の指定をしていただき、自転車走行空間の確保に努め対策を行ってまいりました。

今後につきましても、現況道路幅員の中で、車道部を通行する自転車に配慮した道路配分が再構築できるかどうか、本市が管理する道路網を検証して、摂津警察署とも協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、改正道路交通法についてですが、自転車のルールの周知はもちろんのこと、

小学校、中学校の段階から、自転車は車やオートバイと同じ乗り物という意識を持ってもらわなければならないと思います。今回の改正は、自転車に乗る人間の意識を変える、変えなければならない大きな転機だと私は思っています。もっと言えば、自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶる。車に乗るときはシートベルトを必ずしますよね。それと一緒にことだと思えます。それよりも、ヘルメットをかぶらなければならないほど危険な乗り物にもなり得るということ認識する必要があります。

そして、自転車も、車と同様に、いつ事故に遭ったり起こしたりするかわかりません。そのときの備えとして、自転車保険に必ず加入するといったことが必要ではないでしょうか。近年は損害賠償額が高額になっています。交通事故の件数は、近年、減少傾向にあります。自転車関連でいうと増加傾向です。ヘルメットは、前年度、環境政策で電動アシスト自転車購入費助成と一緒に助成していただきました。単年度で終わるのではなく、保険も組み込んで自転車関連として一体として命を守り、経済的観点から継続的に助成していただけないでしょうか。お考えをお教え願います。

兵庫県では、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、今年10月から、自転車を利用される方は自転車賠償責任保険の加入が義務付けられ、施行されます。これに対しての見解もお教え願います。

次に、自転車シェアリングについてですが、東京都では、今年3月、江東区、千代田区、港区、中央区が自転車シェアリングを普及促進するために協定を結びました。先進的では素晴らしいことだと思えます。東京でできて、大阪、摂津市でできないこと

はないと考えています。環境だと思っ  
ず。ぜひ環境整備を進めていただき、広域  
シェアリングができると、違った側面から  
摂津市の魅力発信ができると思います。強  
く要望させていただきます。

最後に、自転車専用道・レーンのビジョ  
ンについてですが、今までのことを簡単に  
言うと、自転車の意義、役割は、保有台数  
の増加とともに年々増しているというこ  
とです。私は、今、地下鉄が一番市民の利便  
性向上には必要だと思っています。しかし、  
現実問題、1キロ300億円とも言われて  
いる地下鉄建設費がネックになって進んで  
いません。だから、公共交通の補完的位  
置付けとして自転車が重要なのです。

自転車の一つのルールでは、自転車は、  
路側帯を走行する際に、進行方向左側の通  
行を義務付けています。もし右側を通行し  
た場合には、3か月以下の懲役または5万  
円以下の罰金の懲罰を受ける可能性もあ  
ります。道路の右とか左、幅員や状況によ  
って、どこを走ればいいのか、皆様ははっ  
きりおわかりになりますでしょうか。わか  
らないケースも多々あると思います。講習  
や教育だけで理解するのは難しいと思  
います。だからこそ、一目でわかるよう  
に、ピクトグラムや標識の整備を含めて  
安全に車道整備してほしいのです。

例えば、現道はそのまま利用し、特別  
な工事が要らない自転車道をカラー化す  
ることを考えてみてください。命や安全  
を守るのは、道路のわかりやすさなの  
です。大事なのは、誰でも簡単にわか  
ることなのです。今現在、市内の認定  
道路が約200キロです。仮に全ての  
道路をカラー化するとしたら、1  
キロ1,000万円としても約20億  
円です。お金がないのはわかります。  
いろいろな問題があるとは思いますが、

に先駆けて全てのでき得る道路を自  
転車走行レーンとしてカラー化でき  
れば、すごい発信力になると考えま  
す。地下鉄の建設費と比較するのはお  
かしいですが、検討の余地があると思  
えます。取り締まりだけ強化するの  
ではなく、安全走行を担保するには  
費用がかかることを理解していただ  
きたいと思います。

あとは、市の姿勢、決意だけです。自  
転車走行の未来をどのように見据え  
て、どうお考えなのか、お教え願  
います。

以上で質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 自転車行政につ  
いての3回目のご質問にお答えいた  
します。

まず、改正道路交通法施行について  
でございますが、ヘルメットにおき  
ましては、平成24年4月1日に施行  
しました摂津市自転車安全利用倫理  
条例第8条に、学校長の責務として、  
当該学校に在籍する幼児・児童・  
生徒に乗車用ヘルメットの着用に  
対する啓発に努めるものとしており  
ます。昨年度は、幼児2人同乗用  
自転車の購入助成制度に合わせ、1  
件の申請に対し、幼児用のヘルメ  
ット2個までの費用に対し助成を  
行ったところでございます。

また、保険の加入についてござ  
います。第4条第4項において、自  
転車利用者は、その利用する自転  
車に関する交通事故により生じた  
損害を賠償するための保険または  
共済に加入するよう努めるもの  
とするとうたっておることから、  
自転車利用者の責務と考えており  
ます。したがって、現時点にお  
いては、助成などについての考  
えはございません。

兵庫県では、自転車の利用者に保  
険の加入を義務付ける条例が施行  
されております。施行後は、自転  
車会員を兵庫県交通安全協

会において募集し、入会者は「ひょうごのけんみん自転車保険」に加入できるものとされておりまして、この保険につきましては、自転車利用者の費用負担を軽減するため、県は交通安全協会のほうと保険会社に依頼をして、加入しやすい保険料プランを設定しているものでございます。このように、保険加入義務化だけでなく、保険料を抑え、加入しやすくする対策も併せて実施しておりますが、市単体による取り組みは困難であると考えております。

次に、自転車専用道のビジョンについてでございますが、自転車専用通行帯についてでございますが、自転車専用通行帯の整備を考える前に、カラー舗装による自転車走行空間を明確化することによって交通量がどのように変化するか、実施可能な路線を選定して、交通量の調査などの実証実験が必要であると考えております。今後は、摂津警察とも協議を行いまして、実証実験路線の選定なども行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 中川議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

社会福祉法人等への補助金交付による大規模施設整備において市内業者育成を目的とした入札ができないことについて質問をさせていただきます。

今定例会の初日に、工事請負契約締結の件、小学校2校、中学校3校の耐震補強等工事の議案が可決され、追加議案で、(仮称)別府コミュニティセンター新築工事と消防庁舎改修工事の議案が、この後、採決

されますが、それらの入札方法は指名競争入札であります。社会福祉法人等の大規模施設整備の場合、市は一般競争入札をと指導されます。入札要件として市内業者育成の観点での入札参加資格を設定することはできないのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、空き家対策についてですけれども、6年半前の平成20年第4回定例会において、相続放棄された不動産対策について質問をさせていただきました。当時は、利害関係人の申し立てにより裁判所で相続財産管理人が選任され、相続手続きが行われ、相続該当者がいない場合には国庫に帰属する。相続財産管理人の選任を行うためには、裁判所に対し弁護士費用に相当する金額を予納する必要がある。隣接の方が迷惑をこうむっている場合、利害関係人として相続財産管理人を申し立てる、または、民法940条により、相続放棄を行った方に協力依頼、あるいは裁判による調停等で管理責任を問う以外、現行法制上、解決方法はない。私有財産を市が処理費用を支出することは困難であるという答弁でありました。

5月26日に空き家対策特別措置法が全面施行され、以前質問させていただいた、いまだそのままの相続放棄された不動産の空き家が解決されることを期待しておりますけれども、そこで、本市の空き家対策と執行体制についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、無電柱化の推進についてですけれども、摂津市駅前や南摂津駅前などの街並みは電柱がなく、上空には電線もありません。道路幅が狭い住宅地では、電線が縦や横や斜めにクモの巣のような状態であり、道路上の真ん中を電線が張られており、そ

の電線から各家庭への数多くの引き込み線が引かれ、美しい街並みとは言いがたい。電柱で歩道が狭くなり、歩行者が歩きにくかったり、地震や台風などの災害で電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりする危険もあります。無電柱化は、このような問題の解決に役立つとされています。

国会に自民党が無電柱化の推進に関する法案を提出しようとしていると聞いておりますけれども、市の無電柱化に対する考えについてお聞きをしたいというふうに思います。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 社会福祉法人等が補助事業として大規模施設整備を行う場合の入札方法についてのご質問にお答えいたします。

社会福祉法人の入札契約等については、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)について」の中で、補助金の交付条件として、都道府県等が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならないと定められております。このことから、社会福祉法人等が本市で行っております市内業者育成の観点からの入札参加資格を設定することは、契約の方法としては可能であると考えられます。

しかし、一方で、補助金の基本法令であります補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、補助金が国民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われていることから、補助金が公正かつ効率的に使用されることや、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うようにうたわれております。

市内業者育成の観点からの入札参加資格を設定することが、補助金の効率的な使用、

交付の目的に合致するかどうかの判断は非常に難しく、仮に合致しないということになれば、国・府等への補助金の返還が必要となり、社会福祉法人や市の負担が増えることとなることから、これらを総合的に勘案いたしますと、市内業者育成の観点からの入札参加資格の設定をするように社会福祉法人等に市が要請することは非常に困難であると考えております。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

空き家の中でも、倒壊の危険や衛生上有害などを特定空き家と認定し、市町村が所有者に撤去、勧告、命令などを出すことができる空き家対策特別措置法が全面施行されました。この法律では、特定空き家の定義として、そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等々をあげております。

特定空き家の是正につきましては、まずは所有者に適正な管理を求め、所有者の責任において改善していただくことを原則としております。

また、この問題は、建物、環境、衛生、防犯など、多くの部署に関係した全庁的な課題であると認識しております。このため、空き家対策特別措置法を踏まえ、的確に、そして組織的に対応できる体制づくりが必要であるとの認識のもと、早急に役割分担など、執行体制を立ち上げまして、連携をとりながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 無電柱化の推進についてのご質問にお答えいたします。

国は、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上などを目的として、無電柱化を推進しております。

本市といたしましても、電柱の撤去により、歩道が広く使える、地上に張りめぐらされた架空線の撤去により美しい街並みが形成される、災害時の緊急交通路が確保できる、地震などの災害時に情報通信回線の被害を軽減し、ネットワークの安全性、信頼性を向上させるなどのメリットがありますことから、南千里丘のまちづくりや吹田操車場跡地土地区画整理事業などの大規模開発の際には、道路の新設と一体的に行う電線共同溝の整備を実施し、無電柱化を図っております。

○渡辺慎吾議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目をさせていただきます。

社会福祉法人等への入札の件ですけれども、要請することは困難であるという答えでありますけれども、府の定めでは、工事金額で経審で何点以上の業者しか参加資格がないとされておりますし、億を超える工事などは、市内には定めに適合する業者はあっても1者か2者であり、さらに、以前に同様の施設の工事実績がある業者となつて、市内にはその要件に該当する業者は1者もないというのが現状であります。府が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならぬということが今後も続くならば、市内の社会福祉法人が実施する大規模施設整備において、これからも市内業者は入札に参加する資格がないということになります。

副市長にお聞きをしますけれども、市内業者に実績を積んでいただくためには、一般競争入札等、JVや制限付一般競争入札による入札を要請していくというような考えはないのでしょうか。市民の納税していただいた大切な税金が、社会福祉法人等に補助金として数千万円が交付をされ市外に流出をしていくということに対して、どのように思っておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

続いて、空き家対策についてですけれども、早急に役割分担などの執行体制を立ち上げて、連携をとりながら対応してまいるという所存であるという答弁でありますけれども、空き家対策特別措置法が5月26日に全面施行され、これから対応していくということであれば、これは市の対応が遅過ぎるというふうに私は思います。市内には今まで市に対応してほしいという空き家が多数あると聞いておりますけれども、現状の部署で対応していくのか、別の部署をつくっていくのか、いつをめどに体制を整えていくのか、これは副市長にお聞きしたいというふうに思います。

続いて、無電柱化の推進についてですけれども、管理者ごとに電線類の整理や集約などができないかを他市の状況も検討してまいるということでもありますけれども、近年、電気や電話以外の共架による電線も増えておりますが、これらの架空線の増加をどのようにするのか、景観上、どうにかできないかと思っておりますけれども、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、2回目です。

○渡辺慎吾議長 副市長。

○小野副市長 今後の市内の建設業の育成の中で、具体的にJVというような考え方を

お示しいただいております。

基本的には、第5次行革の項目にもあります契約入札制度の改革に取り組んでいくと、市内の業者さんの受注の機会を削るといふことは、これはやっていかなきゃならないというのが原則であります。

そこで、私、ずっとこの間、この仕事をやらせてもらってから、業界から聞いておるのは、例えば、議論にありますように、地方債残高は相当下がってまいりました。ただ、そのときには、これは議会でも議論していたんですが、新規発行額をものすごい抑制したんですね。これが平成17年のこの問題に直撃したんです。したがって、我々は考えてこなきゃならないのは、行政の論理ではありますが、やはり平成4年、5年には110億円からの建設事業費を出しておったと、市内ではとつても賄い切れなかったということも覚えております。ところが、平成17年に全国ワースト4位までになるということがわかりましたもんですから、平成の14年から18年ぐらいまでは大体建設事業費を10億円以下まで下げたんです。ここで市内建設事業者がこれでは食っていけないとなりました。現在は、総務常任委員会で議論させてもらっておりますが、大体建設事業費は30億円ぐらいまでで今推移しています。したがって、私は、確かに市が倒れてくるんだから、もう当然、建設事業の方もご辛抱願いたいというようなことでやってきたことは事実でありますから、できないということ言うのは簡単だと思うんです。

今、森西議員が言われたように、私は、ものすごい難しい点があります。ありますが、やはりこの国から、府からの補助金が入り、市からも補助を出すようになったときに、以前にもあるんですが、例えば南千里丘の

ときでも、ゼネコンに対して市内業は使ってくれないのかという議論もしたことも覚えております。したがって、やっぱり市内業者をどうやればその辺ところをもう少しうまくいけるのか、やはりそのことは、トータルで一度また業界とも話を聞きながら、やはり市は市で、単にできないということじゃなくて、そこにスキ間があるのかないのかということについては議論をすべきだということは私も常に思っておりますので、その点について、もう一度内部の検討会を含めて議論をさせていただきたい。ただ、具体的にこうしますということは申し上げられません。今、そういうことの中で、過去の経営から見たときに、市内の建設業は非常に厳しい状況にあることは間違いございませんで、何ができるかということをもう一度やっぱし議論すべきであるということは十分承知をしております。

それから、もう一つの空き家対策につきましては、まず、これは議論はしているんです。ただ、この空き家対策で難しいのは、法律はできたんですが、多分、その相続される方が、例えば不動産の価値がないと、そして相続放棄をすると。相続放棄をしたら、もう全て一切の義務を負わなくてもいいんだということになりません、これは。あくまでもまだ私権が残っておりますので、その私権の制限を入れるときにものすごい難しい問題がございます。これは、一般の方は、もう相続放棄したんだから、私はもうしましたよと、一切私は何もしません、それはもう一切の義務を負わないということではありません。これは、あくまでも基本的には相続財産管理人が選任されるまでの間は相続の放棄になっても管理責任は負うこととなりますので、この問題と私権の制限が、例えば代執行ができるのかでき

ないのか、これはものすごく難しい問題ということでは間違いございません。したがって、その法律がまだできておりませんので、ただ、市としては、担当が言いましたように、これは建築部門とか環境部門とか全部整わないと、これは議論しました。ごみ屋敷問題、異臭、悪臭、火災の問題があります。すぐに何とかしたいということであり、また、したがって、環境部門、建築部門、全部集めた中で、法規担当も入れた中、これのまず市内の連携体制を構築すると。ただ法律はできました。しかし、この法律だけでいのかすることはできませんので、今のところは他市の事例も大阪府で協議しながら、そういうことに何が問題かということ、をいまして議論した中で、議員からもいろいろ指摘されていますので、もう少しこれを整理しないと、即にはいのかせないということでは間違いございませんので、非常に大きな問題が存しているということ、を承知しておりますから、そういうことをまず我々内部で議論して、大阪府と協議しながら何ができるかということ、を、そのところをまた一遍議会に持ってきてほしいと思っておりますので、そういう段階にあると。これは非常に大きな問題であることは間違いございませんから、危機意識は持っております。今のところはその程度での答弁ということになるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 無電柱化の推進についてでございますが、電気や電話以外の共架による電線も増えておまして、地上に張りめぐらされた電線類により景観も損ねていることから、無電柱化の推進の必要性は十分認識しております。しかしながら、大規模開発を伴う事業以外の現況道路での

無電柱化の導入は困難であります。ですから、管理者ごとの電線類の整理や集約などができないか、他市の状況も参考にして今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

副市長からご答弁いただきまして、市民の納税していただいた大切な税金が市外に流出していくことが少なくなるように、これはぜひとも知恵を絞っていただいて対策を練っていただきたいというふうによろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、空き家対策についてですけれども、空き家対策特別措置法では、特定空き家の是正については、所有者に適正な管理を求め、所有者責任において改善していただくことを原則としているという答弁であって、所有者がいない場合や管理者が特定できない場合は、この法律では対応することは困難であるというふうなことも今お聞きもしましたがけれども、相続放棄された不動産とは別の空き家の件で、最近、このようなことがありました。

数年前に三重県に引っ越しをされて、住んでいた市内の居宅を不動産会社に売却を依頼され、数年売却に至らない空き家が現在もあります。その空き家は、以前にはシロアリが発生して、周辺にシロアリが飛び散るという問題があつて、年に数回は来撰をされておつたんですけれども、先日、不動産会社にその方に連絡をとっていただいたら、電話がつながらなくなり連絡がとれなくなったというその不動産会社からの返事であつて、その後、すぐに不動産会社の売却という看板が取り外されたんです。所有者は80歳になろうかというような年齢

であって、今後、空き家が管理をしていただけなのかどうかというのが、これは大変危惧するところであって、昭和40年から50年代に建設された所有者がおらなくて管理者が特定できない連棟の建物が問題であって、近隣の住民や地域自治会のほうは大変困っております。

これからますます所有者がいない、管理者が特定できない空き家、これは増加することは間違いないというふうに思いますので、早急に、先ほどご答弁いただいたんですけれども、市全体で対策すべき問題だというふうに思いますので、これは強く要望したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、無電柱化の推進についてですけれども、各家庭の架空線は、市もこれは把握をしておらず、引き込み方法は工事の施工業者任せになっているのが現状であります。これは今のままでいいのかどうかというところがありまして、将来の本市の全体の電線をどういうふうにしていくのか、例えば10年後、50年後はどのような景観、防災、空間、まちにしていくのか、今現在、その点の計画というのが、電線に関しての計画というのがないというふうに思いますので、これは考えていくべきだというふうに思います。早急にこれは対応しないと、今よりもますます電線が増加をしていきますので、早急にどういうふうな計画をされて対応するのかということをご検討していただきたいというふうに思いますので、要望とさせていただきます、以上で質問を終えたいというふうに思います。

○渡辺慎吾議長 森西議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○渡辺慎吾議長 再開します。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

最初に、質問番号1番、(仮称)別府コミュニティセンター建設と別府公民館、第19集会所、旧市営鯨生野団地跡地について質問いたします。

(仮称)別府コミュニティセンターの建設準備が進められています。別府公民館や第19集会所は、それぞれ地域において役割を果たしてきたわけですが、老朽化のため、建物としては解体し、コミュニティセンターの中に組み込まれていくこととなります。性格の違う施設をどのように集約する計画なのかをお聞かせください。

また、コミュニティセンターは、地域の防災拠点としての役割も担います。しかし、防火水槽は40立方メートル、最低限の基準のものを設置すると聞きます。防災拠点というには不十分ではないでしょうか。また、建設用地である旧市営鯨生野団地跡地は、一部売却ではなく、全て用地として活用してほしいと市民から声が上がっています。お考えをお聞きます。

続きまして、質問番号2番、介護保険料の減免制度について質問いたします。

第6期介護保険料は、また値上げとなりました。消費税増税、物価上昇で厳しい高齢者の暮らしがますます圧迫されます。摂津市には介護保険料の独自減免制度がありますが、制度の内容と最近の利用人数をお聞かせください。

質問番号3番、安威川橋側道橋の補修について質問いたします。

安威川橋側道橋は、表面の舗装が剥がれ、雨の日など、滑って危ないと住民の皆さんから声が上がっています。以前から大阪府に対して要望しておりますが、修繕されないまま状態がひどくなり、危険な状況です。摂津市からも大阪府へ補修するよう要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 (仮称) 別府コミュニティセンター整備についてのご質問にお答えいたします。

(仮称) 別府コミュニティセンターにつきましては、公民館及び集会所の機能を集約した上で、地域の皆さんが気軽に集まれる場所となるよう、関係部署間で一体運用に向けた協議を行っております。

公民館では、生涯学習社会実現に向け、講座開催などの学習機会の提供、学習団体への助言、支援のみならず、地域の方々の関係性を築き、公民館まつりをはじめとする地域コミュニティ活動の推進が行われております。

一方、集会所は、市民の文化や福祉の向上を図ることを目的として、自治会、老人会を中心とした地元市民の方々が、集会、各種サークル活動などに利用していただいております。

新施設では、集会や団体活動の場を提供することだけでなく、講座開催による学習機会の提供や施設を活用した地域イベントについても継承していく必要があると考えております。そのため、地域の方々と引き続きかわり合い、よりよい関係を持つための人員体制等について検討を行っているところでございます。

公民館では、生涯学習の観点から、目的に即した活動をする市民団体を中心に、集会所では地域に根差した取り組みを実施されている自治会を中心に活動されておられます。それぞれ観点は異なっておりますが、どちらの活動も、地域のつながり、地域の活性化を図ることが共通した目的であると考えております。

新施設では、これまで別々の観点、別々の施設で行ってこられた活動を継承しつつ、一体運用による効果的な融合を図ってまいります。これにより、地域の方々の交流が深まり、地域住民の共同体意識を高め、自主的なコミュニティ形成が促進されるコミュニティ活動の拠点としての役割を果たせるものと考えております。

次に、防火水槽に関しましては、実施設計において40立方メートルを予定しております。建設予定地の近隣には公設防火水槽が配置されており、万が一の際は、これらの活用も可能であることを確認いたしておりますので、災害時には十分対応可能と考えております。

また、旧鯉生野団地跡地についての考え方でございますが、(仮称) 別府コミュニティセンターと広場に必要な用地を確保しており、南側の残地につきましては、その建設財源とするため売却してまいります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 本市の介護保険料独自減免の内容及び直近の適用件数についてのご質問にお答え申し上げます。

介護保険料の独自減免につきましては、平成15年度より実施いたしており、平成27年度の減免内容につきましては、申請により第2段階及び第3段階に定める額を第1段階に引き下げるというものでござい

ます。

減免の要件につきましては、収入要件といたしましては、1人世帯の方の場合、収入が120万円以下で、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算いたしております。次に、資産要件といたしまして、居住用以外の土地や家屋を所有していないこと及び預貯金等が350万円以下といたしております。また、扶養要件といたしまして、世帯員以外の扶養親族になっていないこととなっております。

平成26年度の独自減免を適用した人数につきましては15名となっており、直近5年間では10名から15名程度で推移いたしております。

独自減免とは異なりますが、平成27年度以降につきましては、消費税率改正に伴います保険料軽減策として、第1段階の保険料を0.5から0.45に引き下げる条例案を今議会に上程させていただいており、平成27年度においては、この軽減により、第1段階の方の年間保険料が、3万2,760円を3,276円減額し、2万9,484円にすることにより、総額1,310万4,000円の軽減を実施するものでございます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 安威川橋側道橋の補修についてのご質問にお答えいたします。

府道についてのご意見やご要望につきましては、可能な範囲で現地を確認し、要望内容や現場状況について書面にてお伝えし、対策を依頼しているところでございます。

安威川橋側道橋につきましては、府道でありますことから、管理されております大阪府茨木土木事務所に現場状況と要望内容をお伝えし、対策を依頼したところでござ

います。

○渡辺慎吾議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問を行います。

(仮称)別府コミュニティセンターについてです。

公民館は、摂津市に6か所あり、社会教育法第5章、そして公民館条例に基づき運営が行われています。

別府公民館は、コミュニティセンターに組み込まれることで公民館ではなくなるということでしょうか。公民館として行ってきた事業を継承するとのことでしたが、根拠法は何になるのでしょうか。また、所管はどこになるのでしょうか。

摂津市社会教育委員会が、生涯学習社会における社会教育のあり方についてという答申を昨年7月に出しています。これは、別府コミュニティセンターについての答申なんですけれども、その中で、従来培ってきた別府地域における生涯学習・教育活動が、新施設へ移行することによって、形骸化することなく、今後も永続的にその目的が担保されるために、新施設における設置条例にて、生涯学習・社会教育の推進を施設の目的として明記することが必要であると書かれています。さらに、講座開催事業、学習団体育成事業等の生涯学習・社会教育事業については、新施設においても教育委員会が所管し、企画、実施を行うことが望ましいとも書かれています。

地域住民の学習ニーズからかけ離れることのないよう、講座の質的維持を図るために、公民館における社会教育指導嘱託員と同様に、講座の企画運営を行うための専門的職員を新施設に配置する必要がある、講座実施の審議については、他の公民館講座と併せ、公民館運営審議会にて審議するこ

とが望ましいとも書かれています。

答申が指摘しているこれらの点、設置条例にうたう目的、所管、職員、公民館運営審議会での審議について、お考えをお聞かせください。

また、答申は、行政主導の市政運営に偏らないよう、行政、市民、施設利用者等を構成員とする協議会を設置し、協働の理念が生かされた施設運営とすることが必要とも書いています。この点についてもお聞かせください。

施設使用料は、利用する市民にとって重要な問題です。答申でも、大幅な施設使用料の増額によって各利用団体の活動が休止・縮小のおそれがあり、別府地域全体の生涯学習・社会教育活動の低下を招く懸念があると指摘しています。地域からは他の公民館と同じ使用料を望む声が強いです。使用料についてもお聞かせください。

第19集会所は、廃止の条例がかけられています。別府コミュニティセンター内には、今まで第19集会所を管理してきた地元の二つの自治会が優先的に利用できるスペースを集会所として設けるようですが、この優先性は永続的なものなのか、また、使用料は今の集会所と比べてどのようにする計画か、お聞かせください。

現在、別府地域にある防火水槽は、古いもので耐震の構造になっていないのではないのでしょうか。地元の方々もどこにあるかわからないという方が多いです。せっかく防災拠点として新たに設置する防火水槽であれば、40立方メートルという最低基準ではなく、しっかりと役割を果たしていけるものが必要ではないのでしょうか。地元からも要望が上がっています。消防の立場からの答弁をお願いいたします。

市営団地跡地は得がたいまとまった土地

です。子どもたちがボール遊びのできる広場や、別府には少ない駐車場として、高齢者の憩いの広場としてなど活用を望む声がワークショップでも多く出されてきました。また、災害時の避難所としても広場がある意義は大きいと思います。一部売却のお考えですが、いつ、幾らくらいで売却するつもりなのか、売却しないとやっていけないのか、お答えください。また、売却をする計画であっても、実際に売却するまでは地域の皆さんの利用が可能かどうかもお答えください。

介護保険料について、2回目の質問をいたします。

国は、消費税増税は社会保障に回すと言い、介護保険については、1,300億円を投じ、低所得者対策をすと言っていました。第1から3段階に最大7割の保険料減額を行うはずでしたが、消費税10%への増税先送りを口実に、大部分を延期し、今回、第1段階のみ、わずか5%減額率を増やすにとどまりました。政府の約束はほごにされましたが、そのしわ寄せを受けるのは市民です。摂津市の独自減免制度は、現在、年間十数名しか適用がないということですが、介護保険料が高過ぎて困るという声はたくさん上がっています。独自減免制度をぜひとも拡充すべきと考えますが、いかがでしょうか。

安威川橋側道橋についてです。早速対応していただきました。本当にありがとうございます。今後とも引き続きよろしく願いたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 別府公民館から新施設の移行についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、公民館は社会教育法に規定された社会教育施設でございます。社会教育法第20条にその目的が定められており、その目的達成のために、各種定期講座の実施など、地域の学習拠点として地域の皆様に多様な学習機会を提供しているところでございます。

ご質問の、これからのこの新しい施設での講座の所管、あるいは根拠法というご質問でございますけれども、この別府の新施設は、地域のご要望を受けまして、利用目的の多様化と使用者の増加で施設の不具合が出ている、あるいは、第19集会所を含めた地域住民が共同で利用できる総合利用施設をといた、そういったご要望のもとに、また、ワークショップでもほぼ同様のご意見が集約できたと考えております。その意向を参酌し、公民館・集会所を集約した、誰もが気軽に立ち寄り集える生涯学習・地域福祉・ボランティア活動の拠点として整備するものでございまして、新施設のコンセプト、運用につきましては、生活環境部長が1回目に答弁したとおりでございます。

公民館運営審議会、あるいは社会教育指導嘱託員の配置ということでございますけれども、新施設につきましては、所管といたしましては生活環境部の所管になると考えております。しかしながら、公民館で実施してまいりました社会教育活動につきましては、新施設でも同様の活動をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、現在の別府公民館は、先ほど述べましたように、社会教育施設ということで、公民館登録クラブ、あるいはサークル、これは公民館の事業でございますし、それから、公民館の各種事業につきましては、公民館運営審議会が調査・審議するというこ

とになっております。となりますと、新施設で実施する事業につきましては、なかなか教育委員会が所管するという事は難しいのではないかとこのように考えております。ただし、これまで別府公民館が培ってまいりました役割、あるいは機能そのものにつきましては新施設に移行させたいというふうに考えております。でございますので、そういった講座、あるいは公民館運営審議会にかかわる組織につきましては十分検討してまいりたいというふうに考えております。その仕組みを考え、実施し、社会教育の一層の促進を図ることが我々の責務であるというふうに考えております。

施設使用料につきましては、第5次行革もでございますけれども、新施設の使用料でございますので、公民館とはまた違った体系の使用料になるというふうに考えております。今、まさにその点について関係課において協議・検討しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 まず、今、生涯学習部長からも若干答弁がございましたが、施設使用料につきましては、現在、第5次行革の一項目として、受益者負担の公平性の観点から、使用料の見直し、減免制度の見直しが検討されているところでございます。この使用料全体の見直しの中で、併せまして、先ほどご指摘のありました集会所も含めまして、コミュニティセンターの料金体系について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、自治会が優先使用となる集会所の利用でございますが、現時点で永続的なものかどうかについて結論を出しているわけではございませんので、これは、今後、

自治会の意向も十分踏まえた上で、その協議をしながら両方の点について検討してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 消防長。

○樋上消防長 防火水槽につきましてお答えいたします。

コミュニティセンター付近の防火水槽につきましては、非耐震性が1基ございます。そして、耐震性が2基、付近にございます。合わせて今現在3基ございます。

そして、別府コミュニティセンターの防火水槽につきましては、開発行為に係る消防同意基準によりますと、開発規模が1,000平米以上5,000平米未満であれば、消火栓または40トン以上の防火水槽の設置が必要となりますが、当該敷地の中央から水平距離で100メートル以上の範囲内で消火栓または防火水槽があれば適用しないことができます。しかしながら、民間の建物とは違い、防災拠点となる避難場所としての機能を有していることもありまして、協議の中で防火水槽の設置をしていただくこととなりました。消防といたしましては、本当に喜んでおるところでございます。有事の際には活用できるものと、市民の安心・安全を担保できたと感じております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 増永議員。（「跡地は」と増永議員呼ぶ）

○増永和起議員 じゃ、3回目の質問を行います。

○渡辺慎吾議長 どうぞやってください。質問を続けてやってください。

○増永和起議員 はい。今、ご答弁の中で幾つかちょっと。

それでは、3回目の質問を行います。

仮称別府コミュニティセンターについて

です。

今、2回目のご答弁をいただいた中で、生涯学習のほうから幾つか言っていたんですけども、私は明確に聞いたつもりなんですけれども、それに対してのお答えがどうもよくわからないという感じがするんです。根拠法はどこか、所管は生活環境部とおっしゃったんだと思いますけれども、それから、職員やとか設置条例の目的、それから、公民館運営審議会は、教育委員会が所管するのは難しいが、それはまた違う形で考えるというようなお話やったのかなと。で、行政主導にならないように、行政、市民、施設利用者等を構成する協議会というところはまだ言っていないのかなというふうに思うので、またお願いいたします。

そういうさまざまな問題が非常にあるんだなということが今のご答弁を聞いてよくわかりました。所管も職員も、公民館運営審議会、そういう使用料、このさまざまなことが、公民館ではなくコミュニティセンターという形にすることによって、いろいろとうまくかみ合わないというふうになってくる問題があると。生涯学習のほうではしっかりとかかわっていきたいというふうにおっしゃっていただきましたが、それを担保するようなものを求めるというのがこの第1次答申であるにもかかわらず、この社会教育委員会が求めたものについて、明確に回答ができないということが今ははっきりとわかったと思います。それであるならば、無理に一元的管理を行わなくても、一つの建物の中にコミュニティセンターと公民館がそれぞれ入っているという形態をとるほうがスムーズではないのでしょうか。ワークショップでもそれを望む声がありましたので、そういう方向を考えられないの

か、お答えいただきたいと思います。

集会所については、これもいろいろこれから検討が必要だと思いますので、ぜひ地域の自治会の方々ともしっかりと話し合っていていただいて、使用料の問題も含めて協議を進めていっていただきたいと思います。これについては要望とします。

防火水槽は、防災拠点にふさわしいものをぜひお願いいたします。これは要望としておきます。

それから、跡地の問題です。

売却をやめて市営団地跡地は全体を残してほしいと、今までも地域自治会から要望書が上がっていました。複数の自治会から改めて要望を出したいとの動きもあるようです。ぜひとも地元の皆さんの願いをかなえてください。また、具体的な売却の時期や売却価格などはどうなっているのでしょうか。それもお答えいただきたいと思います。

それから、売却をするまでの間、どういうふうに見えるのかということについて、ぜひ利用をさせていただきたいと思います。昨年度、私立保育所の建て替えのためにはこの土地は利用していますので、ぜひ住民にも利用させていただきたい。少なくとも売却が決定されるまでの間は、地域で利用しながら、地域の皆さんと話し合う姿勢が必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、介護保険についてです。

そもそもが、国が減額の必要性を認めているということです。市が公平性の問題を言うというのは違うのではないかと思います。独自減免の拡充がほかの1号被保険者の保険料を増やすというようなことを言われますけれども、一般会計から繰り入れをすれば負担を増やさずにできます。法定外

の一般会計繰り入れは、今まで国から不適切と言われてきましたが、国会答弁や厚労省回答等で禁じる法令上の規定はないということが明らかになっています。自治体が従う義務もなく、罰則もありません。北海道長沼町や稚内市など、実際に繰り入れを行っている自治体もあります。摂津市でも、一般会計から繰り入れをして、独自減免の拡充をぜひ行ってください。

その上で2点お尋ねをいたします。

1点目です。介護保険料減免のための一般会計繰り入れは法的にできないものではないという認識をお持ちでしょうか。委員会では明確にご答弁いただきましたが、再度確認をさせていただきます。

2点目、摂津市では、一般会計繰り入れによって独自減免の拡充をするつもりはないのか、理由も併せてお答えください。

以上で私の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 それでは、別府コミュニティセンターに係ります質問にお答えいたします。

まず、施設の運営に係ります件で、1回目の答弁でも申し上げましたように、今回の施設につきましては、公民館と、それから集会所の機能を集約した上での一体的運用というふうに考えております。これにつきましてはワークショップ等でもいろんなご意見があったということは承知しておりますけれども、基本的には、地元におきましても一体的運営ということで理解をいただいているものというふうに考えております。

それから、2点目の生涯学習としての公民館としてのこれまでの取り組みについてでございますけれども、現在、生涯学習部のほうでも、先ほどお話がございました公民館運営審議会の答申内容等に基づいた内

容につきまして、私どものほうにいろいろとお話がございます、協議を進めているところでございます。具体的には、ご指摘のありました講座の開催、あるいは学習団体への支援、それから地域でのコミュニティを図るようなおまつり、そういった取り組みを今後どうしていくかということでございますけれども、これも1回目の答弁で答弁申し上げますように、地域の方々と引き続きかわり合い、よりよい関係を持つためには、一定の職員の配置等も必要というふうに考えておりますので、ただいま現在協議しているところでございます。

それから、公民館運営審議会等との関係にはなるんですけれども、当然、コミュニティ施設として新しく運営するわけでございますので、この施設の運営に当たっての一定の評価といったことをしていく必要はあるかというふうに思いますので、そのあたりは、またどのような形で具体的に評価とかをしていくのかについては、また改めてご提起をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、旧鯉生野団地のコミュニティセンターを建設する敷地以南の部分、そこの売却についてのご質問でございます。それにお答えしたいと思いますけれども、まず、新しい公共施設を建てるときは、やはりその財源として一定の額を確保しなければなりませんので、その旧鯉生野団地の南側1,200平米につきましては、そのコミュニティ施設の財源とするためにぜひとも売却が必要であるというふうに考えております。（「それやったら味舌小学校を売れや、先」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 傍聴席、すいません、静粛にお願いします。

○乾市長公室長 そのことにつきましては、ワークショップの中でも何度も説明をさせていただいたとおりでございます。

それから、売却額につきましては、これは鑑定で決めてまいりますので、今この場で幾らであるというようなことは申し上げられないと思います。

それから、売却の時期でございますけれども、これは、コミュニティ施設の完成後、財政運営の中で決めていくことになると考えております。

また、それまでの売却までの一時的な利用でもできないかということでございますけれども、そのことにつきましては、少なくとも、売却の時期との兼ね合いもございますけれども、建設工事の車両の出入口の確保等の関係から、一時利用をするのはなかなか難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 2回目のご答弁ができておりませんでしたので、併せてさせていただきます。

まず、国の保険料軽減が完全実施されない中、介護保険料の独自減免の拡充ということでございますが、消費税率を10%に改正された場合、第1段階の保険料率は0.3、第2段階は0.5、第3段階は0.7に軽減されまして、総額で約8,220万円の軽減が実施される予定でございましたが、10%への改正の延期によりまして、軽減の実施も先ほどご説明をさせていただきましたような一部実施にとどまっております。

しかし、平成29年度には大規模な軽減

の拡充が予定されておる中、独自減免制度を拡充することにつきましては、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点、さらには、他の第1号被保険者への保険料の負担をさらに求めることになることなどから、国の動向を見守りながら見きわめてまいりたいというふうに考えております。

3回目のご質問にありました、一般会計から繰り入れができないということについて禁止する法令がないということをご承知しているかということでございますが、禁止する法令がないことにつきましては承知いたしております。ただ、一般財源からの繰り入れにつきましては、厚生労働省からの通知がございまして、適当でないというふうに例示されております。併せて、法律におきまして、国・府・市で50%、一般被保険者22%、2号被保険者28%の財政負担割合が示されていることから、現時点におきましては一般財源からの繰り入れについては考えておりません。

また、再度、減免の拡充ということでございますけれども、介護保険の被保険者の保険料負担につきましては、所得段階方式とすることによりまして、所得に応じた保険料負担となっております。所得の低い方にも配慮した保険料となっております。第2段階、第3段階に対しましては、申請により、先ほどご説明申し上げたように、第1段階に減額を行う独自減免も実施いたしております。このように、低所得者にも配慮した保険料段階と考えておりますので、先ほどもご説明させていただきましたように、独自減免につきましては、現在のところ拡充の考えはございません。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 訂正の申し出がありました。

消防長。

○樋上消防長 先ほどの答弁内容に誤りがございました。申しわけございません。答弁の訂正を行います。

「水平距離で100メートル以内の範囲内に」とありますが、そこを「100メートル以上」と答えてしまいました。「100メートル以内」と訂正したいと思います。よろしくお願いします。

○渡辺慎吾議長 訂正を許可します。

次に、生活環境部長。

○登阪生活環境部長 先ほどの私の2回目の答弁で、「公民館運営審議会からの答申」と申し上げましたけども、正しくは「社会教育委員会議答申」でございます。おわびして訂正させていただきます。

○渡辺慎吾議長 訂正を許可します。

以上で増永議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度について伺います。

きのうの水谷議員の質問と重なるところがあるかもしれませんが、私のほうからは、現状でこの制度をスタートしてしまうのは問題があるのではないかという問題意識に立って質問項目にあげさせていただきました。

その中心点の一つには、個人情報漏えいの問題があります。プライバシーにかかわるさまざまな情報が、このマイナンバーでは一元管理されていくものと認識していますが、不正利用や成り済まし犯罪等の重大なリスクにさらされることも見ておく必要があると言わなければなりません。日本年金機構の年金情報の流出や東京商工会議所

の会員情報漏えいなど、この間、ニュースでも報じられる中、こうした中でマイナンバー制度が始まることに多くの市民は不安を募らせているのではないのでしょうか。

改めて、この間の準備状況と併せて、制度にかかわるリスクと問題意識についてお聞きしておきたいと思います。

次に、小中学校における支援教育の充実と学級編制について伺います。

2007年に障害のある子どもたちの教育が今の特別支援教育と位置付けられ、どの子にも個々の条件に合った教育を受けて、成長、発達する権利を保障するものとして取り組みが進められてきたことと思いますが、実態について聞きたいと思います。

きのう、藤浦議員の質問で、支援学級の数や状況についてはわかりましたので、重複は避けて、私のほうからは、通常クラスに在籍している言語障害やLD、ADHD、高機能自閉症の子どもさんなどに対応する通級指導教室について、今の現状と取り組みについて聞いておきたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 マイナンバー制度導入へのスケジュールと準備状況についてご答弁申し上げます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に1人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

スケジュールとしましては、今年度の10月から住民票の住所に通知カードを送付し、平成28年1月からマイナンバーの利

用が開始されるとともに、希望者に対してマイナンバーカードが配付される予定となっております。

本市の準備状況といたしましては、昨年度に法定の利用事務の洗い出しを行い、特定個人情報保護評価を実施いたしました。今後につきましては、引き続き利用事務のシステム改修を進めるとともに、制度施行に伴う例規等の制定・改正の準備や、各種事務手続きの見直しなどを進めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 制度にかかわるリスクと問題意識についてのご質問にお答えをいたします。

番号制度導入に当たりましては、個人情報の流出や不正利用といった懸念の声をあはることは承知しております。こうした懸念を払拭して、安全・安心に利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する処置が講じられております。

制度面におきまして、国では新たに独立性の高い専門の監視・監督機関として、特定個人情報保護委員会を設置いたしております。この機関において、特定個人情報、マイナンバーをその内容に含む個人情報が適正に取り扱われているかを監督しております。

一方、システム面におきましては、所得情報や年金の給付状況などの情報を利用するシステムは、情報提供ネットワークシステムという専用システムを構築することとしております。

行政機関を結ぶネットワーク間では、個人番号、氏名や住所など、個人が特定できる情報は一切含まれておらず、セキュリティを重視した設計を行い、情報連携には専

用回線を利用した閉じたネットワーク内で  
行われ、より安全を高めた対応が行われる  
予定となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 それでは、本市の通  
級指導教室の状況についてのご質問にお答  
えいたします。

本市の通級指導教室は、味舌小学校、別  
府小学校、鳥飼東小学校、第四中学校に加  
え、今年度から摂津小学校にも新たに設置  
され、市内設置校は5校となっております。

小学校では拠点校方式、中学校では巡回  
方式により、通常学級に在籍しながら、ひ  
らがな指導や音節指導、ソーシャルスキル  
トレーニングなど、特別支援教育の観点か  
ら個に応じた指導や支援を行っております。

通級指導教室が設置されました学校には、  
加配教員が1名配置され、リーディングス  
タッフとして、通級指導教室での指導のみ  
ならず、市内各小中学校での特別支援教育  
にかかわる巡回相談も担当いたしております。

通級指導教室への通級につきましては、  
各校の支援教育コーディネーターが情報を  
集約し、本市リーディングスタッフが巡回  
相談をした後、検査及び協議を行い、保護  
者への説明などを丁寧に行いながら進めて  
いるところでございます。

○渡辺慎吾議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問をさせ  
ていただきます。

マイナンバー制度にかかわってでありま  
すけれども、今、ご答弁にもありましたよ  
うに、個人のプライバシー等にかかわって、  
リスクというふうな点でいいましたら、特  
定個人情報の保護評価というようなことで

行っているということです。システムの面  
でも万全を期してというようなことで準備  
はされていっているんだろうと思いますけ  
れども、ただ、この間のさまざまなコンピ  
ュータ技術の進化の中では、必ずしも安全  
と言い切れるものができるのかどうかとい  
うようなことであります。

それで、この特定個人情報保護評価です  
けれども、摂津市では、法定事務にかかわ  
って、庁内の税の3課でありますとか、保  
健福祉部にかかわっては五つの課が全て、  
生活環境部では市民課、それから、教育委  
員会にかかわっても三つの課、それぞれが  
合計で19の評価書をつくられているとい  
うようなことで、これを見せてもらいまし  
た。摂津市は、それぞれの事務における特  
定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、  
特定個人情報が個人のプライバシーと権利、  
利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、  
特定情報の漏えいその他の事態を発生させ  
るリスクを軽減させるために、適切な措置  
を講じ、もって個人のプライバシー等の権  
利、利益の保護に取り組んでいることを宣  
言するという宣言がそれぞれの事務におい  
てされているわけです。

ここには、リスクを軽減させるというよ  
うなことであって、やはりリスクがあるん  
だという認識を庁内全てでやはり持つてお  
くことが必要であると、改めてこれを見て  
思いました。国のほうは、マイナンバー制  
度が始まりますというようなことの宣伝が  
盛んにされている中で、安全・安心の制度  
ですと言われてはいますが、安全・安心  
だけをやっぱり宣伝するのではなくて、  
こういうリスクが常につきまとうんだとい  
うようなことは、やはり市民の皆さんにも  
知っておいてもらう必要があるというふう  
に思うわけでありまして。

それで、今回の質問、このリスクの点と、もう1点、コストの面というのも問題だというふうに思うわけです。市が行う事務については、これは法定事務ということで、国からほぼ予算はおりてくるわけです。ただ、民間事業者に対しても、この特定個人情報を守る義務があるということです。市内の中小業者、大企業も含めてですけれども、会社が給与計算、また社会保障制度にかかわる制度を活用するときに、このマイナンバーについて守らなければならない、そういったのが出てくる中で、実際に会社のほうは自社負担で全てこれをやらなければならないというようなことになっています。

帝国データバンクが4月に行った調査によりますと、自社コスト負担は平均109万円というようなことで出ております。今、市内事業所がそういった準備を進めている状況だというふうに思いますけれども、そういう状態をどのように把握しているのかというようなことで聞いておきたいと思えますし、また、先ほどの個人情報漏えいのリスクにかかわってもそうなんですけれども、今後、このカードの活用について、さまざまな、今は法定事務だけというようなことでスタートするけれども、これからいろんなところに展開していこうとしている、そういう状況をどう考えておられるのか、その点について2回目に聞いておきたいと思えます。

次に、小中学校の支援教育の充実、それから学級編制についてということの2回目ですが、学級編制についてということの中で、今、支援学級、また通級指導教室の現状をお聞きしましたが、通常の学級に通われる子どもさんの中にも特別な支援が必要な方が多くなっているわけです。にもかか

わらず、特別支援学級に籍を置いているお子さんは、通常学級のカウントの中に含まれないというふうなことがあって、これは、学級定数、小学校だったら1、2年生は35人、それから3、4年生以降は40人学級というようなことで決まっていますし、中学生も40人以下学級ということで、小学校の通常学級の定数は決まっておりますが、今年度、摂津小学校の入学式に出た際に、毎年、子どもさん、今年は何人入学かなというようなことで、集まった保護者さんも地域の役員さんもこのことは関心を持っておられます。この入学式に出た際に、141人というようなことで、35人学級で割ったら、これは5クラスになるんじゃないかというふうなことだけでも、実際には今4学級です。これは、先ほど申し上げましたように、支援学級に通っている子どもさんはその人数から外して、通常学級とのダブルカウントはしないというようなことになっているからであります。そういうことにかかわって、この今の状況を教育委員会としてはどういうふうに思っておられるのか、これを2点目、質問として聞いておきたいと思えます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 市内事業所等の準備状況、それから、番号カードの拡大利用などについてのご質問に対してご答弁申し上げたいと思えます。

民間事業者につきましても、税務関係の申告でありますとか、社会保険の申請などの手続きにおいて、従業員などのマイナンバーを取り扱うことになります。このため、民間事業者も、マイナンバーを管理するための人事給与システムの整備でありますとか、特定個人情報の漏えい防止やアクセス制御など、安全管理措置の検討、社内研

修・教育の実施などを準備されていること  
と思っております。このような制度の周知  
は、国が民間事業者向けとして、ホームペ  
ージでありますとか、その中でのQ&Aと  
か動画、さらには新聞紙等にも記事が掲載  
されたりしておりますので、一定の理解が  
広がって準備もされていることと思いま  
す。

なお、この民間における準備に対するコ  
スト、それに対する助成、補助、そういつ  
た制度は国は用意されておられないとい  
うふうに聞いております。

それから、また、番号カードの多目的利  
用ですね。これにつきましては、現在、住  
民票でありますとか戸籍の証明書、印鑑登  
録の証明書のコンビニ交付サービスを実施  
する予定をしておりますけれども、その他  
の番号カードの多目的利用につきましては、  
やはりリスクのこともございますので、今  
後、他市の先進事例を参考に、費用対効果  
も勘案しながら慎重に検討してまいりたい  
というふうに考えているところでございま  
す。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、支援学級  
在籍児童・生徒が通常学級で活動する際、  
支援学級在籍児童・生徒を含めた活動人数  
が40人を超える状況が見られる場合の対  
応、また、今後の考え方についてのご質問  
にお答えいたします。

支援学級に在籍する児童・生徒は、通常  
学級においても学習活動を行うことが多々  
ございます。したがって、そこでの活動人  
数が35人または40人のいわゆる学級定  
数を超える場合はございますし、実際、今  
年度、小学校で2校4学年、中学校で2校  
2学年、そのような状況はございます。

対応策といたしましては、担任以外の教  
員を担任に当てて学級を増やす、いわゆる

学級編制の弾力的運用を、学校と協議の上、  
進めることもございますが、この場合、教  
員の加配があるわけではございません。ま  
た、そのような状況を補うための市単独で  
の学級補助員などの非常勤職員の配置にも  
限界がございます。現状の改善のためには、  
学級定数の改善、そして、先ほど議員もお  
っしゃいました支援学級対象児童・生徒の  
カウント方法の改善が急務である、そのよ  
うに考えております。

これまで教育委員会では、大阪府都市教  
職員人事主担課長会等、さまざまな場を通  
しまして教職員定数改善計画の早期実現等  
を要望してまいりましたが、今後、さらに  
大阪府都市教育長協議会におきましても、  
国や府への要望を行うよう強く働きかけて  
まいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、マイナンバー制度に  
かかわって、3回目の質問です。

この制度の拡大運用みたいなことが自治  
体独自でやられるケースも今後検討されて  
くるというふうなことの中では、先ほど来  
言っているリスク、重ねて情報をここに書  
き込んでいけばいくほど、やっぱりリスク  
は高くなっていくというふうにも思ってお  
りますし、今の国の運用自体もやはり問題  
があるというふうな、そんな認識もぜひぜ  
ひ持っていたいただきたいというふうに思いま  
す。

それと、この市内企業の実態にかかわっ  
ては、まだこれから半年期間があるわけ  
ですから、その中でぜひ調査も行って実態把  
握、それから、市長もよくいわゆるこの産  
業のまち、中小企業のまちという摂津市  
の中で何かしら対策は打つことができないの  
か、この検討を進めていっていただきたい

というふうに、これは強く要望しておきたいと思います。

それから、小学校の学級定数のことです。

特別支援教育というようなことで支援が必要な子どもさんの中の多くが、コミュニケーションの問題で課題がある方が多いというふうに私は認識しています。そんな中で、クラスに40人の子どもがいる、20人の子どもがいる、その差というのは大きなものがある中で、ずっと言われている丁寧な指導ということでいいましたら、少人数学級を抜本的に進めていっていただくこと、それから、先ほど言われた課題の解決に向けて取り組みも進めていっていただきたいというふうに思います。摂津市として独自のそういった検討も進めていっていただきますように、教育長からも一言答弁いただけたらというふうに思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

○箸尾谷教育長 この問題は、以前から問題にはなっております。例えば、1学年で45名生徒がおれば、当然、40人学級の場合は2クラスになるんですけども、今は、その45人のうち、例えば7人が支援学級在籍であれば、その場合は38人学級と1クラスの支援学級ということになります。従来からの文科省の感覚は、支援学級は支援学級できちんと1名担任を置いて指導をしている、そして、通常の学級は38名なら38名で指導しているんだから、それでいいじゃないかというのが従来からの文科省の見解でございました。しかし、文科省は、最近、そういう支援学級に在籍している子どもについても、できるだけ通常の学級でみんなと一緒に指導できる場所は指導しなさいというふうに方針を変更しました。そういう意味でいうと、やはりその子

らが帰ってきて、通常の学級で45人で授業をすることを文科省も認めてきているわけですから、当然、そうなることを前提に、ダブルカウントをしてもらうように、私のほうからも、答弁しましたけども、大阪府都市教育長協議会等を通じて強く働きかけてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○渡辺慎吾議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、通告内容に基づきまして一般質問させていただきます。

まず1点目、第5次の行政改革進捗についてであります。

この質問につきましては、昨日、きょうの質問、答弁の中で、いろんな答弁がありました。第5次行政改革をやっていくんだという答弁もありましたし、議員のほうからいろんな要望、提案もありました。そういったことも踏まえながら、私の観点からまた質問させていただきます。

この第5次行政改革、昨年、平成26年度から取り組んでおりまして、達成年度が平成30年度ということになっております。そこで、現在の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

過去の行革の実施率を見ますと、第1次が90.2%、第2次が84.3%、そして第3次が72%、前回の第4次が71.1%と徐々に実施率が下がってきております。これは非常に難しい課題が多くなってきているものということで推察しますが、第5次の行政改革実施計画についても、受益者負担の適正化、あるいは市単独扶助費の見直しなどなど、非常に厳しい内容もあります。また、職員みずからの給与制度の

人事評価と連動した体系に取り組むなどの難しい課題も設定されております。これからの人口減少、そして高齢社会を迎える中で、扶助費などの社会保障費が右肩上がりに増加することは避けられない状況にあります。

このことは、昨日、また本日の質問、答弁の中でもありましたように、議員からさまざまな提案、また要望もあったわけですが、その答弁の中では、税収が170億円を下回ることが予想されて、そして、その中で扶助費が増えていくんだと、そのためにも、この第5次行革を何としてでも達成していかなければならないということでありましたけども、しかし、この過去の行革の実施率が下がってきている現状を見たときに、この第5次の行革は達成できるのかということが疑問視されます。

そこで、現在の第5次行革の進捗について、まずお答えを願いたいと思います。

次に、2点目、自転車事故防止に向けた取り組みについてであります。

この質問も、きのうときょうということでも質問がありました。答弁もあったわけですが、私はまた違った観点からの質問にしたいと思います。

この6月1日から道路交通法が改正されて、自転車運転に対する取り締まりをするようになったということでもあります。3年以内に2回以上繰り返すと、悪質な自転車運転者に対しては自転車の運転者講習会を受講しなければならないという改正であります。一方、摂津市では、いち早くから自転車の安全運転を促す目的で、平成24年4月から自転車安全利用倫理条例を制定し、自転車事故の減少に取り組んでおります。このことは高く評価いたしますが、その後の自転車事故の件数がどうなっているかが

気がかりであります。

そこで、摂津市の自転車安全利用倫理条例制定後の自転車事故の件数について、どのように推移しているのかをまずお聞かせください。

また、自転車事故防止に向けた取り組み、摂津市ではどのような取り組みを実施してきたのか、制定後の取り組み回数や参加人数など、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

また、大阪府警察において実施している自転車安全運転に関する取り組みとして、企業への認定制度があると聞いておりますが、その内容と実績についてもお聞かせをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問とします。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 第5次行政改革の進捗につきましてのご質問にお答えいたします。

本年2月に、摂津市の将来への覚悟を示すべく、第5次行政改革ロードマップの策定に向けた市長訓示が実施され、全職員が一体となって取り組んでいくことを確認したところでございます。その後、行財政改革推進本部会議の開催をはじめ、所属長及び部長ヒアリングなどを随時行い、改革項目とその内容、実施時期、取り組み工程の取りまとめを進めているところでございます。

そして、ロードマップが完成いたしましたら、議会にもお示しして、十分ご理解いただくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 自転車事故防止に向けた取り組みについてのご質問にお答えい

たします。

まず、自転車事故件数の推移についてでございますが、平成24年4月1日施行の自転車安全利用倫理条例制定後の市内における自転車事故件数の推移は、摂津警察署の公表によりますと、平成24年度が123件、平成25年度が116件、平成26年度が123件となっており、その年により増減があるものの、全体的には横ばい状況であります。

次に、自転車事故防止に向けた取り組みについてでございますが、条例制定後は、新たに自転車安全利用指導員を雇用し、公用自動車による市内の啓発パトロールを実施するほか、街頭に立ち、自転車利用者へ直接指導をしております。

交通安全教育として、毎年、市内全10校の小学校3年生を対象に自転車安全教室の実施、平成25年度では、中学生のクラブキャプテンを対象とした自転車安全教室、26年度では、スケアードストレート技法による自転車安全教室を第一中学校と第四中学校の全生徒を対象として実施しております。また、高齢者を対象として交通安全大会も開催するなど、自転車安全運転をテーマにしました開催状況は、条例制定後3年間で約80回、参加者総数は約7,500人となっております。

警察の取り組みとして、大阪府警察本部では、自転車安全利用推進優良企業認定制度を設けており、積極的に自転車安全利用について取り組んでいる企業などを自転車安全利用推進優良企業に認定し、従業員の交通安全意識の高揚と企業単位での自転車安全利用に努める社会的機運の醸成を図っており、平成26年度末で30企業に認定書を交付しております。摂津市においても、この制度により、平成27年5月末時点で

市内企業5社に対して認定書を交付していると伺っております。

今後も引き続き自転車安全教室を実施してまいりますとともに、今年6月の改正道路交通法施行により、自転車の悪質な利用者に対して、自転車運転者講習の受講命令の新設などにより、さらに市民の自転車マナーの意識向上が図れ、自転車事故の減少につながるものと期待しております。

○渡辺慎吾議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、第5次行革の進捗状況ということで、わかりました。今現在、ロードマップを作成中であるということで、近々、それができ次第、報告したいということでありました。しかし、1年たったわけですよ。26年度から27年に来ています。遅いというのが第一印象でありますね、やっぱり。26年度からスタートしたら、もうその時点ではロードマップができて実行に移す段階というふうに考えておりますし、きのうの答弁なんかを聞いていますと、この第5次行革にかける皆さんの思いというのはあると思うんですよ。それなのに、1年間、実施しているのも多分あると思うんですけども、ロードマップがこれからだということでは、やはりちょっと遅いのではないかなということで印象を受けました。

特に、この第5次行政改革の中で、人の改革、あるいは組織の改革ということを第1段目にあげております。やはり職員の人材育成というのを掲げている中で、問題解決型組織の構築ということを掲げていることもあって、やはりスタートしたらすぐに実行できる体制をつくっておかなければならないのではないかなということを感じました。

そういった中で少し気になる点があります。これはさっきの答弁の中で副市長も答弁されたんですけども、定数削減をずっとやってきました。900人体制、800人体制、700人体制、今は660人体制であります。そういった中で、市民サービスも大幅に増えて、いろんなニーズが増えてきているということで、職員に多忙感があるんじゃないかなということと、とりわけイベントへの職員の関与の仕方、これは先ほど副市長が答弁されましたけれども、私もそのことは問題があるというふうに思っています。課題があるんじゃないかなということでもあります。第4次行財政改革ではイベントの見直しということに取り組んだわけですけども、イベントを集中的にやるとか、そういうことを実施しておりますけれども、第5次行革では取り上げておりません。まだまだ私は問題点があるというふうに感じております。

私もイベントに参加したり、また、イベントの実際の手伝いもしたりしております。イベントをするということは、やっぱりまちの活性化、原動力になるというふうに思っていますし、果たす役割は大きいというふうに感じております。そういった中で、この職員体制が減ってきている中で、イベントへのかかわり方ということが重要ではないかなと思っております。先ほど副市長の答弁では、そういうことで超勤等々の問題もあるというふうにおっしゃっていましたが、このイベントの見直しについての取り組みの結果も改めてここで言っていたきたいということと、今後の方向性について答弁をいただきたいと思っております。

次に、自転車事故防止についての取り組みでございます。

条例制定後、さまざま取り組みをしてい

ただいております。しかし、結果は横ばいということでもあります。この倫理条例を制定して非常に期待度が高かったわけですけども、なかなか成果があらわれていないというふうに感じますし、やっぱり地道な取り組みが必要だなということを感じています。これは警察との連携をとりながらやっていく必要があるということでもありますし、私も、この議会あるいは委員会等々で、路側帯のカラー舗装化をしてほしいとか、あるいは自転車の専用道路をつくってほしいと要望してきましたけど、なかなか実現に至っておりませんが、そのような中で、今回、6月1日に改正道路交通法が施行されたわけです。国としても自転車事故を減らしていこうということでもあります。やはり自転車の悲惨な事故というのが報告されるということもあって、国をあげて法律をつくってやっていこうということでもあります。摂津市は24年から倫理条例をつくって自転車事故を減らそうという取り組みをやっているわけですけども、なかなか成果が出ないということでもあります。

今回、改正道路交通法が施行されました。これは14の項目があります。この14の項目を取り締まるということによって自転車事故が減っていくということですが、なかなかこの14の項目がわかりづらいというのがあるんじゃないかなと思っております。この6月1日前ぐらいに、マスコミ、あるいはテレビ等々で報道がされましたけども、コメンテーター、もしくは市民の方からも、その自転車の安全な運転の仕方がわからないというのが現状ではないかなと思っております。

そういった中で、一つの提案であります。自転車安全教育指導員の認定制度があると聞いております。これは、大阪府の交

通安全協会の主催する安全教育を受けて、講習を受けた後にテストがあって、その理解度テストが合格すれば、この指導員の資格が与えられるということでもあります。この制度を活用して自転車の安全運転確保を図るべきだと思いますが、摂津市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目です。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 イベント関連の行革に関するご質問でございます。

平成22年度に策定いたしました第4次行財政改革では、事務事業改革の一つとしてイベントを見直すという項目を設定して、例えば、同種のイベントや行事などは統合や同時開催とするなど、一定取り組みを行ってきたところでございます。昨年度策定の第5次行政改革におきましても、職員の業務の効率化でありますとか定数管理と絡めて、引き続きイベント、行事の点検を行い、必要なものは見直しを行いたいと考えているところでございます。

したがって、現在、各課が所管しているイベント、行事の洗い出し作業を行っているところであり、今後、慎重に検証を重ね、市の関与の必要性や、実施主体の妥当性、広域性の観点から、特に職員が参加することで代休や時間外勤務手当が発生しているものを中心に、各課の本来業務の執行に過大な負担がかからないように見直しを図ってまいりたいと考えております。そして、時間外手当はもとより、職員定数そのものの削減につなげてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 先ほどの1回目の答弁で訂正をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○渡辺慎吾議長 その前に事前に事務局に連絡してやってください。それは結構ですから、やってください。

○山口土木下水道部長 申しわけございません。

先ほど、摂津市において企業5社に対して認定書を交付していると言いましたけれども、「摂津市」じゃなしに「摂津警察」の訂正ですので、よろしく願いいたします。議長、申しわけございませんでした。

○渡辺慎吾議長 訂正を許可します。

○山口土木下水道部長 それでは、自転車事故防止に向けた取り組みにつきまして、2回目のご質問にお答えいたします。

議員ご提案の自転車安全教育指導員につきましては、一般財団法人大阪府交通安全協会の指導員が講習を行い、一定の基準を満たした受講者に指導員として認定書を発行するものでございます。これまでににおいては、平成24年2月に高槻市内において講習会が開催されております。その際に、摂津交通安全自動車協会からの案内により職員2名が参加しております。その後、摂津市も含めて、近隣市において講習会の開催は実施されていない状態であると伺っております。

本市におきましても、一人でも多くの市民や企業及び団体などに自転車に対する法令の理解を深め、交通のマナーを向上していただくためにも、自転車安全教育指導員講習会に参加していただくことは大変重要なことと考えております。

講習会の開催につきましては、講習に必要な場所の確保や講習者の参加数などを確定した上で、一般財団法人大阪府交通安全協会への依頼が必要になってまいります。そのため、摂津市交通安全推進協議会を通じまして、構成団体であります摂津警察署、

また、摂津交通安全自動車協会など、関係機関と協力して、自転車安全教育指導員の講習会の開催に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○渡辺慎吾議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

順番は変わりますけれども、自転車事故防止に向けた取り組みについてのほうから先に3回目をさせていただきます。一応これは要望としておきますので、よろしくお願ひします。

今の答弁の中では、前向きにこの自転車安全指導者講習をやっていくんだということでありまして。ぜひその方向に向けて取り組んでいただきたいと思います。

摂津警察、そして市の職員の道路交通対策の管理をする人も、非常に限られた人数でやっております。そういった中で、日々の自動車事故への対応もやっていただいておりますし、新たに今回、自転車の事故防止に取り組まなければならないということで、非常に業務負担が増えてくるんじゃないかなと思っております。そういった中で、外部の利用ということでは、大阪府の交通安全協会をうまく利用できるのであれば利用していただいて、それで、そういう自転車の安全教育指導員の認定書をもらうということが、その人が今度はリーダーとなって市民に対して自転車の安全教育をしていくんだということで、非常にいいめぐり合わせになると思うんですけども、やはりとっぱなが肝心なので、この講習会をまず実施するんだと、実践していくんだということが大事であります。そういった意味では、関係機関、関係団体と連携しながら、そして摂津警察署と連携しながら、ぜひ実現に

向けて取り組んでいただきたいと思いますということでありまして、これは担当部長としてのこだわりしかないと考えておりますので、大いに期待しておりますので、そのことを期待しておきたいと思ひます。

次に、第5次の行革でありますけれども、イベントの見直しをやっていくんだということでありまして。今回、第5次の行革の柱の一つが、人の改革、人材育成であります。そして、その中で、時間管理能力を向上し、業務の生産性を高めますとあります。これは、一人ひとりの職員が、より生産性というんですか、より成果の出る仕事をしていくんだと、それに向かってやっていきますということでありまして。このことについては副市長に答弁を求めておきますけれども、きのうから、いろんな議員が要望、あるいは提案をされました。医療費の拡大であったり、あるいは教育の充実であったり、我々市民ネットワーク会派も、先の代表質問で、生活困窮者自立支援法に基づく、それで我々は貧困の連鎖を断ち切るために子どもたちへの支援を強化してほしいということで3月議会ではお願ひしております。そういうことを実践していくためにはやっぱり財源が必要ということでありまして、そのためには何といたっても行革をやり遂げなければならないということでありまして。

そういった意味で、今、市の職員の能力にかかっているわけですがけれども、このような中で、きのうから副市長も答弁しておりますけれども、改めてこの職員の生産性を上げていく取り組みというものについてお聞きをしておきたいと思ひしております。

以上で質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 副市長という指名がありましたけど、市長が答えられるんでしたら、市長、ご答弁お願ひします。市長。

○森山市長 私のほうから一言。私のほうから第5次のことについて、後ほど副市長から詳細にわたってはお話を申し上げます。

摂津のまちは来年50年を迎えますけれども、山あり谷ありのこの49年間だったと思いますけれども、いつも言いますけれども、今日があるのはすべからく先人のおかげです。そして、山あり谷ありの中、こうして何とか健全財政を保って今日あるのは、やっぱり一つには第1から4次までの行政改革、これを、議会はもちろん、全庁、市民の皆さんも心一つにして、真面目にといいですか、しっかり頑張ってきたからではないかなと思っています。そういう意味で、第5次行政改革も、同じような精神、これをしっかり持っておかないかと思えます。

その中で、今まで、どちらかと言えば、急場をしのぐのには、人件費のカット、公共事業のカットといえますか、その辺がターゲットになってきたと思うんですね。そんな中で、人を減らして人件費をカットする、ある程度目標まで到達したんですけれども、もう一つ悪いことが重なると言ったら怒られますけれども、ちょうど団塊の世代が退職なさって、3分の1、いや、それ以上、ベテランで経験豊かな職員がのかれてしまったと。そんな中で、一方で、行政需要も同じように減ればいいんですけれども、ますます複雑多様化してくると。このギャップをどうしても埋めていかないかということで、4次行革から5次については、まさに一人ひとりの職員の質にかかっているぞと、でないこの先どうにもならんぞと、そういうことで、先ほどから言われております職員一人ひとりの質をしっかりと、一人二役も三役もできる心構えも持たないとこの先もたないという意味での人

材育成というのを掲げてきたところでございます。

その他、きのうから副市長のほうからお話し申し上げておりますイベントでの職員のあり方等々、詳細については副市長のほうからまたお答えをさせたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長の答弁で副市長の答弁はもういいと思いますので、細かいことというより、それでご理解をお願いしたいと思うんですけど、上村議員、よろしいですか。

○上村高義議員 議長の采配に従います。

○渡辺慎吾議長 上村議員の質問を終わります。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目の、空き家対策を含めた「安全・安心な美しいまちづくり条例」の制定についてでございます。

本市におけるこの空き家対策に関しましては、平成26年の第3回定例会でも質問をさせていただきました。また、今回、森西議員も質問されましたが、国におきまして、いわゆる空家等対策の推進に関する特別措置法の成立を受けて、本市における関係課が連携した体制づくりなど、取り組みの状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、2点目の「せつつこどもエコノート」の取り組みについてでございます。

小学生の時期からこのようにエコノートを通して地球温暖化対策に触れることは、本当に素晴らしいことだと思っております。この「せつつこどもエコノート」の取り組み状況と今後の展開についてお聞かせくだ

さい。

また、この「せつつこどもエコノート」の取り組みを、例えば摂津市のホームページのサイドメニューに追加して、摂津市民をはじめ、全国に発信されてはいかがでしょう。考えをお聞かせいただきたいと思えます。

3点目の（仮称）「地域ふれあい・いきいき・元気サポート制度」の導入についてでございます。

この件に関しましても、平成24年第3回定例会でも提案させていただきました。いわゆる元気な高齢者と言っておりますが、例えば、会社勤めを定年などで一旦終えられた、まだまだ現役ばりばりの方を元気な高齢者と呼ばせていただいておりますが、この元気な高齢者の方がボランティア活動などを通して地域貢献しながら介護予防活動につながる制度の構築を提案しますが、市の考えについてお聞かせください。

そして、4点目です。子ども医療費助成制度の対象年齢を中学校3年生まで拡充することについてでございます。

子どもが思わぬけがをしたり、また、病気になったとき、それにかかる医療費は突発的に発生し、子育て世代にとって大きな経済的負担となります。子どものけがや病気にも医療費を心配することなく病院で診察を受けることができる制度の充実を図ってほしいというのは、子育て世代の切実な願いでございます。この質問に関しては安藤議員も質問されましたが、医療費助成制度における通院の対象年齢を、現在6年生ですが、中学校3年生まで拡充することについての必要性についてご答弁をお願いします。

1回目、終わります。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

（乾市長公室長 登壇）

○乾市長公室長 空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

今年5月26日に全面施行されました空き家対策の推進に関する特別措置法は、市町村に宅内への立入調査や所有者への撤去勧告・命令を行う権限、さらには行政代執行による強制執行も認めるなど、非常に実効性の高い面を持っております。この空き家問題は、単に住居の老朽化に伴う倒壊の危険だけにとどまらず、植木や雑草の繁茂、ごみ等の放置による異臭の発生、害虫発生による衛生環境の悪化など、多くの問題をはらんでおります。

本市では、これら空き家に派生する多くの問題を含め、法の要旨に沿って的確に対処できるよう、関係課が連携して対応する体制を現在構築中であり、実際、既に関係課が集まって会議を重ねているところでございます。

また、今後、少子・高齢化が進展し、人口減少社会が取り沙汰される中で、ますます空き家問題の増加が懸念されますことから、引き続き、国・府の動向を注視するとともに、近隣自治体の手法も見合わせながら、効率的、効果的な空き家対策を検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

（北野生活環境部理事 登壇）

○北野生活環境部理事 「せつつこどもエコノート」の取り組み状況と今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

「せつつこどもエコノート」は、昨年、三宅柳田小学校の5年生を対象に試行実施いたしました。子どもたちの感想から、「電気を無駄にしない」、「地球温暖化が進んでいると感じた」など、地球温暖化とエネルギー使用の関係への認識が高まったこ

とが読み取れました。また、エコノートの内容や回収率についての課題を得ることができました。

本年度は、昨年の試行結果を踏まえ、エコノートの構成や回収時期を変更し、市内全小学校の5年生を対象として、子どもたちが自宅で家族と過ごす時間が多い夏休みを含んだ7月から8月に実施してまいります。エコノートは、2学期が始まるとともに回収し、集計した後、子どもたちに結果をお知らせするとともに、集計結果や子どもたちの感想をホームページやイベントなどで公表してまいります。

このような環境教育の取り組みは、今後もさらに充実させるとともに、ご提案がございましたホームページでのPR方法についても検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 元気な高齢者がボランティア活動などを通じて地域貢献し、介護予防活動につながる制度の構築についてのご質問にお答え申し上げます。

摂津市の高齢者人口につきましては、平成27年5月末の介護保険事業報告において2万493人となっており、2025年においては約2万1,600人に達すると推計されております。一方で、5月末の要介護認定者数につきましては3,234人となっており、認定率は2割を下回っており、多くの高齢者が元気に地域で生活を行っておられます。最近の新聞報道におきましても、現在の高齢者は、10年から20年前の高齢者と比べますと、5歳から10歳程度若返っているとの調査結果も出ております。今後、このような元気な高齢者は、生活の中心が会社から地域社会へと移行していき、ボランティア活動等を通じて社会

に参加し、自己実現をしたいと考える方も増えてくると考えられます。

本市におきましても、平成27年度の介護保険法改正におきまして、介護予防事業の一部が市町村の事業に移行されたことに伴いまして、国が介護予防事業のモデルとして示している多様なサービスの一部として、元気な高齢者を含めたボランティア団体など、住民が主体となる支援について検討を行い、新しい介護予防・日常生活総合事業として構築をしてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子ども医療費助成制度についてのご質問にお答えいたします。

大阪府内の助成状況は、今年4月時点で、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、18団体が中学生卒業までとなっております。また、大阪府の資料によりますと、今年度中に中学校卒業まで拡充する予定の自治体が5団体、高等学校卒業までが2団体となっており、中学生を助成対象とするところは計25団体、大阪府内の半数以上を占める状況となる予定でございます。

子ども医療費助成制度の拡充は、今年の第1回定例会において市長からもご答弁がありましたように、人口の減少解消に向けた時代のニーズに応じた行政サービスであると認識いたしているところでございます。しかしながら、拡充に向けましては、財源の課題もありますことから、第5次行政改革の着実な遂行が必要になるとも考えております。

○渡辺慎吾議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の空き家対策を含めた「安全・安

心な美しいまちづくり条例」の制定についてでございます。

空き家につきましては、景観上の問題だけではなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、また、放火の要因になるほか、災害時に倒壊してしまい、避難や消防の妨げになるおそれがあります。こうした危険性を持った空き家については速やかに対処する必要があると認識しますので、どうか空き家対策にかかわる関係機関の連携体制の構築をよろしくお願い致します。これは要望としておきます。

ここで提案させていただきたいのが、この空き家対策に関しての基本計画、条例等の策定に合わせて、摂津市における、仮称でございますけども、「安全・安心な美しいまちづくり条例」を策定されてはいかがでしょうか。例えば、寝屋川市におきましては、この美しいまちの構築を目指してということで、市民、事業所、行政が協働でいろんな形で取り組んでおられます。歩行喫煙の禁止等、また、たばこの吸い殻、空き缶などのポイ捨て等々、これは、美しいまちづくり推進員さんの協力のもと、協働で取り組んでおられます。このように空き家対策で各課と連携をとる中で、ほかのことも市のほうにご相談が多いことも併せて組み込んで、市民にわかりやすい条例として取り組まれてはいかがでしょうか。考えをお聞かせいただきたいと思います。

次の「せつつこどもエコノート」の取り組みについてでございます。

ご答弁いただきました。今、実際やっております、市民の方と協働で取り組んでおります環境家計簿等々も併せて、摂津市の地球温暖化対策はこのように取り組んでいますということで、ホームページでサイドメニュー等々活用しながら全国に

発進していただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、(仮称)「地域ふれあい・いきいき・元気サポート制度」の導入についてでございます。

元気な高齢者を含めたボランティア団体など、住民が主体となる支援について、新しい介護予防・日常生活総合事業として構築を検討しますとご答弁をいただきました。この各地で今取り組んでおられます「いきいき・元気サポーター制度」は、支援が必要な高齢者の見守りや、例えば話し相手、また、電球交換や買い物支援などの日常生活をサポートする取り組みでございます。このような取り組みが地域のつながりやきずなをさらに深めて、おひとり暮らしの高齢者の方の例えば孤独死を防ぐ、そういった取り組みに私はつながっていくのじやないかなというふうに思いますので、どうか体制の構築をご検討よろしくお願い致します。要望としておきます。

子ども医療費助成制度の拡充についてご答弁をいただきました。今回、公明党といたしましても、教育長、市長に要望書を提出させていただきました。何度もこの件に関しましてはこの場でご要望をさせていただいているわけでございます。せめて義務教育の間は、やっぱり経済的な負担をなくしていかなあかんというふうに私自身も思っております。本年度の市政運営の基本方針の重点テーマに子どもをあげていただいております。市長から、この中学校3年生まで拡充についてご答弁をいただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

- 渡辺慎吾議長 生活環境部理事。
- 北野生活環境部理事 「安全・安心な美しいまちづくり条例」の制定についてのご質

間にお答えいたします。

ポイ捨てや犬のふん、空き地の管理等の環境美化につきましては、環境の保全及び創造に関する条例に基づき、啓発を行っているところでございます。また、市民の自主的な美化活動につきましては、清掃用具の貸し出し等の支援を行っております。

環境の保全及び創造に関する条例は、施行から16年が経過しており、その間、地球温暖化対策や環境教育、動物への対応など、新たな課題が山積しております。今後、庁内の関係各課で構成する部会で意見を集約するとともに、横断的に取り組める体制を整え、ご紹介のごさいました先進市の条例等を参考にしながら、摂津市の現状を踏まえ、未来を見据えた条例を構築してまいります。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 南野議員の2回目の質問にお答えをいたします。

何度も言っていますけれども、今の社会の一番深刻な課題の一つ、それは少子化です。ということで、子育て支援、これは待ったなし、そういうことで、摂津市も子ども、これをテーマにしておるところでございます。

ところで、かねがね3年をめどにと、中学校まで年齢を引き上げたいと言ってまいりました。そんなことで、さきの議員のご指摘もありましたけれども、3年をめどにといいますと来年度です。来年度がタイムリミットになろうかと思っております。そういう意味で、でき得れば来年度の当初からといえますか、実施できれば、それにこしたことはないわけでございますけれども、先ほど来、5次行革とのいろんな整合性等々の答弁もいたしておりますので、その点も併せて可能性を探っていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、3回目、全て要望とさせていただきます。

1点目の空き家対策を含めた「安全・安心な美しいまちづくり条例」の制定について、ご答弁をいただきました。どうか摂津市の実情に合った、今まさにさまざまなボランティアの方が各地域で清掃活動等々していただいておりますけれども、そういう皆さんの声を聞きながら、しっかりと市民にわかりやすい「美しいまちづくり条例」を制定していただきますよう、よろしく願います。これは要望とさせていただきます。

それから、子ども医療費助成制度の対象年齢を中学校3年生まで拡充してほしいということで、市長からそれに対してのご答弁をいただきました。この質問はこれで最後にしたいかなと私自身思っております。できれば来年の4月1日から実施できるように体制づくりもしっかりやっていただきたいと思っております。私とも、今、下の子どもが中学校2年生でございまして、小学校のときに比べると、中学校に行き出すとクラブ活動も活発で、そんなに病院に行くということはありませんけれども、やはり中には病気をお持ちで病院に通院しなあかん子どもさんがいらっしゃるということは事実でございます。そういった子どもさんの経済的負担を少しでもなくしていくということが、住んでよかったと思える摂津のまちづくりに私はつながっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうか来年の4月から、子ども医療費助成制度、通院における助成を中学校3年生まで拡充していただきますようお願いをいたしまして要望とさせていただきます。

以上で一般質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 南野議員の質問が終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時45分 休憩)

(午後3時14分 再開)

○渡辺慎吾議長 再開します。

日程2、議案第41号など5件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第41号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分及び議案第49号、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件の以上2件について、6月15日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第41号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分及び議案第48号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の以上2件について、6月15日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべ

きものと決定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第41号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分、議案第42号、平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第50号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件について、6月12日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第41号、議案第42号、議案第48号、議案第49号及び議案第50号を一括採決します。

本5件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本5件は可決されました。

日程3、議案第51号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第51号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたし

ます。

なお、詳細については、議案参考資料1ページから9ページを併せてご参照願います。

本議案は、(仮称) 摂津市立別府コミュニティセンター新築工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、(仮称) 摂津市立別府コミュニティセンター新築工事です。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は6億696万円です。契約の相手方は、摂津市東別府四丁目13番6号、五和建设工業株式会社、代表取締役、山本義信です。

工事の内容は、建築物の新築工事、外構工事及び建築物の解体工事です。建築物の新築工事は、鉄骨造3階建てのコミュニティセンターの新築を行います。外構工事は、自動車駐車場、自転車駐輪場及びその他外構工事一式を行います。建築物の解体工事は、木造2階建ての摂津市立第19集会所の解体を行います。

なお、工事の予定価格は6億7,445万3,520円で、落札率は90%です。

議案第51号の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑があれば受けます。野原議員。

○野原修議員 1点お聞きしたいと思います。

先ほど、増永議員からもありましたように、このコミセンの下の防火水槽ですけど、旧三宅小学校では100トン、そういう貯水できる施設があると聞きます。また、ここで先ほどから40トンということなので、この40トンから、これが60トンとか80トンとか、これを増やせるようなことができるのかできないのか、1点お聞きしたいと思います。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 防火水槽につきましては、開発基準に基づき、消防と協議したものでございます。規模につきましては、その必要性とともに、今後のメンテのことも含めまして、予算の制約などもある中で判断したものでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○渡辺慎吾議長 野原議員。

○野原修議員 一定理解はするんですけど、先ほどから増永議員も言われているように、あれは避難所という形の、地域の人にとっては最後のとりでという形にもなりますので、その辺をよく考慮していただいて、検討していただいて進めていただきたいと思ひます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 ほかにございせんか。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 この案件は、1回目、入札を行って、結局不調に終わって、もう一度入札をされたというふうに認識しているわけですけども、これで多分、恐らく同じ会社でもう一度入札されたということだと思ひうんですけど、その辺のいきさつは、なぜ1回目について不調に終わったのか、そして、同じ会社でもう一度入札をした経緯と理由について、ご説明をお願いしたいと思ひます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○杉本総務部長 入札の経緯でございますが、当初につきましてはJVによる入札ということで行いました。ところが、全く応募がございせんでした。さまざまな理由があるのかなというふうに、結局、結果として入札不調になりまして、この中で次の入札ということになったわけですけども、まず、なぜJVでの入札が不調であったかという

ことについて、我々も、大阪府であるとか、国の機関であるとか、いろんなところに問い合わせをし、他市の状況についても問い合わせをいたしております。

この中で、やはり今の経済状況ということが非常に大きいというふうなことを我々としては判断しております。東京とか東北での大きな工事、オリンピック関連であったり震災関係の工事であったりということ、非常にそういう大きな工事が東のほうでありまして、あまりこちらのほうでやるだけの、もちろん人手もそうですし、資材もそうですしといったことで、この程度の工事では、なかなかJVを組んでまで実施をするということは難しいというのが、JVを組む側の大手企業というんですか、そういったところのどうもお話があるようでございました。

それで、不調になりましたので、本来は当初発注でお願いをしようと思っておりましたが、再度入札をしたということでございます。これにつきましては、市内のBランクの業者さんを全てお呼びしてやるということで、今度は市内業者単体での受注をお願いしたということでございます。ただ、今回の入札につきましても辞退が相当出ているということでございます。これは、先般に議決をいただきました各小中学校の耐震工事等で先に工事を請け負っていただいておりますので、そういったことで、監督者というのか、そういう方の不足とか、いろんな理由があるようでありましたが、何とか市内の業者の中で落札をいただけたという経緯であったかと思えます。

入札につきましては、今まで一定規模以上についてはJVを組んでいただいているというのを通例といたしておりましたが、今後につきましては、今回の経験も踏

まえて、どのような入札方法をとっていくのかということについては、もう一度、庁内の入札の検討委員会等でも検討した上で今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 ほかにございませんか。安藤議員。

○安藤薫議員 1点お聞きします。

コミュニティセンター、新たな新築工事ということで、別府公民館と、それから集会所を建て替えすると、代替施設プラスアルファ、コミュニティセンターという機能を持つわけで、地域のコミュニティの大切な拠点になっていくわけですが、外構工事にあります自動車の駐車場が11台、駐輪場が20台というような設定になっております。これで十分なのかどうか、どのような規定でこの台数を設定されたのか、十分だというお考えで決められたのか、その点をお聞かせください。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 駐車場及び自転車駐輪場の件でございますが、駐車場につきましては、今、11台確保しております。ただ、非常時には、広場で5台程度の対応は可能なというふうに考えております。

それから、駐輪場につきましては20台、これは屋根つき駐輪場として確保しているものでございまして、その他のスペースにおきましても、全体としては50台程度は駐輪可能ではないかというふうに考えております。

確かに、ご指摘のとおり、それで十分かと言われると、なかなか難しい面もございまして、限られた敷地の中では可能な限りのスペースをとっているというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 新たに建設をされていくという事ですので、十分に市民の皆さんがこの施設を利用するためのアクセスをよく考えておかなければいけないというふうに思います。とりわけ、近隣には車を止められるような有料駐車場もそれほど多くないというふうに認識をしておりますし、自転車で多くの方々がこういった施設を利用されているというのは、既にほかの公共施設を見てもよく想像できることだというふうに思います。

別府公民館の25年度の事務報告書を見ますと、約1,200名ほど講座を受けられる方が利用されているというふうに思うんですけども、大体1回の講座で30人ぐらいの方が来られることも十分あり得るわけで、駐輪場の20台というのは果たして本当に足りているのかどうかということが非常に心配されるわけです。広場のほうの利用もできるということではありますが、公民館まつりとか、いろいろな大きな行事をやるときには、そういった対応も非常時ということのできるかもしれません、日常的に多くの市民の方が気軽に利用できると、またはたくさんの人に寄っていただくような施設にしていくという点では、自転車の駐輪場のスペースというのは20台では非常に不足しているのではないかなというふうに思います。そういう点で、今後、駐輪場を増やせるような状況がスペースも考えられるのかどうか、その点、もう一回お聞かせください。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 今、ご指摘をいただいた点を踏まえまして、現実の運営の中で、特に自転車の駐輪場につきまして、もう少しとれることができるのかどうか、そのあ

たりについてはまた検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡辺慎吾議長 ほかにございせんか。大澤議員。

○大澤千恵子議員 先日、この件に関しましてご説明いただいたんですけども、3階の部分非常に大きなホールになっているということで、避難経路の確認をさせていただいたところ、後ほどまた確認をさせていただきますということで持ち帰られたんですけども、そこだけ確認をさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 施設の2階と3階部分、ページ数でいいますと5ページ、6ページに、施設の外回りに避難用のバルコニーを設けております。これは多方面に避難経路を設けるためということで設置をさせていただいております。そして、基本的には、それぞれのページにございませう屋外階段のほうへの移動と、それから、逆のほうの方向に四角のペケ印がついておりますけれども、そこからも出れるというような形の仕組みになっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終

われます。

議案第51号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議案第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第52号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。

なお、詳細については、議案参考資料10ページから18ページを併せてご参照願います。

本議案は、摂津市消防本部庁舎改修工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市消防本部庁舎改修工事です。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1億4,202万円です。契約の相手方は、摂津市東正雀2番3号、株式会社永商興産、代表取締役、高原紀夫です。

工事の内容は、平成27年度は内部改修工事、空調設備改修工事及び外壁改修、屋根・屋上(防水)改修工事で、平成28年度は内部改修工事です。平成27年度の内部改修工事は、1階の受付室の改修及び2階、3階の事務室等の改修を行います。空調設備改修工事は、1階から5階の全空調設備の改修を行います。外壁改修、屋根・屋上(防水)改修工事では、外壁のクラック補修、塗装及び屋根・屋上の防水改修を行います。平成28年度の内部改修工事は、3階の会議室及び倉庫の改修を行います。

なお、工事の予定価格は1億5,490万9,800円で、落札率は91.7%で

す。

議案第52号の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑があればお受けします。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今回のこの入札に当たっては、15者中3者だけが入札を入れられているということで、あとは辞退されたというふうな状態になっています。今まで、先の5件、それから、今先ほどの分も含めても、3者ということではなくて、約半分以上は入札されているという状況から、なぜこういうふうな結果になったのかですね。

それから、以前に、他市に比べて摂津市の入札予定価格が大変低く設定されているという声を聞いたことがあります。そういった関係とは全く関係ないのか、一度認識をお伺いしたいと思います。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○杉本総務部長 消防庁舎の入札でございしますが、コミュニティセンター等の先に入札を落札された業者がおられましたので、この方々も失効という形になったということもございします。また、全体的に、辞退された業者の方について、どういう理由なのかということを一応我々としては問い合わせしております。その中で多いのが、15者、Bランク以上の業者はあるんですけども、コミセン、また消防庁舎の中でも、一つは、先ほど申しました教育施設の工事を先に落札されたことによって、人手ないし会社としての対応が難しかったということ、もう一つは、そういうのをとっておられないですけども、今、非常に他の工事等がたくさん、民間等もございしますので、技術者が手当できないということで辞退されたというふうに聞いております。以前であれば、非常にたくさんの方に入札をいただいて、そ

の中で決めてきていたという経緯はございますけど、やっぱり世の中の動き、経済状況というのが非常に我々のこういう入札にも影響しておるのではないかなというふうに認識をしております。

もう1点、摂津市の予定価格についてということでございますが、予定価格が安いということ、これは、我々としてはそういう認識はいたしておりません。今回も大体90%前後の入札率になったかと思いますが、その積算等については適正に行っておるものと考えております。

○渡辺慎吾議長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議案第53号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 議案第53号、財産の処分の件について、内容のご説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料19ページから30ページを併せてご参照いたします。

売り払う財産につきましては、仮換地の表示で、所在地は北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業区域内7街区の一部及び8街区、地目は宅地を予定いたしております。地積1万7,304.03平方メートルの土地譲渡契約を締結するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。売り払いの方法は、条件付一般競争入札で、売り払い価格は68億7,101万円となります。売り払いの相手方は、近鉄不動産株式会社・大和ハウス工業株式会社・名鉄不動産株式会社の共同企業体として、代表者は、大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号、近鉄不動産株式会社、代表取締役、赤坂秀則です。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑があればお受けします。野口議員。

○野口博議員 幾つかお尋ねいたします。

最初に、単純ですけども、なぜこれだけ多額な金額で売却されることになったのかということについて少し説明いただきたい。当初、5.4ヘクタールで、1平米2万5,000円ということで14億円、半分が借金ということで購入されました。今回、その3分の1に当たる1.7ヘクタールを68億7,000万円で売却するということになりました。そういう経過がありますが、とりあえず、まずこういう問題について、お考えを聞かせていただきたい。

二つ目は、一番当初にこの跡地まちづくりを始めたときに、吹田市、摂津市で、開発可能面積ということでいろいろ数字があ

りましたけども、それを出発として、今回、JVに1.7ヘクタール売却しますし、URもありますし、国立循環器病研究センターの1ヘクタールもありますし、全体を見て、この8.何ぼの当初の出発の摂津市の取り分の中で、どういうところが到達になっているのかということ、少しこの際教えていただきたいと。

それと、三つ目は、これだけの金額が計上されましたので、それに関連して、いろいろ財政問題を絡めてお話もさせていただきましたけれども、この吹操跡地に対する受けとめは別にしまして、担当部長として、この多額な金額の問題がいろいろ表立って言われておりますけれども、このまちづくりに対するこれまでの到達について、それに対する思いも含めて、披瀝をしていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 なぜこういう大きな金額になったのかと、もともとの考え方からということでご質問をいただいておりますけれども、申しわけございませんけど、もともとがこの価格は非常に低かったということが言えると思います。もともとは、国鉄から清算事業団、鉄道支援機構という形でこの土地は管理が渡っていました。そのときに、もともとは、私の経験値で言いますと、昭和60年からの今日までの話でございます。それを、いろんな協議を踏まえて、いっときは平米当たり5万円。それは、文化財とかいろんなそういう諸条件をマイナス要素として、その当時の担当者が一生懸命値を下げる努力をしたということ踏まえて、最終的に平均価格として2万5,700円程度になったと、半分程度になったという流れがございます。それと比較します

と、非常に価格としては上がったというような結果になろうかと思えます。

私が覚えていますのが、あの当時、路線価で大阪高槻京都線の近傍、類似で、大体平米当たりが十四、五万円から17万円程度、府道のかぶりつきですけど、それぐらいの評価も府道沿いはあったという時代もありました。あの後、また下がっていますけども。そういうようなことを考えますと、やはり当時の担当者が非常にもともとの価格を頑張ったんじゃないかなというところからもともとが出発したと。

今回、こういうような大きな金額になったと申しますのは、やはり社会状況だと思います。よく言われましたのが、このJRの国道軸の沿線で、これだけの規模の空地がもうあかない、ないであろうというような前提の中で、企業側の視点がこちらに来たというのが1点。

もう1点は、駅前等再開発特別委員会のほうでいろいろお世話になりましたけども、このまちづくりの基本計画において都市型居住ゾーンを堅持したということが大きな要素ではないかと思えます。例をあげますと、岸辺の駅前には国循も来ます。吹田の市民病院も来ます。国循の反対側の駅前広場に約8,000の保留地を処分いたしました。ここの部分につきましては、マンションでも分譲マンションの建設は不可、建ててはならないという条件を付して売却されました。ということは、この吹田操車場の中で純然たる都市型居住の空間を持っているのは、我々とURが持っているこの7・8街区のみでございました。そういうことからいうと、言い方は悪いですけど、顧客として住宅ハウスメーカーも含めましてつきやすい条件になったと。競合する相手がほかにいませんので。そういう面にお

きますと、競争するに足り得る土地であったということと、やはり社会状況、経済状況といいますか、消費税が先に延びた要素とか、やはり今の、バブルではございませんけれども、要するに土地の底値が落ちついてきたというところのやっぱり反動があったのかなという、いろんな要素が匂を逃さずに出せたのかなというのが今回の金額ではないかと思えます。

もともとの出発でいきますと、やはり我々は、都市型居住ゾーンとして住環境を保全して、そして質の高いまちづくりを堅持していきたいという骨子はぶれもせず、それに基づいた地区計画を定めていく予定をいたしておりますし、それを条件として今回の売却に付したと。それが先ほど言いました条件つきという部分もございます。

それと、私として思いとして述べよということでございますので、私としての私的な話で申しわけございませんけど、私らまちづくり屋といたしましては、こういうお金は一過性という形でしか考えておりません。だから、ほかでまちづくりをするのに、お金をもうけたか、もうけていないかということは、我々には一切関係ございません。結果としてこうなったというのがまちづくり屋の意識でございます。

我々が考えておきたいのは、質の高いまちをつくって、まちの評価を上げて、そして、評価を上げることによって、それに見合った税収が入る。その税収が、いつかは、今、議会の承認をいただいて出したお金と入ってくる税収がどこかで必ず分岐点になると。これを我々とすれば最終的な目途にして、何が残るかというたら、やっぱり質の高いまちが残ったというのが我々まちづくり屋の意識でございます。今回のこの高額になったというのは、我々としては一

過性であり、これに対してどうだこうだとかまちづくり屋としてはあまり言いたくないというのが本音でございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 野口議員。

○野口博議員 一つ答弁がなかったのです。数字的なものです。最初、跡地まちづくり全体の当初の出発のときに、摂津市の取り分が8.6だとかあったと思うんですけども、それからその利用形態がどうなったのか、教えていただきたい。

それで、三つのJVで落札をされるわけでもありますけども、いろいろ入札の条件が記されています。例えば、第一種住居地域、建蔽率が60%だと。で、容積率が200%、これに地区計画ということでかぶせていくという話であります。お話にあったように、この用途としては、いわゆる分譲住宅。集合住宅であれ戸建てであれ、分譲住宅しかできないと。その中で、計画条件書別添1という資料がありまして、これは、地区整備計画等の中で、いわゆるこの地域に建てられないものという用途制限がいろいろ記されています。この中に、店舗などの面積は、500平方メートルを超える店舗はあきませんよとか、緑化率25%を最低限度としますよとか、いろんな用途制限もありますけども、そういうことで見た場合に、南千里丘の中で35階のタワーマンションができていますけども、容積が200%ですからそう簡単にいきませんが、この地区計画をかぶせているとして、こういう落札業者、開発業者の当然店舗展開計画によりますけども、どういうものがイメージとして建てられるのかという可能性の問題として、そういう想定についてどうお考えなのか、ご意見を聞かせていただきたい。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 申しわけございませんでした。面積の数字のことでございますけれども、もともとは摂津市の開発区域が8.2ヘクタールですかね、全体にあったと。それを具体的に区画整理事業で事業を起こしてきたと。そのうち、摂津市が乱開発防止を前提にして、面積としては5万4,347平米を平成20年に買収した、買い取ったということでございます。

今回の用地の売却に当たりましては、7・8街区の2街区について売却を行いましたので、その面積的には4万4,985平米が今回の売却面積でございます。残りでございますと、約9,000平米ですけど、1万弱平米は、今現在、まだ売却しないで、正雀の下水処理場に三角地としてへばりついている状態でございます。それがおおむね3,700平米ほどございまして、それを最終的には下水処理場の、前もご説明申し上げましたけども、クリーンセンターと下水処理場の用地と交換をして、一体的な用地として約6,000平米程度はそこで担保をするというのが、最終的に今売却しても残る全体の残面積という形になろうかと思っております。これが土地の今の現在の流れでございます。

用途制限でございますけども、基本的には、我々は南千里丘をイメージして考えて、用途制限も考えております。緑化率も25%、壁面後退も3メートル、一部は1.5のところもありますけども、基本的には3メートルで緑化を基本として考えてくださいと。ただ、先ほどおっしゃったみたいに、ここは第一種住居でございますので、建蔽率・容積率は60%・200%となっております。南千里丘の場合は近隣商業で80%・300%の建蔽率・容積率でござ

います。こちらは60%・200%ですけども、ただし、これは都市計画法上の手続きじゃなしに、今後考えられる話といたしましては、建築基準法における総合設計制度を使われるであろうというふうに考えています。この場合は、大阪府の建築審査会が通らなければ、この制度の活用はできません。ただ、買われたほうもプロでございますし、やっぱりそのあたりはいろんな経験を積んで我々以上にプロでございますので、そのあたりは、十分まちづくりとマッチした総合設計制度なり、そういう新たな制度を活用したまちづくりになろうかというふうに思っております。ただ、はっきり言えますけども、60%・200%の60%以上は横には広がりようがございませんので、4割以上は必ず残りますし、そこに25%の緑化は必ず義務として出てくる。これが、秋か今年中には都市計画審議会でお世話になりながら地区整備計画を決め、そして、それに合わせた、当然南千里丘でもやりました建築条例を定めていくという一つのストーリーとして流れていくというのは、ご承知おきいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 野口議員。

○野口博議員 大まかなイメージは大体感じますけども、そうしますと、そのおっしゃった府の管轄である総合設計制度、これに乗った場合、南千里丘の近隣商業で容積率300%であったけども、今回は200%で出発をします。これは、容積率は300%とか、そういうふうになるという可能性もあって、この構想もできるんだと。敷地面積の使い方によりまして、そういう可能性はあるということですか。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 当然ながら、周りの必ず看板が上がっているところ、ミナミの御堂筋とか、総合設計制度を使いますと看板が上がるんです。この部分は公開空地で提供しますと。そういうことを踏まえて、そういう努力したもんを上を上げてあげましょうということで、たしか我々は、うろ覚えでございますが、南千里丘も300%丸々は上がっていなかったと思うんですが、でも、やっぱりあのとき、400%ですか、基準容積率300%のところ400%。大体100%ぐらいまでかなと。それ以上になりますと、全体の敷地の使い方としても無理だと思いますので、そのあたりはどういうふうな形で提案してくるかというのは今は見えません。ただ、総合設計制度を使わないと今の制度的には無理じゃないかなと。ただ、そういうことは、当然ながら開発指導のほうで、今度は我々の29条開発は当然地方分権で来ていますので、その場合は当然指導のほうをやって、周辺の方々へ迷惑がかからないようにという前提を持って、我々は企業側に今度は土地を売る立場から指導する立場に変わってくるという意識を持っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 ほかに質問はございませんか。上村議員。

○上村高義議員 単純な質問なんですけれども、売り払い金額が68億7,101万円であったということでもあります。この金額が妥当であるかどうかと、今、我々は決めるんですけども、この額は入札した中でどういう位置付けにあったのかというのがわからないんですけど、だから、前の議案第51号、議案第52号は入札状況というのがあって、一番安い価格で契約しましたよとあるんですけども、この68億円ほどの

位置の金額であったのかというのがつかめないんですけど、何者が入札されて、ここに落札したということをお教えいただきたいということと、議案第53号には土地譲渡契約書というのが参考資料でついております。この契約書がついている意味がよくわからないんですけども、我々議員に対して何の目的を持ってこの契約書が参考資料であるのかなということが、この契約書が、先ほどの議案第51号、議案第52号にはこういう契約書はついていないんですけども、この議案第53号には契約書がついているということの意味合いがちょっとわかりにくいので、そこも説明いただきたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、2点ご質問いただきましたので。

今回の入札方式は、先ほども申し上げましたけども、条件付一般競争入札という形をとらせていただいております。この場合、金額が、工事発注と違いますので、逆に売却という形になりますので、一番入札価格の高いところをもって1番とすると。ただし、先ほどもご意見いただきました入札するための条件、市が出している条件をクリアした企業でないと入札、応札はできないという条件がつきます。だから、例えば、25%を我々は守ります、壁面後退もやります、第一種住居を第二種中高層の制限内にやりますとか、500平米以上の店舗面積を持たないとか、いろんなそういう諸条件を全てのみますという企業さんのみが今回応札をされ、そのトータルで5者されております。その中で、全てのそういう条件をのまれた企業さん5者のうち、入札されて応札した結果、一番高い価格の企業さんが今回議会に上程させていただいて

いる企業さんという話になります。そういう流れでございます。

次に、参考資料でございますけれども、実は、当初、我々は、私はその当時は担当していなかったんですが、この用地を買ったときに参考資料で契約書をつけていたという経緯がございます。今回もそういう一つの経緯の中で、この売却に対してはいろんな諸条件をつけていますので、その分について、参考として見ていただけるように参考資料としてつけさせていただいたという流れでございます。これは特にこうやということではございませんので、その点、ご理解のほうを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○渡辺慎吾議長 上村議員。

○上村高義議員 説明ありましたように、今回は5者が応札されて、その中で一番高いこの68億7,101万円で落札したということの説明がありました。そのことを信用するということができないんですけども、本来は紙面でこうでしたということがあれば信用度が高いんですけども、今、本会議場でちゃんと部長が説明されました。そのことは担保として信用して、この区画が一番高く売れたということになります。

あとは、契約書については、こういう形で契約書がついてくるということに何か意味があるのかなと思ったので、この契約書の中を見ていたんですけど、普通の契約書に近い形なので、意味合いが何かあるのかなとも思いましたので、そういうことで聞きました。

以上です。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 この吹田操車場跡地、本当に摂津市では残された最後の大きな開発地ということで、今回、売却になったわけで

すけども、通常、行政なんかは売却する場合は、こういうまちにすることを提案してくださいという、いわゆるコンペ方式などで、あらかじめこういうふうなまちにしましょうということを通じて認識する中での入札ということを行うことが多いと思うんですけども、今回はそういうのをされずに、条件つきですけども一般競争入札ということにされました。なぜそのようにされたのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 ご指摘のとおり、当初、このプランをつくる時に、コンペ方式と申しますか、公募型プロポーザル方式というのを考えておりました。まちのイメージはガイドラインで設けておりましたので、それを基本として提案してもらおうかという話になりました。ただ、ご承知のとおり、今回の用地の売却に関しましては、いろんな、関係する7街区だけでも、URさん、JR貨物、我々という3者が権利者としております。それが、皆さんが同じ全て土台に乗った話であればいいですけども、いや、これは我々のイメージと合わない、これはだめという形になりますと、やはり統一性のないまちになりますので、そしたら最初から基本となる押さえるべきまちのイメージ、約束事、ルールを決めましょう、このルールにのっとって金額の高いところだけを評価しましょうと。そういうばらばらの評価にならないように、最初からこのルールをのんでもらう企業さんに決めていきましょうということ、総合評価のプロポーザル方式、つまりコンペ方式とかはとらないで入札で一本でいきましょうということ、今回は条件をのんでいただいたところの高いところという形だけで線を引かせていただいたのが現実でございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 そうしますと、買われた業者がこれからまちづくりを提案されて、計画をされているということになります、考えられたらどんなんでもいいですよということにはならないと思うんですね。当然、こちらもいろいろ地区計画とかをかけていくということになります、それプラス、やっぱり摂津市の、最初に言いましたけども、最後に残された一等地です、大きなシンボルとなるまちにもなりますので、摂津市としての意思も何らかそこには反映できるようなシステムを持ってまちづくりをしていってもらいたいということも必要ではないかと思うんですけども、ちょっとこれはこの入札の部分とは直接外れますけども、この際、今後そういった考え方はどういう考え方でまちづくりになっていくのか、聞いておきたいと思います。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、行政というか、摂津市としての特化した考え方となるんですけども、我々は、先ほど言いましたように、地区整備計画、建築条例以外に景観形成地区として指定をします。で、摂津市が、アドバイザーも入れてやっていますけども、景観形成のためのそういう審議をしてもらって、摂津市らしさの景観形成地区として定めていく予定もいたしております。そこで摂津市のイメージに合うような色合いとかまちの色合いも含めましてやりまし、もう1点は、これはまちのガイドラインの策定をもともと出発点からしておりますので、それを軸に今後も協議を進める。また、もともとのイメージ提案の中に我々が申し入れている内容もございますので、そのあたりをどういうバランスをとって

くか、まちのデザインでございますので、そのあたりは十分協議をしてみたいと。摂津市というか、国循とすれば、全体的な世界に発信する病院ということになりますので、センターですので、そのあたりで負けないようなまちができればなというふうに思っています。

以上です。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 いよいよ民間に売却されるということで、これは大きく、ある意味ではスタートラインに立つというふうな意味だと思っておりますので、これは民間会社だけではなくて、行政も、我々議会も一緒になって、本当に摂津市の誇れるまちにしていきたいという思いでおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。木村議員。

○木村勝彦議員 私、月に1回、国立循環器病センターに検診に行っておるんですけども、その関係者の方から話があって、木村さん、あそこの土地が売却決まったようですけれども、どんな建物が建つんですかねということを知りました。第一種ということもありましたから、私は高層住宅は建たないということを申し上げたんですけども、後で担当に聞いたら、そういう総合設計制度とかいろんな関係があって、そこそこ高層住宅が建つということになっておりますよということを知りました。

その先生が心配されるのは、国循はドクターヘリがあそこで発着しますと、そういうときに支障はないんでしょうかねという話があって、私はそういう専門的なことはわからないから一遍調査してみますということで、担当部長にも言って、国循と折衝されて、別に大した支障はないということ

の返事はもらったんですけれども、この間も行ってみたら、その先生が、やはりそういうある程度の高層住宅が建つと、必ずビル風が発生しますよと。しかも、あそこには東海道が走っている、そこには特急電車、快速、いろんなスピードを上げてくる車両が走っておると。そういうところに、もし万が一ヘリの事故が起こったときにはどうなるんでしょうかねということをお聞きしておりました。

そういう点では、ビル風の問題は、私はどのように発生するのかということはわかりませんが、やはり我々の住んでいる正雀地区の府営住宅なんかでも相当ビル風みたいなものが吹いてきます。そういう点では、その先生が心配されておられることは全く的外れた話ではないなという気がしますので、この際、やっぱりこれからそこにマンション等が建っていく中で、容積率の問題もあるから、上の階についてはある程度制限されてくると思うんですけれども、そういう点では、ほかの入札をされた業者の話をお聞きしてみても、あんなに高い金額で落札するということは、相当やっぱり上に積み上げていくのではないかとお聞きしておられます。そういう点で、そういうビル風の問題とか、そういう問題が今後発生することはないのかどうか、この際、改めてお聞きしておきたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 ビル風につきましては、今まで本会議におきましても、南千里丘のときもビル風問題ということで問題提起もされた経緯がございます。ただ、我々が認知する三公害については、風の公害はいまだ現在は位置付けられていないという形にはなっているというのは認識しているんですが、ただ、現実の話として、先ほどご指

摘あったその風というのは、当然ながら、あるとは思いますが。

ただ、ヘリポートへの影響という部分につきましては、例えば梅田の市街地、ああいうビル群の中でもヘリポートはございますし、そのあたりからすると、あまり影響がないのかなというぐらいしか、今現在、ごめんなさい、理解は浅いです。ただ、先ほどおっしゃったみたいに、高層棟というのか、どこまでの高さのものが今後出てくるのか、やはりそういうものが問題視されるということは、今度、企業側に我々のほうが伝えながら、南千里丘の経緯を踏まえて事前にそういう話もしておきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 木村議員。

○木村勝彦議員 これだけ68億7,000万円という大きな金額で落札をされる以上、やっぱり企業としては、採算性、いろんなものを考えていったときに、相当高層化せんと採算がとれんやろうという見方をされている方もいらっしゃると思います。そういう点では、どれぐらいの建物が建つのかということ、やっぱりある程度、建設前にどんなものができるのかということはお我々にも知らせてもらいたいと思っております。そうしないと、やっぱり高層住宅のビル風というのは大変心配しますし、もし万が一事故が起こったときには大変なことになりますので、その辺はあえて申し上げておきたいと思っておりますし、どういう建物が建つかということが大体わかった時点で、我々にもそのことを十分知らせてもらいますようお願いしておきたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 ご指摘のとおり、当然、この内容につきましては、一から開発協議

のほうの話で、私どもの所管になりますけれども、話に乗っていくという形になりますので、ある程度の状況がつかめましたら、本会議か、もしくは、これを所管していただいているのが駅前等再開発特別委員会のほうでも所管していただいておりますので、そのあたり、またご相談をさせていただきながら、できるだけ状況が見えてきましたら提供していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議会議案第6号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 ただいま上程となりました議会議案第6号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由の説明

を申し上げます。

本件は、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、規則中、第2条及び第84条、欠席の届け出に関する規定の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、第2条及び第84条では、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、届け出なければならないと定めておりますが、それぞれに項を追加し、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ欠席届を提出することができるものと明記するものであります。

附則といたしまして、本規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第6号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、議会議案第7号など5件を議題

とします。

お諮りします。

本5件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本5件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、議会議案第9号、農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書案に対する反対討論を行います。

国民の命を支える農林漁業と農山漁村は、今、崩壊の危機になっています。基幹的農業従事者の45%以上が70代以上を占めるなど、極端な高齢化が進み、食糧自給率は先進国で最低水準のままであり、国土の荒廃も広がっています。

今日の危機的事態は、大企業製品の輸出を最優先し、食糧は輸入すればいいという歴代政府が進めてきたアメリカ財界言いなり政治に根本原因があると言えます。

安倍政権は、農業・地方の疲弊に農業所得の倍増というスローガンを掲げていますが、TPPの受け入れを前提に、圧倒的多

数の農家を切り捨て、一部の経営に支援を集中するものです。そして、日本再興戦略として進められる攻めの農林水産業も、アジア、特に中国を当てにして輸出の拡大を図るもので、日本の農林水産業全体の底上げにはなり得ません。また、農産物を完全自由化しては、農家の所得倍増も農業の維持・再生もあり得ませんし、TPP参加が農林漁業に壊滅的な打撃を与えるのは明らかです。

国産農林水産物の輸出拡大を否定するものではありませんが、本意見書案にあるように、食糧自給率の向上、輸出入バランスの改善を考えるなら、国の農政の根本的転換とTPP参加の撤回こそ、今、求めていかなければならないことを指摘し、以上、反対討論といたします。

○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。

議会議案第7号、議会議案第8号、議会議案第10号及び議会議案第11号を一括採決します。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本4件は可決されました。

議会議案第9号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

これで、平成27年第2回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後4時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                      渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員                      上 村 高 義

摂津市議会議員                      木 村 勝 彦

☆ 添 付 資 料

平成27年第2回定例会審議日程

月日	曜	会議名	内 容	開議時刻
6 / 11	木	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
12	金		民生常任委員会（第二委員会室）	10:00
13	土			
14	日			
15	月		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） (一般質問届出締切 12:00)	10:00 10:00
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
24	水			
25	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
26	金	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

# 議 案 付 託 表

平成27年第2回定例会

## 〈総務常任委員会〉

議案第41号 平成27年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分

議案第49号 摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈文教常任委員会〉

議案第41号 平成27年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分

議案第48号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈民生常任委員会〉

議案第41号 平成27年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分

議案第42号 平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

# 平成27年第2回定例会 一般質問要旨

## 質問順位

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 野原修議員   | 2番 藤浦雅彦議員  | 3番 水谷毅議員   |
| 4番 村上英明議員  | 5番 福住礼子議員  | 6番 市来賢太郎議員 |
| 7番 大澤千恵子議員 | 8番 嶋野浩一朗議員 | 9番 野口博議員   |
| 10番 安藤薫議員  | 11番 東久美子議員 | 12番 中川嘉彦議員 |
| 13番 森西正議員  | 14番 増永和起議員 | 15番 弘豊議員   |
| 16番 上村高義議員 | 17番 南野直司議員 |            |

## 野原修議員

- 1 JR千里丘駅西口駅前整備について
- 2 AEDの普及について
- 3 高齢者のための福祉サービスについて

## 藤浦雅彦議員

- 1 摂津市における地方版総合戦略の策定の進捗状況について
- 2 吹田操車場跡地7・8街区の売却益の中期財政見通しと第5次行政改革に対する影響と市民に対する還元について
- 3 防災施策の強化について
  - (1) 地域の防災リーダー育成の必要性について
  - (2) 避難所運営マニュアルと運営会議の設置の必要性について
  - (3) 警報発令時の自主避難のためのガイドライン策定と各自治会との連携の必要性について
- 4 小中学校の支援学級の課題について
  - (1) 各学校での支援学級数の現状と対応及び途中転入の場合の対応について
  - (2) 支援学級数の増加に対して教室設置やエアコンの設置など設備の対応及び対象児童の現状と人員配置の現状と対策について
  - (3) 対象児童が増加傾向にある中で今後の考え方について
- 5 市民活動団体を支援する公共施設予約システムのあり方について

## 水谷毅議員

- 1 マイナンバー制度と本市の取り組みについて
- 2 認知症の方への取り組みについて
- 3 子どもや高齢者のスマホ等の安全な利用について

## 村上英明議員

- 1 道路補修について
- 2 防犯灯の早期設置について
- 3 集会所のトイレ改修や段差解消について
- 4 国立循環器病研究センターへのバスの運行等の交通アクセスについて

## 福住礼子議員

- 1 改正道路交通法の施行に伴い自転車の安全運転を推進することについて
- 2 妊娠から育児まで切れ目ない支援のための産前産後サポート体制について
- 3 まちごと元気！ヘルシーポイント事業の進捗状況と今後の展開について
- 4 高齢者が安心して外出できる救急医療情報キットの携帯用の作成について

## 市来賢太郎議員

- 1 平成26年度大阪府中学生チャレンジテストについて
- 2 ごみ処理の広域化について
- 3 公衆トイレについて

## 大澤千恵子議員

- 1 中学校部活動について

## 嶋野浩一郎議員

- 1 市内開催イベントの安全対策について
- 2 市立集会所の今後の活用について
- 3 生産緑地について
- 4 学校での問題行動等について

## 野口博議員

- 1 大正川東詰め交差点への押しボタン式信号機の設置等について
- 2 旧味舌・旧三宅小学校跡地の売却計画について
- 3 今年度の財政状況の見通しと市民の暮らしと第5次行政改革実施計画等について

## 安藤薫議員

- 1 子ども医療費助成制度の拡大について
- 2 J R東海新幹線鳥飼基地での地下水汲み上げ問題について
- 3 旧市営鳥飼野々団地跡地でのコミュニティセンター構想について

## 東久美子議員

- 1 地域防災について
- 2 生活困窮者自立支援制度について
- 3 小中学校教育課題への取り組みについて

## 中川嘉彦議員

- 1 自転車行政について

## 森西正議員

- 1 社会福祉法人等への補助金交付による大規模施設整備において市内業者育成を目的とした入札ができないことについて
- 2 空き家対策について
- 3 無電柱化の推進について

## 増永和起議員

- 1 (仮称)別府コミュニティセンター建設と別府公民館、第19集会所、旧市営鯨生野団地跡地について
- 2 介護保険料の減免制度について
- 3 安威川橋側道橋の補修について

## 弘豊議員

- 1 マイナンバー制度について
- 2 小中学校の支援教育の充実と学級編成について

## 上村高義議員

- 1 第5次行政改革の進捗について
- 2 自転車事故防止に向けた取り組みについて

## 南野直司議員

- 1 空き家対策を含めた「安全・安心な美しいまちづくり条例」の制定について
- 2 「せつつこどもエコノート」の取り組みについて
- 3 (仮称)「地域ふれあい・いきいき・元気サポート制度」の導入について
- 4 子ども医療費助成制度の対象年齢を中学校3年生まで拡充することについて

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 3 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月11日	承認
報告 第 4 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月11日	報告)
報告 第 5 号	平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)専決処分報告の件	6月11日	承認
報告 第 6 号	平成26年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	(6月11日	報告)
議案 第 41 号	平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)	6月26日	可決
議案 第 42 号	平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月26日	可決
議案 第 43 号	工事請負契約締結の件	6月11日	可決
議案 第 44 号	工事請負契約締結の件	6月11日	可決
議案 第 45 号	工事請負契約締結の件	6月11日	可決
議案 第 46 号	工事請負契約締結の件	6月11日	可決
議案 第 47 号	工事請負契約締結の件	6月11日	可決
議案 第 48 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 49 号	摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 50 号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 51 号	工事請負契約締結の件	6月26日	可決
議案 第 52 号	工事請負契約締結の件	6月26日	可決
議案 第 53 号	財産の処分の件	6月26日	可決
議会議案 第 6 号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	6月26日	可決
議会議案 第 7 号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の件	6月26日	可決
議会議案 第 8 号	認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の件	6月26日	可決
議会議案 第 9 号	農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書の件	6月26日	可決
議会議案 第 10 号	東日本大震災の被災地復旧復興支援に関する意見書の件	6月26日	可決
議会議案 第 11 号	子どもの貧困対策の強化を求める意見書の件	6月26日	可決